# 独立行政法人福祉医療機構

平成27年度業務実績評価書(案)

# 評価書様式

# 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項								
法人名	独立行政法人福祉医療機構	立行政法人福祉医療機構							
評価対象事業年	年度評価	平成27年度(第3期)							
度	中期目標期間	平成25~29年度							

2	2. 評価の実施者に関する事項									
主	:務大臣	厚生労働大臣								
	法人所管部局	社会·援護局	担当課、責任者	社会·援護局福祉基盤課 石垣 健彦 福祉基盤課長						
		社会•援護局障害保健福祉部		社会・援護局障害保健福祉部企画課 朝川 知昭 企画課長						
		医政局		医政局総務課 中村 博治 総務課長						
		年金局		大臣官房参事官(資金運用担当) 宮崎 敦文 大臣官房参事官						
		労働基準局		労働基準局労災保険業務課 荻原 俊輔 労災保険業務課長						
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 玉川 淳 政策評価官						

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項		

# 様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定						
評定		( 2	参考) 本中期目標	期間における過	年度の総合評定の	の状況
(S, A, B, C, D)		25年度	26年度	27年度	28年度	2 9 年度
		A	A	A		
評定に至った理由						·
2. 法人全体に対する評	平価					
法人全体の評価						
全体の評定を行う上で						
特に考慮すべき事項						
3. 項目別評価における	3主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した						
課題、改善事項						
その他改善事項						
主務大臣による改善命						
令を検討すべき事項						
4. その他事項						
監事等からの意見						
その他特記事項						

様式 1 - 1 - 3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

1	式1-1-3 中期目標管理法人 年度評	<b>冶曲</b> 基本	目別計	在総括	表棣式			
	中期計画(中期目標)		左	F度評価	Б		項目別	備考
		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	調書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ι.	国民に対して提供するサービスその他の	業務の	質の向	上に関	する事	項		
	福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	S	AO	AO			1 – 1	
	福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)	S	AO	AO			1-2	
	福祉医療貸付事業(債権管理)	S	A	AO			1-3	
	福祉医療経営指導事業	A	AO	AO			1-4	
	社会福祉振興助成事業	A	В	A			1 - 5	
	退職手当共済事業	S	AO	AO			1 - 6	
	心身障害者扶養保険事業	A	В	В			1 - 7	
	福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	A	A	A			1 - 8	
	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸 付事業	A	A	В			1 - 9	指標設 定困難
	承継年金住宅融資等債権管理回収業務 及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A	В	A			1-10	
		_						

<b>※</b> 重	重要度を	「高」	と設定している項目については、	各評語	の横に	「○」を	付す。	
難	鮮易度を	「高」	と設定している項目については、	各評語	に下線を	と引く。		

中期計画(中期目標	美)		年	F度評値	<u>f</u>		項目別	備考
		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	調書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ.業務運営の効率化に関す	る事項		T	T				
業務・システムの効率推進	と情報化の	A	В	В			2 - 1	指標設 定困難
経費の節減		Α	A	В			2 - 2	
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項								
運営費交付金以外の収え 自己資金調達による貸付 不要財産の国庫納付		A	В	В			3 – 1	指標設定困難
Ⅳ. その他の事項								
効率的かつ効果的な業績 整備	<b>务運営体制の</b>	S	В	В			4-1	指標設 定困難
業務管理(リスク管理)	の充実	S	В	A			4-2	
人事に関する事項		A	В	В			4 – 3	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-1	福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)										
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号								
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	及び第6号								
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を	関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 692・702								
度	構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30	業レビュー									
	日)においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地										
	域包括ケアシステムの充実・強化が挙げられており、社会福祉施設等の整										
	備について長期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高い										
	ものである。										

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトス	プット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	<b>青報(財務情報</b>	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	2 7年度	28年度	29年度
協調融資金融機関	最終年度に	_	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	予算額(千円)	57,624,268	58,695,810	56,631,833		
数 (計画値)	340 機関以上						(340 機関)						
協調融資金融機関	_	300 機関	19 機関	9機関	11 機関			決算額 (千円)	56,267,306	55,564,450	53,036,595		
数 (実績値)			(319 機関)	(328 機関)	(339 機関)								
達成度	_	_	237.5%	112.5%	137.5%			経常費用(千円)	56,529,828	55,424,956	53,670,378		
貸付審査期間の短	30 日以内	_	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	経常利益 (千円)	△1,091,873	$\triangle 2,\!224,\!052$	△724,007		
縮(計画値)													
貸付審査期間の短	_	27.5 日	28.2 目	28.1 目	26.1 日			行政サービス実施コ	8,340,682	4,266,491	7,552,262		
縮 (実績値)								スト (千円)					
達成度	_	_	106.4%	106.8%	114.9%			従事人員数	188.46 人	190.30 人	187.44 人		
資金交付の迅速化	15 営業日以内	_	15 営業日	15 営業日	15 営業日	15 営業日	15 営業日						
(計画値)			以内	以内	以内	以内	以内						
資金交付の迅速化 (実績値)	_	7.7 営業日	7.5 営業日	7.4 営業日	7.5 営業日								
達成度	_	_	200.0%	202.7%	200.0%								

<sup>(</sup>注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	<b>注</b> 績・自己評価	主	務大臣による評価				
					業務実績	自己評価						
	第4 業務の質の向	第3 業務の質の向	第3 業務の質の向	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定					
	上に関する事項	上に関する目標	上に関する目標	① 併せ貸し(協調	① 協調融資制度の覚書締結金融機関数につ	評定: A	<評定に至っ	· ・た理由>				
		を達成するため	を達成するため	融資)金融機関数	いては、平成 26 年度末 328 機関のところ、	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の						
		にとるべき措置	にとるべき措置	を受託金融機関数	平成 27 年度末においては 339 機関まで拡	推進する地域における医療及び介護の総合的						
	通則法第29条第	通則法第30条第		の95%以上(3	大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用	な確保を推進する施設整備に係る補助対象						
	2項第3号の国民に	2項第2号の国民に		40機関)まで拡	できるよう整備を推進した。	事業への支援として特別養護老人ホーム等に						
	対して提供するサー	対して提供するサー		大する。		対する融資率の引上げによる優遇融資(167						
	ビスその他の業務の	ビスその他の業務の				件)、待機児童解消加速化プランの実現に向						
	質の向上に関する事	質の向上に関する事		② 審査業務につい	② 審査業務については、特殊異例な案件を	けた保育所等の整備に対する融資率の引上げ						
	項は、次のとおりと	項は、次のとおりと		ては特殊異例な案	除き、借入申込み受理から貸付内定通知ま	による優遇融資(478件)を実施、また、社						
	する。	する。		件を除き、借入申	での平均処理期間が26.1日となり、中期計	会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引						
				込み受理から貸付	画を達成した。	上げ及び貸付利率の引下げによる優遇融資						
	1 福祉医療貸付事	1 福祉医療貸付事	1 福祉医療貸付事	内定通知までの平		(16 件)を実施した結果、平成 27 年度にお						
	業 (福祉貸付事業)	業(福祉貸付事業)	業(福祉貸付事業)	均処理期間30日		ける審査実績は 939 件 190,842 百万円、貸						
	福祉貸付事業につ	福祉貸付事業につ	福祉貸付事業につ	以内を維持する。		付契約額は 225,997 百万円、資金交付額は						
	いては、国の福祉政	いては、国の福祉政	いては、国の福祉政			269,284 百万円となり、利用者ニーズに迅速						
	策に即して民間の社	策に即して民間の社	策に即して民間の社	③ 資金交付業務に	③ 資金交付業務については、請求内容の不	かつ的確に対応することにより、国の目指す						
:	会福祉施設等の整備	会福祉施設等の整備	会福祉施設等の整備	ついては、請求内	備が著しいもの等を除き、請求後の平均処	福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提						
	に対し長期・固定・	に対し長期・固定・	に対し長期・固定・	容の不備が著しい	理期間が 7.5 営業日となり、中期計画を達	供する基盤整備を推進するとともに、当該施						
	低利の資金を提供す	低利の資金を提供す	低利の資金を提供す	もの等を除き、請	成した。	設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生						
	ること等により、福	ること等により、福	ること等により、福	求後15営業日以		に貢献することができた。						
	祉、介護サービスを	祉、介護サービスを	祉、介護サービスを	内を維持する。		○ 東日本大震災において被災した社会福祉						
	安定的かつ効率的に	安定的かつ効率的に	安定的かつ効率的に			施設等の開設者に対しては、引き続き、機構						
:	提供する基盤整備に	提供する基盤整備に	提供する基盤整備に	<その他の指標>		ホームページにおいて、災害復旧貸付・復興						
	資するため、以下の	資するため、以下の	資するため、以下の	なし		貸付の実施について周知するなど、円滑、迅						
	点に特に留意してそ	点に特に留意してそ	点に特に留意してそ			速かつきめ細やかな対応を図り、審査(23						
	の適正な実施に努め	の適正な実施に努め	の適正な実施に努め			件 2,348 百万円)、貸付契約(27 件 3,458 百						
	ること。	る。	る。			万円)及び資金交付(43 件 6,806 百万円)						
						にあっては、最優先に実施することで被災施						
				<評価の視点>		設等の復旧・復興を支援するとともに、被災						
	(1) 国の福祉政策	(1) 政策優先度に	(1)政策優先度に	○ 毎年度、国と協	○ 国及び地方公共団体の福祉政策と緊密に	した社会福祉施設等の開設者や地方自治体						
	における政策目	即して効果的か	即して効果的か	議のうえ、当該年	連携し、地域における医療及び介護の総合	等との意見交換 (4回) や個別融資相談 (5						
	標を着実に推進	つ効率的な政策	つ効率的な政策	度における融資の	的な確保を推進する施設整備及び待機児童	か所 5 件)及び訪問相談(3 件)を実施する						
	するため、毎年	融資を行うため、	融資を行うため、	基本方針を定めた	解消加速化プランの実現に向けた保育所整	など、被災地支援に資する取組みを積極的に						
	度、国と協議の	毎年度、国と協	利用者に対し、	融資方針に基づき、	備等、政策優先度に即した効果的かつ効率	実施した。						
	うえ、当該年度	議のうえ、当該	融資方針の周知	政策優先度に即し	的な政策融資を地方公共団体の意見を踏ま	○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポ						
	における融資の	年度における融	等に努め、当該	た効果的かつ効率	えるとともに、厚生労働省関係部署と調整	イント (ガイドライン)」を借入申込者、協						

基本方針を定め	資の基本方針を	方針に基づき事	的な政策融資を実	のうえ策定した平成27年度融資方針に基づ	調融資機関及び地方公共団体など関係機関
た融資方針に基	定めた融資方針	業を実施する。	施しているか。	き実施することができた。	に対して公表し、融資相談から事業完了まで
づき、政策優先	に基づき、福祉		-		の事務手続き及び審査の要点等について周知
度に即して効果	貸付事業を実施				するなど、制度周知を積極的に実施した。
的かつ効率的な	する。				  ○ 国の福祉政策に即した施設整備に係る資
政策融資を実施					金需要が増大する中、福祉施設の整備計画の
すること。					早期段階から事業者に対する的確な融資相
					談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの
(2)政策融資の果	(2) 政策融資の果	(2) 政策融資の果	○ 政策融資の果た	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次	把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経
たすべき役割を	たすべき役割を	たすべき役割を	すべき役割を踏ま	のとおり政策に沿った融資条件の改善及び	営が可能となるよう機構職員が有する専門性
踏まえ、国の要	踏まえ、国の要	踏まえ、地域医	え、国の要請等に	優遇措置を講じた。	を活かした多面的な支援・助言等を積極的に
請等に基づき、	請等に基づき、	療介護総合確保	基づき、政策融資	a 地域における医療及び介護の総合的な	行った。[平成 27 年度相談実績 1,738 件:
災害復旧、制度	災害復旧、制度	基金を活用した	として災害復旧、	確保を推進するための特別養護老人ホー	平成 26 年度 1,521 件(約 14.3%増)]
改正、金融環境	改正、金融環境	施設整備、耐震	制度改正、金融環	ム等の施設整備について、融資率の引上	また、福祉貸付部と医療貸付部を統合し、
の変化に伴う経	の変化に伴う経	化整備、保育所	境の変化に伴う経	げ (一律 90%) 等の優遇措置を実施した。	福祉施設と医療施設の合築の計画等につい
営悪化等の緊急	営悪化等の緊急	等の整備等に係	営悪化等の緊急時	(実績:167 件 109,429 百万円)	て融資相談から審査をワンストップで対応で
時における資金	時における資金	る資金の需要に	における資金需要	b 小規模保育事業について、補助金が交付	きる体制を整備するなど、利用者サービスの
需要に迅速かつ	需要に迅速かつ	迅速かつ機動的	に迅速かつ機動的	されない施設整備であっても、融資が行	向上を図った。
機動的に対応す	機動的に対応す	に対応する等、	に対応する等、民	えるよう融資制度を拡充した。(実績 : 16	これらの取組みにより、貸付審査を了した
る等、民業補完	る等、民業補完	民業補完を徹底	業補完を徹底しつ	件 406 百万円)	貸付先または事業完了に至った貸付先を対象
を徹底しつつ、	を徹底しつつ、	しつつ、融資対	つ、融資対象の重	c 幼保連携型認定こども園の整備に対する	としたアンケート調査を実施した結果、
融資対象の重点	融資対象の重点	象の重点化及び	点化及び必要な融	融資制度を創設した。(実績:57件7,329	97.3%の貸付先から「満足した」との回答を
化及び必要な融	化及び必要な融	必要な融資枠の	資枠の確保、融資	百万円)	得ることができた。
資枠の確保、融	資枠の確保、融	確保、融資条件	条件の改善等によ	d 都市部における社会福祉施設等の施設整	○ 民業補完の推進を図る観点から、受託金融
資条件の改善等	資条件の改善等	の改善等により、	り、増大する利用	備について、融資条件の優遇措置の対象	機関が開催する研修会(7回)や機構が開催
により、増大す	により、増大す	増大する利用者	者ニーズへの対応	となる施設を拡充した。(実績:242 件	する受託金融機関業務研修会議(2回)にお
る利用者ニーズ	る利用者ニーズ	ニーズへの対応	を図っているか。	30,727 百万円)	いて、経営サポートセンターと連携して機構
への対応を図る	への対応を図る。	を図る。		e 償還期間に応じた貸付金利体系を導入し	が保有する社会福祉施設に関するデータや福
こと。				た。	祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関
特に、東日本	特に、東日本	特に、東日本	特に、東日本大	○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等	する情報を提供するとともに、全国地方銀行
大震災で被災し	大震災で被災し	大震災からの復	震災で被災した社	の開設者に対して、引き続き、機構ホーム	協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり
た社会福祉施設	た社会福祉施設	旧・復興に資す	会福祉施設等に対	ページにおいて、貸付限度額、融資率及び	方について意見交換を行った。
等に対し、引き	等に対し、引き	るため、引き続	し、引き続き被災	償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧・	また、併せ貸し(協調融資制度)の一層の
続き被災地支援	続き被災地支援	き、災害復旧・	地支援に資するた	復興貸付の実施について周知するなど、円	普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事
に資するため復	に資するため復	復興資金の優遇	め復旧・復興資金	滑かつきめ細やかな対応を図り、審査、貸	業については、借入申込者に対して、融資相
旧・復興資金等	旧•復興資金等	融資を実施する。	等の優遇融資を実	付契約及び資金交付にあっては最優先で実	談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金
の優遇融資を実	の優遇融資を実		施しているか。	施することにより被災施設等の復旧・復興	融機関(メインバンク)の支援体制の状況を
施すること。	施する。			を支援した。	確認することを徹底したほか、行政機関や福
				○ 被災地におけるニーズを的確に把握する	祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及
				ため、被災した社会福祉施設等の開設者、	び協調融資制度の周知・広報活動等を行うな
				地方自治体及び関係団体と意見交換(4回)	ど、利用の向上に資するための取組みを実施
				6	

T					
				を実施するとともに、地方自治体や関係団	した結果、中期計画(目標 340 機関)に対
				体と連携を図り、被災した社会福祉施設等	して平成 27 年度末時点で覚書締結金融機関
				の開設者に対する個別融資相談(5か所5	数は 339 機関まで拡大し、制度利用者が円
				件)及び訪問相談(3件)を実施した。	滑に民間資金を活用することができる体制整
				○ 災害救助法の適用となった平成27年9月	備を推進した。
				の台風18号による大雨に係る被害を受けた	○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化につ
				社会福祉施設に対し、災害復旧を支援する	いては、いずれも中期計画の目標値の範囲内
				ため、貸付利率及び融資率を優遇する融資	で処理することができた。
				を実施した。(実績:2件)	〇 以上のとおり、平成 27 年度においては、
					政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域に
(3) 福祉・介護サ	(3)利用者サービ	(3) 提出書類の電	○ 利用者サービス	○ 利用者サービスの向上を図るため、次の	おける医療及び介護の総合的な確保を推進す
ービスを安定的	スの向上を図る	子化などの電子	の向上を図るため、	取組みを行った。	る施設整備、待機児童解消加速化プランの実
かつ効率的に提	ため、手続きの	媒体による配布	手続きの簡素化を	a 機構や福祉関係団体が開催するセミナー	現に向けた保育所等の整備、耐震化整備、さ
供する基盤整備	簡素化を促進す	など手続きの簡	促進するとともに、	等において、個別融資相談会(26 回 198	らに東日本大震災への対応としての災害復
を推進するため、	るとともに、福	素化を進めると	福祉施設の整備計	件)を実施するとともに、法人経営の安	旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ
事業者の施設整	祉施設の整備計	ともに、事業者	画の早期段階から	定及び福祉サービスの質の向上に資する	的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するな
備等に関する相	画の早期段階か	に対する積極的	的確な融資相談等	観点から、事業計画の早期段階から融資	ど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施
談等を適切に実	ら的確な融資相	な融資内容の周	に応じ、速やかに	相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物	設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を
施することによ	談等に応じ、速	知や個別融資相	安定的な事業実施	の機能性等について助言を行った。	提供すること等により、福祉、介護サービス
り、利用者サー	やかに安定的な	談を実施し、利	ができるよう必要	b 借入申込み等の手順を整理した「融資の	を安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資
ビスの向上を図	事業実施ができ	用者サービスの	な見直しの提案、	ポイント (ガイドライン)」を借入申込者、	する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る
ること。	るよう必要な見	向上を図る。	助言等を行ってい	協調融資機関及び地方公共団体など関係	実績を上げ、地域における社会福祉事業施設
	直しの提案、助	特に個別融資	るか。	機関に対して公表し、融資相談から事業	の基盤整備を支援することができた。
	言等を行う。	相談においては、		完了までの事務手続き及び審査の要点等	
		円滑な施設運営		について積極的に周知を行った。	<課題と対応>
		と利用者サービ		c 借入申込者が自らの経営状況及び事業計	特になし。
		スの質的向上に		画に合わせて、償還期間や金利を選択す	
		資する観点から、		ることができるよう償還期間に応じた柔	
		計画の早期段階		軟な金利(期間別金利)制度を導入した。	
		から的確な融資		d 福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉	
		相談等に応じ、		施設と医療施設の合築の計画等について	
		資金調達や償還		融資相談から審査をワンストップで対応	
		計画の整合性だ		できる体制を整備し、迅速かつ一元的な	
		けでなく、長期		対応を行った。	
		にわたる安定経			
		営が可能となる			
		ような多面的か			
		つ専門的な支			
		援・助言を行う。			
(4) 民業補完の推	(4) 民間金融機関	(4) これまでの融	○ 融資や経営診断	○ 民業補完の推進を図る観点から、次の取	

進の観点から、	と協調した融資	資や経営診断を	を通じて得た社会	組みを行った。
融資や経営診断		通じて得た社会	福祉施設に関する	
を通じて得たノ		福祉施設に関す	ノウハウやデータ	
ウハウ等を民間		るノウハウやデ	等を民間金融機関	
金融機関に提供		ータ等を民間金	に対し積極的に提	
するとともに、	するノウハウや	融機関へ積極的	供しているか。	や民業補完のあり方等について意見交換
併せ貸しの一層		に情報提供する		を行った。(実績:3回)
の普及に努める		とともに、受託		c 機構が開催する受託金融機関業務研修
こと。	積極的に提供す	金融機関に対す		会議において、経営サポートセンターと
- 0	る。	る業務研修会を		連携し、福祉・医療に関する政策動向や
		実施し、民間金		経営動向等について情報を提供した。(実
		融機関と協調し		績:2回)
		た融資を推進す		
		る。		
なお、併せ貸	また、併せ貸	また、次の取	○ 併せ貸しの利用	○ 児童福祉事業及び障害者福祉事業につい
しの普及にあた	しの一層の普及	組みを行うこと	が進んでいない要	ては、事業規模が比較的小さいこと、また、
っては、併せ貸	を図るため、	により、併せ貸	因を分析した結果	補助金や交付金等の補助割合が高いことな
しの利用が進ん	① 併せ貸しの利	しの一層の普及	を踏まえ、併せ貸	どにより、併せ貸しの利用が低調であるこ
でいない児童福	用が進んでいな	を図る。	しの周知を図るな	とから、更なる利用促進を図るため、次の
祉事業及び障害	い児童福祉事業	① 児童福祉事業	ど利用の向上に資	取組みを行った。
者福祉事業につ	及び障害者福祉	及び障害者福祉	する取組を行って	a 借入申込者に対して、融資相談時に協
いて要因を分析	事業については	事業について、	いるか。	調融資制度を案内するとともに、民間金
し、当該分析結	要因を分析した	低調な理由の要		融機関(メインバンク)の支援体制の状
果を踏まえて利	結果を踏まえ、	因分析の結果に	○ 併せ貸し(協調	況を確認することを徹底した。
用の向上に資す	併せ貸しの周知	基づき、必要な	融資)制度の充実	b 行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、
る取組を行うも	を図るなど利用	方策に着手する。	を図り、制度の適	機構の融資制度及び協調融資制度につい
のとすること。	の向上に資する	② 協調融資金融	切な運用を行うと	て説明するとともに、併せ貸し(協調融
	取組を行う。	機関数を拡大す	ともに、制度の対	資制度)の一層の普及に向けて意見交換
	② 併せ貸し(協	るため、民間金	象拡大について中	を行った。(実績:39団体)
	調融資)制度に	融機関が開催す	期計画を達成して	c 機構が開催する行政機関担当者向け説
	ついて、併せ貸	るセミナー等に	いるか。	明会や受託金融機関業務研修会議におい
	し (協調融資)	おいて、協調融		て、機構の融資制度及び協調融資制度の
	金融機関数を受	資制度の周知・		説明を行うなど、併せ貸し(協調融資制
	託金融機関数の	広報活動を行う。		度)の一層の普及を図るための周知・広
	95%以上(3			報活動等を行った。
	40機関)まで			d 全国地方銀行協会に対して、協調融資
	拡大するなど制			制度について説明するとともに、併せ貸
	度の充実、適切			し(協調融資制度)の一層の普及などに
	な運用を行う。			ついて意見交換を行った。
				e 協調融資制度の利便性の向上を図るた
				め、協調融資制度の利用にあたって、協

			Г	
				調融資金融機関から機構に提出していた
				連絡様式を廃止し、事務手続きを簡略化
				した。
				○ 協調融資機関数については、上記①のと
				おり、中期計画(目標 340 機関)に対して
				339 機関まで拡大した。
(5)審査業務及び	(5)審査業務につ	(5) 中期計画に定	○ 審査業務の平均	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。
資金交付業務に	いては特殊異例	められた審査業	処理期間について	
ついて利用者サ	な案件を除き、	務及び資金交付	は、特殊異例な案	
ービスの向上を	借入申込み受理	業務に係る処理	件を除き、中期計	
図ること。	から貸付内定通	期間の順守に努	画を達成している	
	知までの平均処	め、利用者サー	カ。	
	理期間30日以	ビスの向上を図		
	内を維持する。	る。	○ 資金交付業務の	○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。
	また、資金交		平均処理期間につ	
	付業務について		いては、請求内容	
	は、請求内容の		の不備が著しいも	
	不備が著しいも		の等を除き、中期	
	の等を除き、請		計画を達成してい	
	求後の平均処理		るか。	
	期間15営業日			
	以内を維持する。		○ 国民のニーズと	○ 調書No.2-2(経費の節減)参照
			ずれている事務・	
			事業や、費用に対	
			する効果が小さく	
			継続する必要性の	
			乏しい事務・事業	
			がないか等の検証	
			を行い、その結果	
			に基づき、見直し	
			を図っているか。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-2	福祉医療貸付事業(医療貸付事業)		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的	関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 692・702
度	に提供していくことが課題。「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30	業レビュー	
	日)においても、地域医療サービスの効率化・高度化や地域医療構想の達成		
	が挙げられており、医療施設等の整備について長期・固定・低利により資金		
	を提供する本事業は重要度が高いものである。		

2. 主要な経年デー	タ												
①主要なアウトス	プット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸付審査期間の短 縮(計画値)	30 日以内	_	30 日以内	予算額(千円)		l	_						
貸付審査期間の短 縮(実績値)	_	19.5 日	19.4 日	19.3 日	19.3 日			決算額(千円)			_		
達成度	_	_	154.6%	155.4%	155.4%			経常費用(千円)	_	_	_		
資金交付の迅速化 (計画値)	15 営業日以内	_	15 営業日 以内	経常利益 (千円)	_	_	_						
資金交付の迅速化 (実績値)	_	8.9 営業日	9.1 営業日	8.7 営業日	8.9 営業日			行政サービス実施コ スト (千円)	_	_	_		
達成度	_	_	164.8%	172.4%	168.5%			従事人員数	_		_		

<sup>(</sup>注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
	2 福祉医療貸付事	2 福祉医療貸付事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
業 (医療貸付事業)	業(医療貸付事業)	業(医療貸付事業)	① 審査業務につい	① 審査業務については、特殊異例な案件を	評定:A	<評定に至った理由>
	医療貸付事業につ	医療貸付事業につ	ては特殊異例な案	除き、借入申込み受理から貸付内定通知ま	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の	
医療貸付事業につ	いては、国の医療政	いては、国の医療政	件を除き、借入申	での平均処理期間が19.3日となり、中期計	医療施策に即して病院の耐震化整備事業に	
いては、国の医療政	策に即して民間の医	策に即して民間の医	込み受理から貸付	画を達成した。	対する融資率の引き上げによる優遇融資を実	
<b>策に即して民間の医</b>	療施設等の整備に対	療施設等の整備に対	内定通知までの平		施(28件)、また、医療機能分化の観点から、	
寮施設等の整備に対	し長期・固定・低利	し長期・固定・低利	均処理期間30日		特定病院(規模の大きな病院及び専門的な医	
長期・固定・低利	の資金を提供するこ	の資金を提供するこ	以内を維持する。		療を行う病院) に対する融資限度額の特例を	
資金を提供するこ	と等により、医療サ	と等により、医療サ			適用する優遇融資(33 件)及び中小規模病	
: 等により、医療サ	ービスを安定的かつ	ービスを安定的かつ	② 資金交付業務に	② 資金交付業務については、請求内容の不	院に対する融資率の引上げを適用する優遇融	
-ビスを安定的かつ	効率的に提供する基	効率的に提供する基	ついては、請求内	備が著しいもの等を除き、請求後の平均処	資(14 件)を実施した結果、平成 27 年度に	
カ率的に提供する基	盤整備に資するため、	盤整備に資するため、	容の不備が著しい	理期間が 8.9 営業日となり、中期計画を達	おける審査実績は 103 件 108,814 百万円、	
盤整備に資するため、	以下の点に特に留意	以下の点に特に留意	もの等を除き、請	成した。	貸付契約額は110,650百万円、資金交付額は	
以下の点に特に留意	してその適正な実施	してその適正な実施	求後15営業日以		139,070 百万円となり、利用者ニーズに迅速	
<b>してその適正な実施</b>	に努める。	に努める。	内を維持する。		かつ的確に対応することにより、国の目指す	
こ努めること。					医療サービスを安定的かつ効率的に提供する	
			<その他の指標>		基盤整備を推進することができた。	
			なし		さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メ	
					ニューとして、都道府県が策定する「地域医	
					療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う	
			<評価の視点>		医療機関に対し、一定期間、元金を据え置く	
(1) 国の医療政策	(1)政策優先度に	(1) 医療施設の質	○ 国と協議のうえ、	○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針(ガ	ことができる融資制度(償還期間 10 年以内、	
における政策目	即して効果的か	的向上と効率化	融資の基本方針を	イドライン)」を適用し、都道府県の医療計	据置期間4年以内)を創設することとした。	
標を着実に推進	つ効率的な政策	を推進すること	定めたガイドライ	画に基づき、5 疾病(がん、脳卒中、急性	○ 東日本大震災において被災した医療関係	
するため、国と	融資を行うため、	により、医療の	ンに基づき、政策	心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)5 事業(救	施設等の開設者に対しては、引き続き、機構	
協議のうえ、融	国と協議のうえ、	政策目標の推進	優先度に即した効	急医療、災害医療、へき地医療、周産期医	ホームページにおいて、災害復旧貸付の実施	
資の基本方針を	融資の基本方針	に積極的に貢献	果的かつ効率的な	療及び小児医療)等に係る医療連携体制に	について周知するなど、円滑、迅速かつきめ	
定めたガイドラ	を定めたガイド	する。	政策融資を実施し	位置付けられる政策優先度の高い地域医療	細やかな対応を図り、審査(11 件 3,468 百	
インに基づき、	ラインに基づき、	また、病院へ	ているか。	等を実施する病院または民間の金融機関で	万円)、貸付契約(4件 293 百万円)及び資	
政策優先度に即	医療貸付事業を	の融資について		は融資が難しい中小病院に融資対象を限定	金交付(17 件 7,848 百万円)にあっては、	
して効果的かつ	実施する。	は、ガイドライ		するなど、融資の重点化及び民業補完のよ	最優先に実施することで被災施設等の復旧・	
効率的な政策融		ンに基づき、政		り一層の徹底を図った。	復興を支援するとともに、被災した医療関係	
資を実施するこ		策優先度に即し			施設等の開設者や地方自治体等との意見交	
と。		て効果的かつ効			換(10回)や個別融資相談会(3か所7件)	
		率的な政策融資			及び訪問相談(7件)を実施するなど、被災	
		を実施する。			地支援に資する取組みを積極的に実施した。	
					○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポ	

(2) た踏請災改の営時需機るを融の割のき制環う緊資か応補つ重なでといい、底対の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関
化及の確保、融資条件の改善等により、増大の利用者ニースの対応を図ること。
特に、東日本 大震災で被災し た医療関係施設 等に対し、引き 続き被災地支援 に資するため復 旧資金等の優遇

措置を実施する

こと。

(2) 政策融資の果 たすべき役割を 踏まえ、国の要 請等に基づき、 災害復旧、制度 改正、金融環境 の変化に伴う経 営悪化等の緊急 時における資金 需要に迅速かつ 機動的に対応す る等、民業補完 を徹底しつつ、 融資対象の重点 化及び必要な融 資枠の確保、融 資条件の改善等 により、増大す る利用者ニーズ

への対応を図る。

特に、東日本

大震災で被災し

た医療関係施設

等に対し、引き

続き被災地支援

に資するため復

旧資金等の優遇

措置を実施する。

たすべき役割を 踏まえ、病院の 耐震化整備、地 域医療介護総合 確保基金を活用 した施設整備や、

金融環境の変化

に伴う経営悪化

に対応する経営

安定化資金の需

要に迅速かつ機

動的に対応する

等、民業補完を

徹底しつつ、融

資対象の重点化

及び必要な融資

枠の確保、融資

条件の改善等に

より、増大する

利用者ニーズへ

の対応を図る。

すべき役割を踏ま

え、国の要請等に

基づき、政策融資

として災害復旧、

制度改正、金融環

境の変化に伴う経

営悪化等の緊急時

における資金需要

に迅速かつ機動的

に対応する等、民

業補完を徹底しつ

つ、融資対象の重

点化及び必要な融

資枠の確保、融資

条件の改善等によ

り、増大する利用

者ニーズへの対応

を図っているか。

特に、東日本 大震災からの復 震災で被災した医 旧に資するため、 療関係施設等に対 引き続き、災害 し、引き続き被災 復旧資金の優遇 地支援に資するた 融資を実施する。 め復旧資金等の優 遇措置を実施して いるか。

- (2) 政策融資の果│○ 政策融資の果た│○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次 のとおり政策に沿った融資条件の改善及び 優遇措置を講じた。
  - a 病院の病床不足地域及び診療所不足地 域における施設整備について、優遇金利 を適用した。(実績:18件19,937百万円)
  - b 特定病院(規模の大きな病院及び専門 的な医療を行う病院)については、融資 限度額に特例を適用した。(実績:33件 86.302 百万円)
  - c 中小規模病院(200 床未満の病院)の 施設整備に対する融資については、通常 より高い融資率 (70%→90%) を適用し た。(実績:14件25,629百万円)
  - d 耐震化基準を満たすために補強改修工 事や建替整備を行う病院への融資につい て、通常より高い融資率 (70%→95%) を 適用した。(実績:28件68,712百万円)
  - e 償還期間に応じた貸付金利体系を導入 した。
  - 都道府県が策定する「地域医療構想」に 基づき病床転換等の取組みを行う医療機関 が、病床機能転換による収益構造の変化等 に適切に対応し、引き続き安定的に事業を 運営していけるよう、一定期間、元金を据 え置くことができる新たな融資制度(償還 期間 10 年以内、据置期間 4 年以内) を創設 することとした。
  - 特に、東日本大 〇 東日本大震災で被災した医療関係施設等 の開設者に対して、引き続き、機構ホーム ページにおいて、貸付限度額、融資率及び 償還期間の優遇措置等を講じた災害復旧貸 付の実施について周知するなど、円滑かつ きめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及 び資金交付にあっては、最優先で実施する ことにより被災施設等の復旧・復興を支援 した。
    - 被災地におけるニーズを的確に把握する ため、被災した医療関係施設等の開設者、 地方自治体及び関係団体と意見交換(10回)

- イント」を借入申込者、協調融資機関及び地 方公共団体など関係機関に対して公表し、融 資相談から事業完了までの事務手続き及び審 査の要点等について周知するなど、制度周知 を積極的に実施した。
- 施設整備等を予定している医療法人等を 対象とした融資相談会を全国 10 ブロックで 計23回開催、機構主催の経営セミナーにお いて個別融資相談(12件)及び訪問相談(26 件)を実施したほか、貸付事業の円滑な実施 の促進に資するため、地方公共団体や関係団 体へ出向き、融資制度のPR(56 回)を実 施するとともに、福祉貸付部と医療貸付部を 統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等 について融資相談から審査をワンストップで 対応できる体制を整備するなど、利用者サー ビスの向上を図った。

これらの取組みにより、貸付審査を了した 貸付先または事業完了に至った貸付先を対象 としたアンケート調査を実施した結果、 97.9%の貸付先から「満足した」との回答を 得ることができた。

- 民業補完の推進を図る観点から、受託金融 機関が開催する研修会(7回)や機構が開催 する受託金融機関業務研修会議(2回)にお いて、経営サポートセンターと連携して機構 が保有する医療関係施設に関するデータや福 祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関 する情報を提供するとともに、全国地方銀行 協会と福祉医療貸付事業や民業補完のあり 方について意見交換を行った。また、平成 27 年度からは協調融資制度の対象範囲を医 療関係施設まで拡充し、制度利用者が円滑に 民間資金を活用することができる体制整備を 推進した。
- 審査業務及び資金交付業務の迅速化につ いては、いずれも中期計画の目標値の範囲内 で処理することができた。
- 以上のとおり、平成27年度においては、 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療関 係施設の耐震化整備、医療機能分化等を推進

	T	Т				
					を実施するとともに、地方自治体や関係団	する施設整備、東日本大震災への対応として
					体と連携を図り、個別融資相談会(3か所7	の災害復旧支援など、利用者ニーズに迅速か
					件)及び訪問相談(7件)を実施した。	つ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援する
					○ 東日本大震災で被災した貸付先について、	など、国の医療政策に即して民間の医療施設
					株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提
					との間で債権譲渡契約を締結し、既往債権	供すること等により、医療サービスを安定的
					について同社へ機構債権の売却を行い貸付	かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組
					先の債務を軽減するとともに、移転計画に	みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上
					対し新規融資を行うなど、被災した貸付先	げ、地域における医療関係施設の基盤整備を
					の施設再開に向けての支援を行った。(実	支援することができた。
					績:1件1,388百万円)	
					また、同社と連携し既往債権を繰上償還	<課題と対応>
					したうえで、新たに災害復旧資金を融資し、	特になし。
					被災した貸付先の再生支援を行った。(実	
					績:1件1,185百万円)	
					○ 激甚災害に対処するための特別の財政援	
					助等に関する法律に基づき、政令により激	
					<b>甚災害が適用される地域において被害を受</b>	
					けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援	
					するため、貸付限度額、融資率及び償還期	
					間の優遇措置を講じた。	
(:	3) 医療サービス	(3)利用者サービ	(3) 提出資料の電	○ 利用者サービス	○ 利用者サービスの向上を図るため、次の	
	を安定的かつ効	スの向上を図る	子化などの電子	の向上を図るため、	取組みを行った。	
	率的に提供する	ため、手続きの	媒体による配布	手続きの簡素化を	a 医療施設、介護老人保健施設等の整備を	
	基盤整備を推進	簡素化を促進す	など手続きの簡	促進するとともに、	予定している医療法人等を対象とした個	
	するため、事業	るとともに、医	素化を進めると	医療施設の整備計	別融資相談会を全国 10 ブロックで計 23	
	者の施設整備等	療施設の整備計	ともに、全国数	画の早期段階から	回(融資相談件数 89 件)開催し、また、	
	に関する相談等	画の早期段階か	か所で実施する	的確な融資相談等	機構が開催する経営セミナーにおいて個	
	を適切に実施す	ら的確な融資相	融資相談会の開	に応じ、速やかに	別融資相談(12件)を実施したほか、訪	
	ることにより、	談等に応じ、速	催に加え、事業	安定的な事業実施	問相談(26件)を実施するとともに、法	
	利用者サービス	やかに安定的な	計画検討中の者	ができるよう必要	人経営の安定及び医療サービスの質の向	
	の向上を図るこ	事業実施ができ	に対し融資相談	な見直しの提案、	上に資する観点から、事業計画の早期段	
	と。	るよう必要な見	に出向くなど、	助言等を行ってい	階から融資相談に応じ、利用者ニーズの	
		直しの提案、助	融資相談の充実	るか。	把握や建物の機能性等について助言を行	
		言等を行う。	を図る。		った。	
			特に個別融資		b 貸付業務の円滑な実施を促進するため、	
			相談においては、		地方自治体や関係団体に出向き、融資制	
			円滑な施設経営		度のPR(56回)を行った。	
			と施設の機能強		c 借入申込み等の手順を整理した「融資の	
			化に資する観点		ポイント」を借入申込者及び地方公共団	
					<u> </u>	

-		, ,		H.) ) 288 K W 88 ) 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		から、計画の早		体など関係機関に対して公表し、融資相談
		期段階から的確		から事業完了までの事務手続き及び審査
		な融資相談に応		の要点等について積極的に周知を行った。
		じ、資金調達や		d 借入申込者が自らの経営状況及び事業
		償還計画の整合		計画に合わせて、償還期間や金利を選択す
		性だけでなく、		ることができるよう償還期間に応じた柔
		長期にわたる安		軟な金利(期間別金利)制度を導入した。
		定経営が可能と		e 建築資金に係る貸付金額の算定方法を簡
		なるような多面		素化し、所要額に融資率を乗じる方法に
		的かつ専門的な		変更した。
		支援・助言等を		f 福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉
		行う。		施設と医療施設の合築の計画等について
				融資相談から審査をワンストップで対応
				できる体制を整備し、迅速かつ一元的な
				対応を行った。
(4) 民業補完の推	(4) 民間金融機関	(4) これまでの融	○ 融資や経営診断	〇 民業補完の推進を図る観点から、次の取
進の観点から、	と協調した融資	資や経営診断を	を通じて得た医療	組みを行った。
融資や経営診断	を推進するため、	通じて得た医療	関係施設に関する	a 医療関係施設の整備に際して民間金融
を通じて得たノ	融資や経営診断	関係施設に関す	ノウハウやデータ	機関からの資金調達をより円滑に行うこ
ウハウ等を民間	を通じて得た医	るノウハウやデ	等を民間金融機関	とができるようにするため、平成 27 年度
金融機関に提供	療関係施設に関	ータ等を民間金	に対し積極的に提	から、これまで社会福祉事業施設に限定
すること。	するノウハウや	融機関へ積極的	供しているか。	していた民間金融機関との協調融資制度
	データ等を民間	に情報提供する		の対象範囲を医療関係施設まで拡充し、
	金融機関に対し	とともに、受託		福祉医療貸付事業全体とした。
	積極的に提供す	金融機関に対す		b 受託金融機関が開催する研修会におい
	る。	る業務研修会を		て、機構が保有する医療関係施設に関す
		実施し、民間金		るデータを提供した。(実績:7機関)
		融機関と協調し		c 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事業
		た融資を推進す		や民業補完のあり方等について意見交換
		る。		を行った。(実績:3回)
		また、新たに		d 機構が開催する受託金融機関業務研修
		導入する協調融		会議において、経営サポートセンターと
		資制度について、		連携し、福祉・医療に関する政策動向や
		民間金融機関が		経営動向等について情報を提供した。(実
		開催するセミナ		(大)
		一等において周		順 . 4 回 /
		知・広報活動を		
		行い、協調融資		
		金融機関数の拡		
		大に努める。		14

(5)審査業務及び	(5)審査業務につ	(5)中期計画に定	○ 審査業務の平均	○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。
資金交付業務に	いては特殊異例	められた審査業	処理期間について	
ついて利用者サ	な案件を除き、	務及び資金交付	は、特殊異例な案	
ービスの向上を	借入申込み受理	業務に係る処理	件を除き、中期計	
図るとともに、	から貸付内定通	期間の順守に努	画を達成している	
病院の機能や経	知までの平均処	め、利用者サー	カュ。	
営状況について	理期間30日以	ビスの向上を図		
の第三者評価結	内を維持すると	る。	○ 資金交付業務の	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。
果を融資審査に	ともに、病院の	また、融資審	平均処理期間につ	
活用すること。	機能や経営状況	査においては、	いては、請求内容	
	についての第三	病院の機能等や	の不備が著しいも	
	者評価結果を融	経営状況につい	の等を除き、中期	
	資審査に活用す	ての第三者評価	計画を達成してい	
	る。	結果を引き続き	るか。	
	また、資金交	活用する。		
	付業務について		○ 病院の機能や経	○ 平成27年度においても、引き続き、日本
	は、請求内容の		営状況についての	医療機能評価機構やISO審査登録機関に
	不備が著しいも		第三者評価結果を	よる第三者評価結果を融資に活用した。
	の等を除き、請		融資審査に活用し	
	求後の平均処理		ているか。	
	期間15営業日			
	を維持する。			
				○ 調書No.2-2(経費の節減)参照
			ずれている事務・	
			事業や、費用に対	
			する効果が小さく	
			継続する必要性の	
			乏しい事務・事業	
			がないか等の検証	
			を行い、その結果	
			に基づき、見直し	
			を図っているか。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-3	福祉医療貸付事業(債権管理)		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第2号、
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供	関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 692・702
度	体制を構築・維持することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂 2015」(平成	業レビュー	
	27 年 6 月 30 日)においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の		
	場の整備や地域医療サービスの効率化・高度化が挙げられており、貸付債		
	権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維		
	持及び存続を図るため、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本		
	事業は重要度が高いものである。		

#### 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) (参考) 指標 達成目標 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 前中期目標期 間最終年度値 予算額(千円) リスク管理債権比 2.86%リスク管理債権比 2.40%2.13% 2.17%決算額 (千円) 率 (実績値) 達成度 119.2%134.3%131.8% 経常費用 (千円) 経常利益(千円) 行政サービス実施コ スト (千円) 従事人員数

<sup>(</sup>注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	経績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 福祉医療貸付事	3 福祉医療貸付事	3 福祉医療貸付事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
業 (債権管理)	業(債権管理)	業(債権管理)	なし		評定: A	<評定に至った理由>
福祉医療貸付事業	福祉医療貸付事業	福祉医療貸付事業			○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取	
における債権管理に	における債権管理に	における債権管理に	<その他の指標>		り巻く経営環境については、介護報酬及び診	
ついては、政策融資	ついては、政策融資	ついては、政策融資	なし		療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が	
としての役割を踏ま	としての役割を踏ま	としての役割を踏ま			続いているが、このような厳しい経営環境の	
え、地域における社	え、地域における社	え、地域における社			中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつ	
会福祉施設等及び医	会福祉施設等及び医	会福祉施設等及び医			きめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉	
療施設等の維持及び	療施設等の維持及び	療施設等の維持及び			施設及び医療施設の維持・存続を図ることが	
存続を図ることを最	存続を図ることを最	存続を図ることを最			機構の役割であることを認識しつつ、既往貸	
優先とし、貸付債権	優先とし、貸付債権	優先とし、貸付債権			付金の貸出条件緩和等により積極的に支援	
の適正な管理を行う	の適正な管理を行う	の適正な管理を行う			することができた。	
とともに、リスク管	とともに、リスク管	とともに、リスク管			○ 平成27年度末におけるリスク管理債権比	
理債権比率の改善に	理債権比率の改善に	理債権比率の改善に			率については 2.17% (対前中期目標期間最	
努めつつ、不良債権	努めつつ、不良債権	努めつつ、不良債権			終年度実績(2.86%)比 75.9%)となり、平	
の処理を促進するた	の処理を促進するた	の処理を促進するた			成 26 年度に引き続き、低い水準を維持する	
め、以下の点に特に	め、以下の点に特に	め、以下の点に特に			ことができた。	
留意してその適正な	留意してその適正な	留意してその適正な			この主な要因としては、貸付先の経営情報	
実施に努めること。	実施に努める。	実施に努める。			を事業報告書等により継続的に収集、分析し、	
					経営状況の的確な把握に努めたこと、また、	
			<評価の視点>		経営サポートセンターと連携し、改善計画(ア	
(1) 貸付債権の適	(1) 貸付債権の適	(1) 貸付債権の適			クションプラン) の策定が困難な貸付先に対	
正な管理	正な管理	正な管理			する「再建計画作成支援ツール」を作成する	
福祉医療貸付	福祉医療貸付	① 自己査定を	〇 継続的に貸付先	○ 大口貸付先については、償還の確実性及	など経営改善に向けた各種支援策等の取組み	
事業の貸付債権	事業の貸付債権	含む貸付全般	の事業の状況や財	び今後の経営方針等を把握するため、顧客	を実施し、イエローゾーン債権の支援に活用	
について、継続	について、継続	に係る内部プ	務の状況等を把握	業務部、経営サポートセンター及び福祉医	したことなどに加えて、事業報告書等を活用	
的に貸付先の事	的に貸付先の事	ロセス等につ	するためのフォロ	療貸付部が連携しつつ、機構の理事長等が	し、平成 27 年度から新たに個人貸付先の決	
業の状況や財務	業の状況や財務	いて分析・検	ーアップ調査を実	当該貸付先の経営層に対しヒアリングを実	算について経年、傾向分析を行い、その結果	
の状況等を把握	の状況等を把握	討を行い、必	施しているか。	施し、前年度の事業実施状況や中期的な経	を役員及び貸付関係部へフィードバックした	
するためのフォ	するためのフォ	要に応じて規		営方針及び今後の事業計画等について把握	ことなどが挙げられる。	
ローアップ調査	ローアップ調査	程・マニュア		した。(実績:延べ56回33貸付先)	また、平成 26 年度決算に基づき、新たに	
を実施するとと	を実施するとと	ル等見直すこ		○ 経営サポートセンターと連携して平成26	2 か年の経年分析を実施のうえ、抽出基準に	
もに、債権区分	もに、債権区分	とにより、貸		年度決算に基づく事業報告書を徴求し、こ	基づくイエローゾーン債権の抽出を行い、そ	
別に適切な管理	別に適切な管理	付債権の適正		のうち個人貸付先については、今後リスク	の結果を役員及び貸付関係部へフィードバッ	
を行うこと。	を行う。	な管理を実施		管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イ	クするとともに、抽出結果に基づき実地調査	
		する。		エローゾーン債権」という。)の抽出を行い、	等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び	
		② 福祉医療貸		特殊債権等処理状況報告会において役員及	収支改善に向けた方策の提示を行うなど、リ	
		付事業の貸付		び貸付関係部へ抽出結果及び事例を報告・	スク管理債権の未然防止に向けた取組みを実	

「債権について、大口貸付先な」と継続的に貸いては、イエローゾーン債権の抽出基準に基づきデータ分析を行い、分析結果及びを援内容等を取りまとめのうえ、特殊債権で処理状況報告会に報告のうえを発理状況報告会において役員及び貸付関に部でするとともに、事例を発達します。 対況等を把握 ないにアイードバックするとともに、事例 対果が現れたことも要因として挙げられる。 サるためのフ 共有を図るため貸付関係部職員に対して事 ○ 東日本大震災において被災した貸付先につ	
ど継続的に貸付先の事業の 対況や財務の 状況等を把握 に基づきデータ分析を行い、分析結果及び 実施4年後の債務者格付分析を実施し、それ 支援内容等を取りまとめのうえ、特殊債権 でれ特殊債権等処理状況報告会に報告のうえ 貸付関係部へフィードバックしたことなどの 水況等を把握 係部にフィードバックするとともに、事例 効果が現れたことも要因として挙げられる。	
対先の事業の	
状況や財務の 状況等を把握 等処理状況報告会において役員及び貸付関 係部にフィードバックするとともに、事例 効果が現れたことも要因として挙げられる。	
状況等を把握 係部にフィードバックするとともに、事例 効果が現れたことも要因として挙げられる。	
■   共有を図るため貸付関係部職員に対して事   ○ 東日本大震災において被災した貸付先につ	
オローアップ 例検討会を実施した。 いては、現在、元利金の返済を最長 5.5 年間	
調査を実施す 調査を実施す 猶予する措置を講じているところであるが、	
るとともに、 〇 債権区分別に適 〇 延滞債権については、当該貸付先と償還 平成 28 年度で猶予期間が満了となることか	
債権区分別に 切な管理を行って に関する交渉を進めるとともに、償還可能 ら、平成 27 年度当初における当該返済猶予	
適切な管理を いるか。 な貸付先については、貸付条件の変更契約 中の貸付先 26 法人に対し個別ヒアリングを	
行う。 を締結したうえで、返済を再開させた。(延 実施し、返済再開が可能となった貸付先につ	
滞債権:平成26年度末比3貸付先5,520百 いて貸付条件の変更措置を講じるなど、積極	
万円減)のな支援策を行い、引き続き、東日本大震災	
○ 貸出条件緩和債権については、残高プロ において被災した社会福祉施設及び医療施設 <	
ラタ方式を原則として、民間金融機関等と 等の復興を支援するために取り組んでいると	
交渉のうえ、融資シェア見合いの返済額の	
確保を図った。	
③ 東日本大震 ○ 平成26年度末における東日本大震災に係 特になし。	
災において被 る返済猶予中の全ての貸付先(26 貸付先)	
災した社会福 に対するフォローアップ調査を書面または	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
施設等の貸付 握及び今後の返済に対する要望等を聴取し	
<ul><li>先に対し、引</li><li>た。</li></ul>	
き続き、元利 ○ フォローアップ調査の結果を踏まえ、平	
金の返済猶予 成 27 年度中において 9 貸付先について、返	
及び返済条件 済再開の決定を行った。(返済再開:9 貸付	
の変更等を適	
切に実施する。	
年を超えて猶予を希望する貸付先に対して	
実地調査を行い、詳細な状況を確認すると	
ともに返済再開に向けた方策についてヒア	
リング等を実施するなど、個々の貸付先の	
状況を踏まえた支援を実施した。(9 貸付先)	
○ 東日本大震災で被災した貸付先について、	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	
との間で債権譲渡契約を締結し、既往債権	
について同社へ機構債権の売却を行い貸付	
先の債務を軽減するとともに、移転先への	

				新規融資を行うなど、被災した貸付先の施設再開に向けての支援を行った。(実績:1貸付先360百万円)また、同社と連携し既往債権を繰上償還したうえで、新たに災害復旧資金を融資し、被災した貸付先の再生支援を行った。(実績:1貸付先232百万円) 平成27年9月の台風18号による大雨に係る被害への対応として、被災状況を把握するとともに、被害が甚大な常総市に所在する施設(3件)の実地調査を行い、必要に応じて返済猶予等(1件)の措置を講じた。	
(2)債権悪化の未	(2)債権悪化の未	(2)債権悪化の未			
然防止の取組	然防止の取組	然防止の取組			
① 福祉医療経	① 福祉医療経	① 金融機関と		○ リスク管理債権に対する態勢強化を図る	
営指導事業等	営指導事業等	しての健全性	の発生要因別分析		
との連携の強	との連携の強	を確保する観	等を行い、分析結	処理状況報告会において役員及び貸付関係	
化による債権	化による債権	点から、リス	果を貸付関係部に	部へフィードバックした。	
悪化の未然防	悪化の未然防	ク管理債権の	フィードバックす	a リスク管理債権における大口貸付先占有	
止に取組むこ	止に取組む。	発生要因等の	るなど、リスク管	率についての分析	
と。		分析を行い、	理債権に対する態	b 平成 24 年度から平成 26 年度の間に一	
② 金融機関と	② 金融機関と	分析結果を貸	勢の強化を図って	度でもリスク管理債権になった貸付を抽	
しての健全性	しての健全性	付関係部にフ	いるか。	出し、過去3年間の新規リスク管理債権	
を確保する観	を確保する観	ィードバック		化までの期間分析	
点から、リス	点から、リス	するなど、リ		c 平成 22 年度に元金低減等の貸付条件緩	
ク管理債権の	ク管理債権の	スク管理債権		和を行った貸付先について、平成26年度	
発生要因等の	発生要因等の	に対する態勢		の新自己査定導入後の債務者区分に基づ	
分析を行い、	分析を行い、	の強化を図る。		く分析	
分析結果を貸	分析結果を貸			○ 福祉医療貸付先の事業状況や財務状況等	
付関係部にフ	付関係部にフ			を適切に把握し、貸付債権の適正管理及び	
イードバック	イードバック			リスク管理債権の未然防止をより強化する	
するなど、リ	するなど、リ			とともに、信用リスクについて機構内で十	
スク管理債権	スク管理債権			分な相互牽制を効かせることを目的として、	
に対する態勢	に対する態勢			平成 27 年 4 月に顧客業務部内に「与信管理	
の強化を図る	の強化を図る。			課」を創設した。	
こと。					
		② 平成26年	○ 福祉医療経営指	○ リスク管理債権に係る情報については、	
		度に策定した抽	導事業等との連携	毎月のガバナンス委員会で報告し、役職員	
		出基準に基づき	の強化により、債	で情報を共有化するとともに、新たにリス	
		選定した今後リ	権悪化の未然防止	ク管理債権となった案件等の状況を毎月貸	

T		tale and the second	\ <del></del> / \	// BB /
		スク管理債権化	に取組んでいるか。	付関係部へフィードバックした。
		する恐れのある		○ リスク管理債権に関する未然防止策の一
		債権については、		環として、貸付金の元利金の回収にあたり、
		モニタリングを		短期延滞先に係る傾向調査を実施し、特殊
		実施するととも		債権等処理状況報告会において役員及び貸
		に、必要に応じ		付関係部へフィードバックすることにより、
		てフォローアッ		貸付先の危険情報の共有化を図った。
		プ調査を実施す		○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握する
		るなど、福祉医		ため、平成 26 年度決算に基づくイエローゾ
		療経営指導事業		ーン債権の貸付先に対し面談等(40貸付先、
		等との連携強化		延べ50回)を実施するとともに、金融支援
		による債権悪化		を必要とする貸付先に対しても面談等(108
		の未然防止に取		貸付先、延べ 166 回)を実施し、必要に応
		組む。		じて、施設経営に関する支援を講じるなど、
				リスク管理債権の未然防止を図った。
				○ 経営サポートセンターと連携し、主に社
				会福祉法人を対象に、ガバナンスが脆弱な
				貸付先や経営改善計画書の作成が困難な貸
				付先に対する「再建計画作成支援ツール」
				を策定のうえ、当該ツールを用いて経営指
				標等に基づき改善点を指摘するなど、経営
				改善に向けた取組みを開始した。(実績:17
				貸付先)
(3)経営が悪化し	(3)経営が悪化し	(3)経営が悪化し		
た貸付先等への	た貸付先等への	た貸付先等への		
対応	対応	対応		
① 政策融資の	① 政策融資の	① 政策融資の	○ 政策融資の果た	○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域
果たすべき役	果たすべき役	果たすべき役	すべき役割を踏ま	における社会福祉施設及び医療施設等の維
割を踏まえ、	割を踏まえ、	割を踏まえ、	え、経営が悪化あ	持・存続を支援するという観点から、当該
経営が悪化あ	経営が悪化あ	経営が悪化あ	るいは悪化が懸念	貸付先から提出される改善計画書を基に、
るいは悪化が	るいは悪化が	るいは悪化が	される貸付先に対	その事業の公共性及び必要性、経営状態等
懸念される貸	懸念される貸	懸念される貸	して、貸出条件緩	
付先に対し	付先に対して、	付先に対して、	和等の措置を講ず	
て、貸出条件	貸出条件緩和	貸出条件緩和	ることにより、地	
緩和等の措置	等の措置を講	等の措置を講	域における民間の	
を講ずること	ずることによ	ずることによ	社会福祉施設等及	
により、地域	り、地域にお	り、地域にお	び医療施設等の経	
における民間	ける民間の社	ける民間の社	営を支援している	
の社会福祉施	会福祉施設等	会福祉施設等	か。	
設等及び医療	及び医療施設	及び医療施設	,• 0	
以 寸 及 U 四 原	及り色別地区	及り色派旭队		

 1	Г	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
施設等の経営	等の経営を支	等の経営を支			
を支援するこ	援する。	援する。			
と。					
② き損する可	② き損する可	② き損する可	○ き損する可能性	○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実	
能性が高い債	能性が高い債	能性が高い債	が高い債権の管理	行のうえ、次のとおり債権を回収した。	
権の管理の徹	権の管理の徹	権の管理の徹	の徹底を図るとと	a 実質破綻案件について、保証人に対する	
底を図るとと	底を図るとと	底を図るとと	もに、必要に応じ	訴訟等により回収。(実績:3 貸付先 235	
もに、必要に	もに、必要に	もに、必要に	て債権保全措置を	百万円)	
応じて債権保	応じて債権保	応じて債権保	的確に実施してい	b 破綻案件について、繰上返済交渉等によ	
全措置を的確	全措置を的確	全措置を的確	るか。	り早期回収。(実績:2 貸付先 17 百万円)	
に実施するこ	に実施する。	に実施する。		c 新規破綻案件について、担保権実行及び	
٤.				弁済交渉により回収中。(実績:1貸付先	
				122 百万円)	
				d 破綻懸念案件について、弁済交渉により	
				回収中。(実績:1貸付先237百万円)	
				○ 債権ごとに金銭消費貸借契約の内容によ	
			等の債権について、	り作成した償還約定表に基づき、償還期日	
			回収計画が策定さ	に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回	
			れているか。回収	収を行うとともに、入金状況を把握する等	
			計画が策定されて	により、回収金等の管理を実施している。	
			いない場合、その		
			理由の妥当性につ		
			いての検証が行わ		
			れているか。		
			■ 回収計画の実施	○ 医療施設においては医師及び看護師等の	
			状況についての評	不足、また、社会福祉施設においては介護	
			価が行われている	職員の不足等により経営が悪化するケース	
			か。評価に際し、	が見られるなど、引き続き厳しい経営環境	
			i ) 貸倒懸念債	の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多	
			権・破産更生債権	くなっていることが、リスク管理債権を発	
			等の金額やその貸	生させている主な要因であると考える。	
			付金等残高に占め	リスク管理債権の未然防止策として、顧	
			る割合が増加して	客業務部と経営サポートセンターが連携し、	
			いる場合、ii)計	経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問す	
			画と実績に差があ	ることにより、経営指標等をもとに改善点	
			る場合の要因分析	等を指摘するなど、適切な経営改善支援策	
			を行っているか。	を講じているところである。また、リスク	
				管理債権に係る情報については、毎月の経	
				営企画会議で役員等幹部に報告するととも	

	に、発生要因を分析し、分析結果を貸付関	
	係部にフィードバックするなど、リスク管	
	理債権の抑制に努めているところである。	
■ 回収状況等を踏	○ 貸付先からの回収が滞った場合、直ちに	
まえ回収計画の見	状況を確認するとともに、回収計画の変更	
直しの必要性等の	が必要と判断された場合には、貸付先から	
検討が行われてい	提出された改善計画書を基に、その事業の	
るか。	公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘	
	案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件	
	の緩和による経営の立て直しや再生を支援	
	しているところである。	
	<平成 26 年度業務実績評価結果の反映状況>	
	[今後の課題]	
	独立行政法人に係る改革を推進するため	
	の厚生労働省関係法律の整備等に関する法	
	律(平成27年4月24日成立、5月7日公	
	-   布) により導入される、福祉医療機構に対	
	する金融庁検査について、適切に対応する	
	ことを期待する。	
	福祉医療貸付先の事業状況や財務状況等を	
	適切に把握し、貸付債権の適正管理及びリス	
	ク管理債権の未然防止をより強化するととも	
	に、信用リスクについて機構内で十分な相互	
	牽制を効かせることを目的として、平成27年	
	4 月に顧客業務部内に「与信管理課」を創設	
	するなど、金融庁検査に適切に対応するため	
	の体制整備を行った。	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-4	福祉医療経営指導事業									
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号							
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体	関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702							
度	制を構築することが喫緊の課題。「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6	業レビュー								
	月 30 日)においても、待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備									
	や地域医療サービスの効率化・高度化が挙げられている。こうした課題に対									
	応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安									
	定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有									
	するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要									
	度が高いものである。									

①主要なアウトフ	プット (アウト	カム)情報						②主要なインプッ	ト情報 (財務	青報及び人員に	関する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度		2 5 年度	26年度	2 7年度	28年度	29年月
1 セミナーあたり 受講者数(計画値)	180 人以上	_	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	予算額(千円)	_	_	_		
1 セミナーあたり 受講者数(実績値)	_	231.8 人	238.1 人	221.7 人	223.3 人			決算額(千円)	-	_	_		
達成度	_	_	132.3%	123.2%	124.1%			経常費用(千円)	_	_	_		
セミナー有用度 (計画値)	平均 80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	経常利益(千円)	_	_	_		
セミナー有用度 (実績値)	_	96.7%	98.5%	96.9%	97.1%			行政サービス実 施コスト (千円)	_	_	_		
達成度	_	_	123.1%	121.1%	121.4%			従事人員数	-	_	_		
個別経営診断件数 (計画値)	延べ 1,400 件以上	_	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上 (1,400 件)						
個別経営診断件数 (実績値)	_	延べ 4,658 件	364件(364件)	353 件 (717 件)	309件 (1,026件)								
達成度	_	_	130.0%	126.1%	110.4%								

個別経営診断有用度(計画値)	平均 <b>80</b> % 以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			
個別経営診断有用 度 (実績値)	_	95.8%	97.3%	96.9%	95.1%					
達成度	_	-	121.6%	121.1%	118.9%					
個別経営診断の処 理日数(計画値)	50 日以内	-	50 日以内							
個別経営診断の処 理日数(実績値)	_	34.7 日	31.4 日	28.3 日	25.8 日					
達成度	_	-	159.2%	176.7%	193.8%					

<sup>(</sup>注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、業	き務実績、年度評価に	係る自己評価及び主	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 福祉医療経営指	4 福祉医療経営指	4 福祉医療経営指	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
導事業	導事業	導事業	① 中期目標期間に	① 積極的なPR活動を実施するとともに、	評定: A	<評定に至った理由>
福祉医療経営指導	福祉医療経営指導	福祉医療経営指導	おける1セミナー	受講希望者の受講機会の確保に努めた結果、	○ 集団経営指導(セミナー)については、積	
事業(集団経営指導	事業(集団経営指導	事業(集団経営指導	あたりの平均受講	1 セミナーあたりの平均受講者数は 223.3	極的なPR活動を実施するとともに、受講希	
(セミナー)及び個	(セミナー) 及び個	(セミナー)及び個	者数を180人以	人となり、中期計画を達成した。	望者の受講機会の確保に努めた結果、1セミ	
別経営診断)につい	別経営診断)につい	別経営診断)につい	上とする。		ナーあたりの平均受講者数は223.3人と中期	
ては、民間の社会福	ては、民間の社会福	ては、民間の社会福			計画の目標値(180人以上)を大きく上回る	
祉施設、医療施設の	祉施設、医療施設の	祉施設、医療施設の	② 受講者にとって	② セミナーの内容については、民間と競合	実績をあげることができた。セミナーの内容	
経営者に対し、公的	経営者に対し、公的	経営者に対し、公的	の有用度を平均8	することのないよう、機構によるリサーチ	については、民間と競合することのないよう、	
な立場から経営に関	な立場から経営に関	な立場から経営に関	0%以上とする。	結果等に基づいた機構職員による講義回数	機構によるリサーチ結果等に基づいた機構職	
わる正確な情報や有	わる正確な情報や有	わる正確な情報や有		を増加させ、機構の独自性を発揮するとと	員による講義回数を増加させるとともに、機	
益な知識を提供し、	益な知識を提供し、	益な知識を提供し、		もに、社会福祉法人制度改革や平成 27 年度	構の独自性を発揮した優良実践事例に関す	
あるいは経営状況を	あるいは経営状況を	あるいは経営状況を		介護報酬改定を踏まえた施設経営に係る講	る講義や社会福祉法人制度改革、地域包括ケ	
的確に診断すること	的確に診断すること	的確に診断すること		義、また、地域包括ケアシステム、地域医	アシステム、地域医療構想(ビジョン)など	
により、福祉、介護、	により、福祉、介護、	により、福祉、介護、		療構想(ビジョン)など地域における施設	地域における施設経営に焦点を当てた講義を	
医療サービスを安定	医療サービスを安定	医療サービスを安定		経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜	行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報	
的かつ効率的に提供	的かつ効率的に提供	的かつ効率的に提供		を得た政策動向に関する情報提供等を行っ	提供等を行った結果、有用度は平均 97.1%	
できる施設の経営を	できる施設の経営を	できる施設の経営を		た結果、有用度は平均 97.1%となり、中期	と中期計画の目標値を大きく上回り、健全で	
支援するため、以下	支援するため、以下	支援するため、以下		計画を達成した。	安定した経営に向けての有益な情報を提供す	
の点に特に留意して	の点に特に留意して	の点に特に留意して			ることができた。	
その適正な実施に努	その適正な実施に努	その適正な実施に努	③ 個別経営診断に	③ 積極的なPR活動などを行ったことによ	○ 民間金融機関への経営指導等の研修会、地	
めること。	める。	める。	ついては、中期目	り、個別経営診断における平成 27 年度の診	方自治体及び社会福祉協議会等へ講師を派	
			標期間中に延べ1,	断件数は 309 件となり、年度計画を達成し	遣するとともに、民間金融機関における経営	
			400件以上の診	た。	指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方	
			断を実施する。		銀行協会との意見交換を行い、民間金融機関	
					等への経営指導のノウハウの普及に取り組ん	
			④ 個別経営診断の	④ 今年度から新たに法人単位(社会福祉法	だ。	
			利用者にとっての	人、医療法人等)での分析機能を追加する	○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を	
			有用度を平均8	など、個別経営診断機能の強化に努めたこ	支援するため、施設の経営状況や介護報酬改	
			0%以上とする。	となどにより、有用度は平均 95.1%となり、	定等の影響に係るリサーチレポートを作成し	
				中期計画を達成した。	(計 15 回)、プレスリリースするとともに、	
					機構ホームページに公表したところであるが、	
			⑤ 経営分析診断に	⑤ 利用者の利便性向上のため、業務の効率	マスコミに記事として85回引用されており、	
			ついては、申込書	化に取り組んだ結果、経営分析診断の平均	関係者から一定の評価を得ることができた。	
			の受理から報告書	処理期間は25.8日となり、中期計画を達成	○ 個別経営診断については、経営分析プログ	
			の提示までの平均	した。	ラム、ガバナンス診断プログラム及び個別支	
			処理期間を50日		援プログラムの3つのメニューを提供し、特	

			以内とする。		
			Wricy 50		援センター運営支援、利益改善に向けた業績
			<その他の指標>		評価支援、給与規程の総合改定支援などのコ
			なし		ンサルティング(12回)を実施し、より積
			'& C		極的な経営支援を実施した。また、簡易経営
					診断については、平成27年度から社会福祉
			   <評価の視点>		法人のガバナンス体制強化への対応として、
(1)集団経営指導	(1)集団経営指導	   (1)集団経営指導		│ ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	法人単位での分析診断機能を追加し、診断内
(セミナー) に	(セミナー)に	(セミナー)に	者数について、中	○ 工品はりにもり、「別田園と足成した。	容の充実を図った。これらの取組みにより個
ついては、施設	ついては、受講	ついては、受講	期計画を達成して		別経営診断の延べ診断件数は309件となり、
の健全経営のた	希望者の受講機	希望者の受講機	いるか。		平成 27 年度計画の数値目標(280 件以上)
めに必要な情報	会確保とPRに	会確保とPRに	· • • •		を大きく上回るとともに、個別経営診断の利
を広く施設経営	努め、中期目標	努め、1セミナ			用者にとっての有用度も平均95.1%となり、
者等に提供する	期間における1	一あたりの平均			中期計画の目標値(80%以上)を大きく上
こと。	セミナーあたり	受講者数を18			回り、施設の健全経営を支援することができ
0	の平均受講者数	0人以上とする。			た。
	を180人以上				
	とする。				<課題と対応>
	, - 3				特になし。
ただし、民間	(2) セミナーにつ	(2) セミナーにつ	○ 受講者にとって	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。	
と競合しない企	いては、民間の	いては、民間の	の有用度について、		
画立案を行い、	社会福祉施設や	社会福祉施設や	中期計画を達成し		
施設整備の事業	医療関係施設の	医療関係施設の	ているか。		
計画の立案及び	適切な経営を支	適切な経営を支			
施設の機能強化	援するため、民	援するため、民	○ セミナーについ	○ セミナーについては、民間と競合するこ	
に資する情報等	間コンサルティ	間コンサルティ	て、民間コンサル	とのないよう、機構によるリサーチ結果等	
の提供に重点化	ング事業者の実	ング事業者の実	ティング事業者の	に基づいた機構職員による講義回数を増加	
すること。	施するセミナー	施するセミナー	実施するセミナー	させるとともに、優良実践事例として、「病	
	の内容と重複せ	の内容と重複せ	の内容と重複せず、	院再建と病棟再編による地域医療体制の構	
	ず、機構の独自	ず、機構の独自	機構の独自性を発	築」や「介護報酬改定と看取り介護」など	
	性を発揮できる	性を発揮できる	揮できる施設整備	の施設経営に関する講義を行うなど、機構	
	施設整備や経営	施設整備や経営	や経営管理に関す	の独自性を発揮した。	
	管理に関する優	管理に関する優	る優良実践事例や	また、社会福祉法人制度改革、地域包括	
	良実践事例や政	良実践事例や政	政策動向の情報提	ケアシステム、地域医療構想 (ビジョン)	
	策動向の情報提	策動向の情報提	供等を中心に内容	など地域における施設経営に焦点を当てた	
	供等を中心に内	供等を中心に内	の充実を図ってい	講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関	
	容の充実を図り、	容の充実を図り、	るか。	する情報提供等により、講義内容の充実を	
	受講者にとって	受講者にとって		図った。	
	の有用度を平均	の有用度を平均			
	80%以上とす	80%以上とす			
	る。	る。			
				26	

	, L , LI A L-	
	また、社会福	
	祉法人の制度改	
	正の方向性を踏	
	まえ、社会福祉	
	法人の経営改革	
	に資するための	
	セミナーを開催	
	する。	
また、機構がまた	1、機構が さらに、機構 ○ 機構が有する病	○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの
有する病院等の有する	病院等の が有する病院等 院等の経営ノウハ	普及における具体的な取組み等を次のとお
経営指導のノウ 経営ノ	ウハウを の経営ノウハウ ウを民間金融機関	り実施した。
ハウについては、民間金	を融機関等 を民間金融機関 等に普及するため、	a 民間金融機関に対する経営指導等の研
民間金融機関等に普及	するため、 等に普及するた 民間金融機関向け	修会等
へ普及を行うこ 民間金	≧融機関向 め、民間金融機 セミナー等を開催	・ 民間金融機関に職員を派遣し、病院
と。 けセミ	ナー等を 関向けセミナー しているか。	の最近の経営動向を含めた医療・福祉
開催す	る。    等を開催する。	制度及び政策動向等に関する講義を行
		った。(実績:2機関70名)
		・ 受託金融機関業務研修会議等におい
		て、機構によるリサーチ結果に基づき、
		病院・医療経営指導等のノウハウの普
		及を行うための講演を行った。(実績:
		計 2 回 117 機関 139 名)
		・ 福祉医療分野に係る民間金融機関か
		らのデータ提供依頼、疑義照会などに
		対応した。(実績:3機関)
		b 外部講演等講師派遣
		・ 地方自治体や社会福祉協議会等に職
		員を派遣し、社会福祉法人制度に関す
		る動向や経営・会計等に関する講義を
		行った。(実績:地方厚生局・地方自治
		体 5 回、社会福祉協議会 19 回、その他
		民間団体 20 回、計 44 回)
		c ニーズ調査等
		・ 民間金融機関向けの講義資料に反映
		するため、民間金融機関におけるニー
		ズを把握するためのヒアリングを実施
		した。(実績:4機関)
		<ul><li>・ 全国地方銀行協会と福祉医療貸付事</li></ul>
		業に係る経営指導等のノウハウ普及等
		について意見交換(3回)を行うとと
		もに、福祉医療分野における調査結果
		27

				を取りまとめたリサーチレポートを情	
				報提供した。	
(2)施設経営	者等 (3) 顧客等のニー	<ul><li>(3) 顧客等のニー</li></ul>	   ○ 顧客等のニーズ	 ○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支	
が施設の経		ズを踏まえ施設		援するため、特別養護老人ホームや病院な	
況を的確に	·	経営を支援する	を支援するための	どの経営状況や平成27年度介護報酬改定等	
し、健全な		ための情報の収	情報の収集・分析・	の影響に係るリサーチレポートを作成(15	
経営を行う		集・分析・提供	提供の充実強化に	回)し、プレスリリースするとともに、機	
ができるよ		の充実強化に向	努め、新規の施設	構ホームページにおいて公表した。なお、	
顧客等のニ		け、福祉医療分	種別に係る経営指	当該レポート内容については、マスコミに	
を踏まえ施		野における最新	標や診断手法の策	おいて85回記事として引用された。	
営を支援す		の政策動向等を	定等を段階的に実	○ 特別養護老人ホームを経営する社会福祉	
めの情報	の 収 の 策定等を段階	踏まえた調査を	   施しているか。	   法人に対する定期的な動向調査のための新	
集・分析・	是供 的に実施する。	実施し、リサー		たなスキームを構築し、動向調査に係るモ	
の充実強化	こ努	チレポートとし		ニターを選定 (モニター数 387 件) のうえ、	
めるととも	ζ,	て公表する。		動向調査を実施した。(実績:2回)	
新規の施設	重別	また、新たに		○ 簡易経営診断について、従前の施設単位	
に係る経営	指標	策定した経営分		(特養、ケア、保育所、病院、老健)での	
や診断メニ	<b>1</b> —	析プログラム、		分析に加え、平成 26 年度決算分から法人単	
を策定す	5 =	ガバナンス診断		位(社会福祉法人・医療法人等)での分析	
と。特に、	畐祉	プログラムなど		診断機能を追加した。	
医療貸付事	業の	の診断手法によ		○ 経営分析参考指標について、従前の指標	
債権管理業	务と	りコンサルティ		(特養、ケア、保育所、病院、老健)に障	
連携し、経	学が	ングを実施する。		害福祉サービスを追加するとともに、法人	
悪化あるい	は悪			単位(社会福祉法人・医療法人)の指標を	
化が懸念さ	าอ			追加した。	
施設に対す	5経			○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療	
営支援に努	める			貸付事業の融資先が自らの施設の経営状況	
こと。				と経営指標を比較することができる「経営	
				指標自己チェックシート」(無料診断) サー	
				ビスをWAM NET基盤を活用して提供し、	
				施設経営者への支援を行った。(対象施設及	
				び利用件数:特別養護老人ホーム 629 件、	
				ケアハウス 142 件、保育所 317 件、病院 204	
				件、介護老人保健施設 152 件、計 1,444 件)	
				○ 平成26年度に診断メニューを新設し試行	
				運用していた「経営分析プログラム」、「個	
				別支援プログラム」及び「ガバナンス診断	
				プログラム」について、平成27年度より本	
				格稼働させた。	
				○ 法人の多様なニーズに応えるため、個別	

			Т	1
				支援プログラムとして、地域包括支援セン
				ター運営支援、利益改善に向けた業績評価
				支援、給与規程の総合改定支援などのコン
				サルティング(12 回)を実施した。
	(4)個別経営診断	(4) 個別経営診断		○ 上記③のとおり、年度計画を達成した。
	については、福	については、福	延べ診断件数につ	
	祉医療貸付業務	祉医療貸付業務	いて、中期計画を	
	や債権管理業務	や債権管理業務	達成しているか。	
	と連携しつつ、	と連携しつつ、		
	経営が悪化ある	経営が悪化ある	○ 福祉医療貸付業	○ 債権管理部門と連携して、福祉医療貸付
	いは悪化が懸念	いは悪化が懸念	務や債権管理業務	に係るリスク管理債権やイエローゾーン債
	される施設に対	される施設に対	と連携しつつ、経	権等に対し、収支改善に向けたコンサルテ
	し問題点の解決	し問題点の解決	営が悪化あるいは	ィングを実施した。
	に重点を置いた	に重点を置いた	悪化が懸念される	
	診断・支援の手	診断・支援の手	施設に対し問題点	
	法・内容の充実	法・内容の充実	の解決に重点を置	
	を図ることを目	を図ることを目	いた診断・支援の	
	指し、中期目標	指し、280件	手法・内容の充実	
	期間中に延べ1,	以上の診断件数	を図っているか。	
	400件以上の	の実施に努める。		
	診断件数の実施			
	に努める。			
	また、個別経	また、個別経	○ 個別経営診断の	○ 上記④のとおり、中期計画を達成した。
	営診断の利用者	営診断の利用者	利用者にとっての	
	にとっての有用	に とっての有	有用度について、	
	度を平均80%	用度を平均8	中期計画を達成し	
	以上とする。	0%以上とする。	ているか。	
	(5)利用者の利便	(5) 利用者の利便	○ 申込書受理から	○ 上記⑤のとおり、中期計画を達成した。
	の向上を図るた	の向上を図るた	報告書提示までの	
	め、経営分析診	め、経営分析診	平均処理期間が中	
	断については、	断については、	期計画を達成して	
	申込書の受理か	申込書の受理か	いるか。	
	ら報告書の提示	ら報告書の提示		
	までの平均処理	までの平均処理		
	期間を50日以	期間を50日以		
	内とする。	内とする。		
(3)集団経営指導	(6)集団経営支援	(6)集団経営指導	○ 集団経営指導及	○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務
及び個別経営診	及び個別経営診	及び個別経営診	び個別経営診断の	において、実費相当額を上回る自己収入を

 断の各業務	らにお 断の各業務につ	断の各業務にお	各業務において、	確保し、中期計画を達成した。	
いて、運営		いて、運営費交	運営費交付金の縮		
付金の縮洞		付金の縮減の観	減の観点から適切		
気から自己	<b>上収入</b> 点から適切なサ	点から、適切な	なサービス・料金		
の拡大に勢	Bめる ービス・料金体	サービス・料金	体系の設定と受講		
こと。	系の設定と受講	体系の設定と受	者等の増加を図り、		
	者等の増加を図	講者等の増加を	中期目標期間中に		
	ることにより、	図ることにより、	実費相当額を上回		
	中期目標期間中	実費相当経費を	る自己収入を確保		
	において実費相	上回る自己収入	しているか。		
	当額を上回る自	を確保する。			
	己収入を確保す				
	る。				
			○ 国民のニーズと	○ 調書No.2-2(経費の節減)参照	
			ずれている事務・		
			事業や、費用に対		
			する効果が小さく		
			継続する必要性の		
			乏しい事務・事業		
			がないか等の検証		
			を行い、その結果		
			に基づき、見直し		
			を図っているか。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-5	社会福祉振興助成事業									
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号及び第 8							
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	号							
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 697・702							
度		業レビュー								

①主要なアウトプ	ット(アウト	カム)情報				②主要なインプット	情報(財務情報	及び人員に関	する情報)				
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	2 7 年度	28年度	29年度
NPO 等への助成 (計画値)	80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	予算額(千円)	_	_			
NPO 等への助成 (実績値)	_	85.8%	81.8%	82.4%	82.0%			決算額(千円)	_	_			
達成度	_	_	102.3%	103.0%	102.5%			経常費用(千円)	_	_	-		
平均処理期間 (計画値)	30 日以内	_	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	経常利益 (千円)	_	_	_		
平均処理期間 (実績値)	_	29.2 日	27.1 日	24.2 日	18.3 日			行政サービス実施コ スト (千円)	_	_	_		
達成度	_	_	110.7%	124.0%	163.9%			従事人員数	_	_	-		
助成事業の新たな 連携(計画値)	85%以上	_	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上						
助成事業の新たな 連携 (実績値)	_	92.3%	96.1%	94.1%	94.5%								
達成度	_	_	113.1%	110.7%	111.2%								
助成事業の利用者 満足度(計画値)	80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上						
助成事業の利用者 満足度(実績値)	_	94.0%	95.5%	94.9%	92.2%								
達成度	_	_	119.4%	118.6%	115.3%								

参加者満足度 (計画値)	80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上				
参加者満足度 (実績値)	_	97.0%	95.9%	96.8%	98.6%						
達成度	_	_	119.9%	121.0%	123.3%						

<sup>(</sup>注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

3. 各事業年度の業務は	に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に	係る自己評価及び主	務大臣による評価		
中期目標	中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 社会福祉振興助	5 社会福祉振興助	5 社会福祉振興助	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
成事業	成事業	成事業	① 特別な場合を除	① 平成 27 年度分助成事業のうち、特定非営	評定: A	<評定に至った理由>
社会福祉振興助成	社会福祉振興助成	社会福祉振興助成	き、全助成件数の	利活動法人及び非営利の任意団体が行う事	○ 平成27年度分助成事業については、政策	
事業(以下「助成事	事業(以下「助成事	事業(以下「助成事	80%以上が特定	業に対する助成割合については 82.0%とな	動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議し、	
業」という。) につい	業」という。) につい	業」という。) につい	非営利活動法人、	り、中期計画を達成した。	助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支	
ては、特定非営利活	ては、特定非営利活	ては、特定非営利活	非営利の任意団体		援する事業について見直すとともに、募集要	
動法人(NPO)等	動法人(NPO)等	動法人 (NPO) 等	が行う事業とする。		領を策定したうえで、167 事業 715 百万円	
による民間の創意工	による民間の創意工	による民間の創意工			の事業を採択した。	
夫ある活動や地域に	夫ある活動や地域に	夫ある活動や地域に	② 助成金の申請の	② 平成 27 年度分助成事業の助成金申請書	○ 平成 27 年度分助成事業の助成金申請書の	
密着したきめ細かな	密着したきめ細かな	密着したきめ細かな	受理から助成決定	の受理から助成決定までの平均処理期間は	受理から助成決定までの平均処理期間は	
活動等に対して、効	活動等に対して、効	活動等に対して、効	までの平均処理期	18.3 日となり、中期計画を達成した。	18.3 日となり、中期計画の目標値を大幅に	
果的な資金助成を行	果的な資金助成を行	果的な資金助成を行	間を30日以内と		上回る実績を上げることができた。	
うことにより、高齢	うことにより、高齢	うことにより、高齢	する。		○ 平成 27 年度分助成事業の選定にあたって	
者・障害者が自立し	者・障害者が自立し	者・障害者が自立し			は、厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏	
た生活を送れるよう、	た生活を送れるよう、	た生活を送れるよう、	③ 助成先団体のう	③ 平成27年度分助成事業の助成先団体によ	まえ、複数の団体が連携やネットワーク化に	
また、子どもたちが	また、子どもたちが	また、子どもたちが	ち、85%以上の	る自己評価(164 事業)のうち、94.5%以	よって実施する事業に特化するとともに、過	
健やかに安心して成	健やかに安心して成	健やかに安心して成	団体から、助成事	上(155 事業)の助成先団体から、助成事	去 5 年間に 2 回以上助成を受けた団体につ	
長できるよう必要な	長できるよう必要な	長できるよう必要な	業を通じて新たに	業を通じて新たに他団体・関係機関との連	いては審査時の更なる減点を行うことによ	
支援等を行うため、	支援等を行うため、	支援等を行うため、	他団体・関係機関	携等の効果があったとの回答を得ており、	り、固定化回避の強化を図った。	
以下の点に特に留意	以下の点に特に留意	以下の点に特に留意	等との連携等の効	中期計画を達成した。	○ 採択された事業のうち、特定非営利活動法	
してその適正な実施	してその適正な実施	してその適正な実施	果があったとの回		人及び非営利の任意団体が行う事業に対す	
に努めること。	に努める。	に努める。	答を確保する。		る助成割合は、82.0%となった。特に、東日	
					本大震災で被災された方等を支援する事業に	
			④ 助成事業が対象	④ 平成27年度分助成事業の対象となった利	ついては、重点的に助成することとし、24	
			とした利用者のう	用者へのアンケート調査の結果、92.2%の	事業96百万円の事業を採択した。	
			ち、80%以上の	利用者から「満足した」との回答を得てお	○ 平成 28 年度分助成事業の募集にあたって	
			利用者から満足し	り、中期計画を達成した。	は、政策動向や国民ニーズ、厚生労働省行政	
			ているとの回答を		事業レビューの評価結果等を踏まえて、「平	
			得る。		成 28 年度社会福祉振興助成事業の重点方	
					針」を策定するとともに、あわせて国と協議	
			⑤ 助成事業報告会	⑤ 助成事業報告会の参加者に対するアンケ	し、助成対象事業や助成対象テーマ、重点的	
			参加者のうち、8	ート調査の結果、98.6%の回答者から「良	に支援する事業、助成限度額などについて見	
			0%以上の参加者	かった」との回答を得ており、中期計画を	直しのうえ、募集要領を策定した。	
			から満足している	達成した。	○ 平成 26 年度分助成事業の事後評価につい	
			との回答を得る。		ては、審査・評価委員会において「社会福祉	
					振興助成事業の評価方針」を策定し、「助成	
			<その他の指標>		先団体による自己評価」、「ヒアリング評価」、	

				なし		「書面評価」を重層的に実施した。特に、ヒ
				0. 2		アリング評価を行った事業については、評価
						を担当した委員または機構事務局の所見や意
				   <評価の視点>		見を付したうえで、助成先団体に対してフィ
(1)	) 助成事業の募	(1) 助成事業の募	   (1)助成事業の墓		○ 平成27年度分助成事業の募集にあたって	ードバックし、今後の事業内容の充実や団体
	集に当たって	集に当たっては、	集に当たっては、	に当たっては、国		運営の発展を支援した。また、これらの結果
	は、国が示した	国が示した社会	国が示した社会	が示した社会福祉		を平成28年度助成事業の募集要領等に反映
	社会福祉政策を	福祉政策を振興	福祉政策を振興	政策を振興するう	向や国民ニーズ、平成25年度分助成事業の	させている。
	振興するうえで	するうえで政策	するうえで政策	えで政策的に必要		○ 以上のとおり、当該事業内においてPDC
	政策的に必要な	的に必要なテー	的に必要なテー	なテーマについて、		Aサイクルの仕組みを構築しており、効果的
5	テーマに重点化	マについて、国	マについて、事	国と協議して、毎		な資金助成を実現することができた。助成事
J	し、毎年度、助	と協議して、毎	後評価結果等を	年度、募集要領等	助成事業の重点方針」及び「平成 27 年度社	業の成果(効果)については、平成 27 年度
月	成方針を定め公	年度、募集要領	もとに、国と協	に明記し、公表し	会福祉振興助成事業募集要領」に明記し公	分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機
才	表すること。	等に明記し、公	議のうえ設定す	ているか。	表するなど、広く周知したうえで実施した。	関等との連携等の効果があった事業が全助成
		表する。	るとともに、募		○ 平成28年度分助成事業の募集にあたり、	事業のうち94.5%あったとの回答を得ること
			集要領等に明記		政策動向や国民ニーズ、平成26年度分助成	ができ、助成事業の実施による波及効果を確
			のうえ、公表す		事業の事後評価結果、平成 27 年度分助成事	認することができた。
			るなど広く周知		業の実施状況を踏まえて、「平成 28 年度社	また、助成先団体が実施する事業を利用し
			する。		会福祉振興助成事業の重点方針」及び「平	た方 (エンドユーザー) を対象とした満足度
					成 28 年社会福祉振興助成事業募集要領」を	調査を実施した結果、92.2%の利用者から満
					平成28年3月に策定した。当該重点方針等	足したとの回答を得ることができ、助成先団
					については、助成対象テーマ及び重点的に	体のみならず、助成事業のエンドユーザーへ
					支援する事業などについて国と協議し、明	の高い効果 (満足度) について確認すること
					記のうえ公表した。	ができた。
						さらに、事業効果の高い優れた助成事業の
(2)	外部有識者か	(2) 助成事業の選	(2) 助成事業の選	○ 毎年度、審査・	○ 平成27年度分助成事業の選定にあたって	成果の周知とその効果的な普及を推進するこ
È	らなる委員会に	定については、	定については、	評価委員会におい	は、審査・評価委員会において策定した「平	とにより、各地で実施される民間福祉活動の
	よる助成事業の	毎年度、外部有	外部有識者から	て、選定方針を策		更なる質の向上を図ることを目的として、当
į	選定について	識者からなる社	なる社会福祉振	定するとともに、	針」を公表したうえで、当該選定方針に基	該助成事業について紹介する助成事業報告
	は、公正性、客	会福祉振興助成	興助成事業審			会を全国2か所で開催し、事業報告会の参加
	観性及び透明性	事業審査・評価	査・評価委員会	づいて審査し、採	事業 715 百万円の事業を採択した。うち、	者に対するアンケート調査を実施した結果、
	の一層の確保を	委員会 (以下「審	(以下「審査・	択を行っているか。		98.6%の回答者から「良かった」との回答を
	図ること。	査・評価委員会」	評価委員会」と		支援するとした「東日本大震災の被災者支	得ることができた。
		という。) におい	いう。) において		援」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、	
		て選定方針を策	選定方針を策定		「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」の4	
		定し、公表する	し、公表すると		つの事業については、149事業640百万円	<課題と対応>
		とともに、当該	ともに、当該選		の事業を採択した。	特になし。
		選定方針に基づ				
		いて審査し、採	て審査し、採択			
		択する。	を行うものとす			
			る。			
					34	

2 2 1.504		, ,	O 371.1.1.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	
また、事業内		なお、選定方		
容の特性に配慮	針の策定に当た	針の策定に当た	に当たっては、事	
しつつ、助成事	っては、事業の	っては、事業の	業の必要性やその	
業の固定化回避	必要性やその効	必要性や効果を	効果、継続能力等	団体が連携やネットワーク化によって実施
に努めること。	果、継続能力等	十分考慮し、助	の観点や事業内容	する事業を支援することとし、この中でも
	の観点や事業内	成終了後の継続	の特性に配慮しつ	特に「東日本大震災の被災者支援」、「高齢
	容の特性に配慮	能力等を重視し	つ固定化回避に努	者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐
	しつつ固定化回	た審査・選定を	めているか。	待防止」、「貧困・格差対策」の4つの事業
	避に努める。	行うとともに、		については、重点的に支援する事業として
		特定の団体に対		明記するなど、事業の必要性やその効果を
		する継続的な助		十分に考慮した仕組みとした。
		成を回避する観		さらに、効果的・効率的な助成金の配分
		点から、固定化		を行うため、事業の継続性や将来の発展性
		回避の取組みの		を考慮するとともに、助成事業の固定化回
		更なる強化に努		避に努めた。
		める。		
	(3)全助成件数の	(3)特定非営利活	 ○ 全助成件数に占	○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。
	80%以上が特	動法人等を育成、	める特定非営利活	
	定非営利活動法	支援し、その活		
	人、非営利の任	動を後押しする	任意団体が実施す	
	意団体が行う事	観点から、特別		
	業とする。	な場合を除き、	が、特別な場合を	
	)	全助成件数の8	除き中期計画の数	
		0%以上が特定		
		非営利活動法		
		人、非営利の任	~ 0	
		意団体が行う事		
		業であるものと		
		する。		
		) So		
	(4)助成交付申請	(1) 亚战 9 7 年 度	○ 助成会の由語の	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。
	の受理から交付	分の「助成金申	受理から助成決定	
	決定までの平均	請書」の受理か		
	処理期間を30	ら助成決定まで		
		の平均処理期間	計画を達成してい	
	日以内とする。	を30日以内と		
			るか。	
		する。		
(3) 助成を行った	(5) 助成を行った	(5)審査・評価委	○ 審査・評価委員	○ 平成 26年度分助成事業の事後評価につい
		·		
事業について	事業については、	員会において、	会において評価方	ては、審査・評価委員会において「社会福

は、外部	7方辫子 家木,	評価委員	平成27年度に	 針を定め、当方針	祉振興助成事業の評価方針」を策定し、機
からなる			おける評価すべ	に基づき事後評価	
において			き重点事項を定	を実施しているか。	針に基づき、次のとおり適切に実施した。
針を定め			めた事後評価方	を大旭しているが。	《助成先団体による自己評価》
評価を					・ 平成 26 年度分助成事業の全ての助成先
	11 7 -		針を策定し、当 該方針に基づく		団体 (320事業) から自己評価書の提出
ک .					を受け、機構事務局において成果や課題
			事後評価を実施		
			する。		等を整理した。
					《ヒアリング評価》 
					・ 評価方針に基づき、重点支援分野に係
					る助成事業など 71 事業 (審査・評価委員
					会の委員によるヒアリング評価:36事業、
					機構事務局によるヒアリング評価:35事
					業) について、スコアリング評価の手法
					を用いて効率的かつ効果的に実施した。
					・ 委員によるヒアリング評価については、
					複数の委員で協議して評価を決定するこ
					とにより、評価結果の精度や客観性の向
					上を図った。
					・ ヒアリング評価結果については、評価
					結果をわかりやすくグラフ化するととも
					に、評価を担当した委員または機構事務
					局の所見及び今後の事業実施や団体運営
					の発展のために参考となる意見を付した
					うえで、助成先団体に対してフィードバ
					ックした。
					《書面評価》
					・ ヒアリング評価を実施していない 249
					事業について、助成事業完了報告書や当
					該事業の成果物等に基づき、機構事務局
					による書面評価を実施した。
					<ul><li>○ 平成25年度助成事業のフォローアップ調</li><li>(**) *** *** *** *** *** *** *** *** ***</li></ul>
					査を実施し、助成実施後における事業の波
					及効果やモデル化・制度化に繋がった事業
					成果などを把握するとともに、事業の継続
					状況などの調査結果を機構ホームページで
					公表した。
また、	事後評しまた	:、事後評	また、事後評し	○ 事後評価結果に	<ul><li>○ 事後評価の結果を踏まえ、平成 28 年度分</li></ul>
価結果は			価結果について	ついて、選定方針	
は、選別			は、速やかに公	の改正等に適正に	
	1				36

改正等に適正に	改正等に適正に	表するとともに、		助成事例及び他の取組みの参考となるよう
反映すること。	反映する。	平成28年度分		な事例については機構ホームページで公表
		の助成事業の選		した。
		定方針の改正等		また、平成 26 年度分助成事業の最終評価
		に適正に反映す		については、平成 28 年 3 月に「平成 26 年
		る等、継続的な		度社会福祉振興助成事業事業評価報告書」
		改善を図る。		として取りまとめ、機構ホームページで公
				表した。
(4) 助成事業が、	(6) 助成効果をで	(6) 助成効果をで	○ 職員の専門性の	○ 助成事業メールマガジン「WAM助成通
円滑に実施さ	きる限り大きく	きる限り大きく	向上に努めるとと	信」を活用して、助成先団体等に対して、
れ、助成先団体	するため、助成	するため、助成	もに、助成先団体	助成事業に関する情報をはじめ、団体の活
が行う事業の発	先団体等に対し	先団体等に対し	等に対して、計画	
展・充実に繋が	て、計画段階か	て、計画段階か	段階から助成後ま	適切に提供した。(実績:発行回数 23 回、
るよう、適切な	ら助成後まで継	ら助成後まで継	で継続的な相談・	登録購読者数 4,178 人)
相談・助言に努	続的な相談・助	続的な相談・助	助言に努めている	また、facebook 等を活用して、NPO等
めること。	言に努める。	言に努める。	カュ。	の助成先団体等における資金調達や被災地
	なお、的確な	また、先進的		支援に関する情報等を即時的に発信した。
	相談・助言等が	な取組みを行っ		(実績:発信回数 34 回)
	できるよう、職	ている団体との		○ 助成先団体の利便性向上及び業務効率化
	員の専門性の向	意見交換等を通		のため、助成先団体専用の連絡システム (W)
	上に努める。	じて、職員の専		AM助成連絡システム)をWAM NETに
		門性の向上に努		開設し、助成申請時から完了報告時までの
		める。		書類等の提出依頼や内容についての連絡・
				相談等が容易になる環境を整備した。なお、
				全ての助成先団体(164 団体)がこのシス
				テムを利用することとなったことから、進
				排状況調査の実施にあたっての利便性が大
				いに向上した。
				○ 助成先訪問やヒアリング評価等を通して
				直接活動を確認し、助成先団体との意見交
				換を行うとともに、事業の継続、発展及び
				改善のための助言・相談等を行った(実績:
				98 事業)。
				また、被災者支援事業等の重点支援分野
				に関する助成事業について、機構職員がチートルのファンスを表現しています。
				一ムを編成し、情報収集等を行うとともに、
				助成事業の現場訪問やヒアリング評価など
				を通じて、助成事業の活動の確認や助成先
				団体との意見交換等を行うことにより、職
				員の専門性の向上を図った。

(7)助成金の不正	○ 平成 27 年度分助成事業の助成内定先団
受給、不正使用	体を対象にして、適正な事業実施に必要な
を防ぐため、全	留意事項や助成先団体として整備すべき体
助成先を対象に	制の確保の必要性などを説明する事務説明
進捗状況を調査	会を開催(全国 5 か所、6 回) するととも
し、課題を抱え	に、助成金の不正受給や不正使用を防ぎ、
ている団体につ	円滑な事業実施を支援することを目的とし
いては、現地訪	て、平成27年度助成先に対して助成事業の
問の上、課題解	進捗状況の確認調査を実施(164 事業)し、
決のための相談、	助成事業の実施にあたって課題を抱えてい
助言を行う。	る団体については個別訪問(15 団体)を行
加えて、助成	い、課題解決のための相談・助言を実施し
先団体の法令遵	た。
守体制の確保の	
ためのガバナン	
ス強化の支援に	
努める。	
(7)助成先に対す (8)助成先に対す 〇 助成名	E団体のう ○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。
る助言等を通じ、る助言等を通じ、ち、助原	<b>以事業を通</b>
	た に 他 団 <b> </b>
	R機関等と
	等の効果が 
	事業の割合
	†画を達成 - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
している	$^{\prime}$ $^{\prime}$ $^{\prime}$
(8)助成事業の内 (9)助成事業の内 〇 助成事	事業が対象 〇 上記④のとおり、中期計画を達成した。
	事業が対象   ○ 工能等のとおり、中期計画を達成した。
	リカ有 の 個 O い て、 中
	プレイン ( ) 中
足度を80%以	
上とする。 し、満足度を8	
0%以上の回答	
を得る。	
(5)事業評価の結 (9)事業評価結果 (10)事後評価結果 ○ 事後割	平価結果等 〇 事業効果の高い優れた助成事業及び被災
果を踏まえ、事   等を踏まえ、事   を踏まえ	と、事業効 者支援の活動を行っている助成先団体の活
業効果の高い事 業効果の高い優 業効果の高い優 果の高い	ν優れた助 動等については、月刊誌WAM、機構ホー
業等の周知とそ れた助成事業等 れた助成事業や 成事業等	

の効果的な普及	を公表するとと	助成事業実施後	るとともに、助成	マガジン「WAM助成通信」及び facebook	
を推進するこ	もに、助成事例	の事業の波及効	事業報告会の参加	等を活用するとともに、助成事業報告会(2	
と。	等を活かした普	果や行政におけ	者の満足度につい	か所、東京・大阪)を開催し、効率的に幅	
	及を行うため、	るモデル事業化	て、中期計画を達	広く周知した。	
	助成事業報告会	に繋がった事業	成しているか。		
	を開催し、参加	成果等をホーム			
	者の満足度を8	ページ等で広く			
	0%以上とする。	周知することに			
		より、助成先団			
		体の事業展開を			
		支援する。			
		(11) 助成事例等を		○ 助成事業報告会の参加者満足度について	
		活かした普及を		は、上記⑤のとおり、中期計画を達成した。	
		行うため、助成			
		事業報告会を開			
		催し、参加者の			
		満足度を80%			
		以上とする。			
			○ 国民のニーズと	○ 調書No.2-2(経費の節減)参照	
			ずれている事務・		
			事業や、費用に対		
			する効果が小さく		
			継続する必要性の		
			乏しい事務・事業		
			がないか等の検証		
			を行い、その結果		
			に基づき、見直し		
			を図っているか。		
				<平成 26 年度業務実績評価結果の反映状況>	
				[今後の課題]	
				平成26年度に行われた厚生労働省行政事	
				業レビューの指摘を踏まえ、今後も引き続	
				き、事業内容の見直しや業務実施体制の改	
				善等を図ることを期待する。	
				平成27年度分助成事業の募集にあたって	
				は、厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏	
				まえ、自治体・民間団体の助成などとのすみ	
				分けをさらに明確にするために、複数の団体	

が連携	<b>巻やネットワーク化によって実施する事</b>
業に特	<b>特化して募集を行うとともに、より効果</b>
的・対	物率的な助成金の配分を行うため、選定
方針を	2.見直し、助成事業の固定化回避を強化
した。	
l st	と、業務実施体制の見直しとして、地域
課題の	)解決を目指すソーシャルビジネス(社
会的事	事業)の担い手としてますます重要な役
割を果	Pたすことが期待されている福祉系NP
○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	対する「貸付」・「助成」・「専門的助言や
情報提	是供」による支援をワンストップで総合
的人類	効果的かつ効率的に実施するため、福祉
	・ 受付部と助成事業部を統合・再編し、平
	年度から福祉医療貸付部に「NPOリソ
	マンター」を創設することを決定した。
	战 <b>26</b> 年度の取組みに加え、平成 <b>27</b> 年度
	って以上の取組みを実施した結果、厚生
	省行政事業レビューの指摘に全て対応で
きた。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-6	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を	関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 691・702
度	構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必	業レビュー	
	要である。「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日)においても、		
	保育士確保に向けた取組や福祉分野における人材確保対策の推進が挙げら		
	れており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員		
	処遇の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制		
	度の実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。		

. 主要な経年データ													
①主要なアウトプッ	ノト(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報 (財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平均事務処理期間 (計画値)	50 日以内		50 日以内	予算額(千円)	98,026,379	100,676,256	105,486,179						
平均事務処理期間 (実績値)	_	36.9 日	34.3 日	38.1 日	41.2 日			決算額(千円)	98,564,160	100,802,027	105,245,164		
達成度	_	_	145.8%	131.2%	121.4%			経常費用(千円)	94,735,880	96,269,964	101,725,917		
新規加入法人システ ム利用率(計画値)	50%以上	_	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	経常利益 (千円)	3,857,633	4,521,284	3,530,535		
新規加入法人システム利用率 (実績値)	_	47.0%	55.0%	64.0%	65.9%			行政サービス実施コ スト(千円)	46,555,224	45,753,328	49,409,508		
達成度	-	_	110.0%	128.0%	131.8%			従事人員数	22.36 人	21.98 人	22.42 人		

各事業年度の業務 中期目標	主務大臣による評価					
丁为口尔	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	議・自己評価   自己評価	土物人民による肝臓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 6 退職手当共済事	6 退職手当共済事	6 退職手当共済事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
5	0	0		<ul><li>□ 請求書の受付から給付までの平均処理期</li></ul>		<評定に至った理由>
退職手当共済事業					T.C. A   ○ 平成 27 年度においては、請求書の受付か	◇ 計定に主勿に座田 /
		は、社会福祉施設等		間は41.2日となり、下朔日回を建成した。	ら給付までの平均処理期間の短縮を図るた	
		を経営する社会福祉			め、従来の取組み(月4回の退職手当金支給、	
	法人等の相互扶助の		Wricha's		都道府県補助金の早期入金依頼、電子届出シ	
			② 亚成?5年度以	② 新規加入法人及び電子届出システム未利	ステムの利用推進等)に加え、事務処理手続	
	福祉施設等に従事す		降の新規加入法人		きの更なる標準化を図るなどの事務改善に取	
		る職員について退職			り組んだ。退職手当金給付額 1,012 億円(対	
	手当共済制度を確立		に電子届出システ	年度中の電子届出システムの利用申請率は	前年度比 54 億円増)、退職手当金支給者数	
					76,586 人 (対前年度比 4,008 人増) といず	
		し、もって社会福祉		65.9%となり、中期計画を達成した。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	事業の振興に寄与す		う割合を50%以		れも前年度を上回る実績であったが、平均処理期間は419日となり、中期計画に完めた	
		るため、退職手当共	上とする。		理期間は41.2日となり、中期計画に定められた日標値(50日以内)なよ同志実績など	
	済事業の動向を分析				れた目標値(50 日以内)を上回る実績をあ	
<b>尾施に努めること。</b>		し、制度の安定的な	くてのかの投煙へ		げることができた。	
		運営を図るとともに、	<その他の指標>		○ 電子届出システムについては、共済契約者	
		以下の点に留意して	なし		に対し複数回の利用案内を実施するなど積極	
		その適正な実施に努			的に利用促進に取り組んだ結果、新規加入法	
	める。	める。			人のうち、当年度中に電子届出システムの利	
		なお、当該事業に			用申請を行う割合については65.9%となり、	
		おける被共済職員数、			共済契約者のシステム利用率は前年度を1.1	
		退職手当支給者数、			ポイント上回る 87.2%となった。	
		退職手当金支給額及			さらに、掛金納付対象職員届の処理におい	
		び単位掛金額を次の			ては、電子届出システム利用者におけるエ	
		とおり見込む。			ラー発生率が 0.27%となり、紙媒体提出者	
					のエラー発生率 1.45%との比較において大	
			<評価の視点>		幅に抑制することができ、電子届出システ	
(1)退職手当金の	(1)退職手当金支			○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	ムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減	
給付事務の効率	給に係る事務処	給に係る事務処	ら退職手当金の振		に大きく寄与することが確認できた。	
化により、請求	理の効率化を図	理の効率化を図			これらの取組みにより、電子届出システム	
書の受付から給	ることにより、	ることにより、	間について中期計		利用者アンケート結果では、利用者の95.8%	
付までの平均処	請求書の受付か	請求書の受付か	画を達成している		から「事務負担が軽減した」との回答を得	
理期間の短縮を	ら給付までの平	ら給付までの平	カ・。		ることができた。	
図ること。	均処理期間を5	均処理期間を5	なお、退職手当		○ 法改正に伴う制度改正及びマイナンバー法	
	0日以内とする。	0日以内とする。	金の支給原資のう		の施行に円滑に対応するため、実務研修会	
			ち、国及び地方公		(42 道府県) において周知・指導を行うと	
			共団体の補助金等		ともに、改正共済法案の審議状況に応じ、ホ	
			の予算制約が生じ		ームページへの資料掲載、電子メール及びF	

た場合は、当該事情を考慮する。  (2) 利用者の意向表化等により、利用者の意向を整議に質する手を動して、
(2) 提出書類の簡
(2) 根出書類の簡
素化等により、 利用者の手続き
利用者の手続き
面での利便性の 向上及び負担の 向上及び負担の を
向上及び負担の 軽減に努めることにより、利用者の手続き と。 利用者の手続き 面での負担を軽 減する。
軽減に努めること。 利用者の手続き 面での負担を軽 減する。
と。 面での負担を軽 減する。
減する。
施設職員等退職
手当共済法改正       メール等により周知・指導を行うとともに、       改正等に円滑に対応できた。         による制度内容       改正直後の事務手続きに影響が生じないよ       〇 以上のとおり、平成 27 年度においては、
による制度内容 改正直後の事務手続きに影響が生じないよ 〇 以上のとおり、平成 27 年度においては、
及び事務処理に う、暫定システムによる対応準備を進めた。 退職手当金支給に係る平均処理期間につい
ついて周知・指 また、マイナンバー法施行に伴う事務手 て、中期計画の目標値を大幅に上回る実績と
導する。
て、周知・指導を行った。 もに、共済契約者及び機構における事務負担
の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上
また、電子届 〇 電子届出システ 〇 利用者アンケートの調査結果を踏まえ、 回る実績をあげることができた。
出システム利用 ムの更なる改善や 操作性の向上に資するための電子届出シス
者のニーズを把 操作性向上を図り、 テムの改修を行った。平成 28 年 4 月に実施
握するため、ア 利用者アンケート した電子届出システム利用者へのアンケー <課題と対応>
ンケート調査を 調査で、年度計画 ト調査において、95.8%の共済契約者から 特になし。
実施し、電子届 において定めた数 事務負担が軽減されたとの回答を得ること
出システムの更 値目標以上の共済 ができた。
なる改善や操作と契約者から、退職と
性の向上を図り、「手当共済制度に係」
70%以上の利 る事務処理が簡素
用者から負担が 化されたとの回答
軽減されたとの が得られているか。
回答を得る。
(3) 平成 2 5 年度 (3) 平成 2 7 年度 (0) 平成 2 5 年度以 (0) 上記②のとおり、中期計画を達成した。
以降の新規加入 の新規加入法人 降の新規加入法人
法人のうち、当 のうち、当年度 のうち、当年度中
年度中に電子届 に電子届出システー
出システムの利 テムの利用申請 ムの利用申請を行
用申請を行う割とを行う割合をもう割合について中
合を50%以上 0%以上とする。 期計画を達成して
とする。 いるか。
43

				I	T
	W-74-7-34 H. 3	( ) Martin The Control	( , ) = = = = = = = = = = = = = = = = = =		
(3)	業務委託先と	(4)業務委託先に	(4)委託業務の見	□○ 業務委託先の事	○ 制度改正の状況及びマイナンバー法施行
の〕	連携の在り方	対し業務指導を	直しを踏まえ、	務担当者に対して	に伴う事務手続きの変更について、事務打
を開	踏まえ、事務	徹底し、窓口相	より効果的な窓	業務指導の徹底を	合会の開催(45 都道府県参加)及び現地に
効₹	率化を図るこ	談・届出受理の	口相談・届出受	行っているか。	おける実地指導を行い、周知を図るととも
と。		機能を強化する	理の機能強化を		に、事務手続きについては、新たに業務委
		ことで事務の効	図る。		託先向けに研修用コンテンツを作成し、業
		率化を図る。			務指導の徹底を図った。
				○ 国民のニーズと	○ 調書No.2-2(経費の節減)参照
				ずれている事務・	
				事業や、費用に対	
				する効果が小さく	
				継続する必要性の	
				乏しい事務・事業	
				がないか等の検証	
				を行い、その結果	
				に基づき、見直し	
				を図っているか。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 — 7	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号
策	における支援体制を整備すること	(個別法条文など)	
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 701・753
度		業レビュー	

①主要なアウトフ	プット(アウト	カム)情報						②主要なインプット	情報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	2 7年度	28年度	29年度
乖離状況の把握回 数(計画値)	月1回		月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	予算額(千円)	33,883,618	32,724,179	32,621,552		
乖離状況の把握回 数(実績値)	_	月1回	月1回	月1回	月1回			決算額(千円)	33,424,908	33,134,283	32,140,916		
達成率	_	_	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用 (千円)	21,064,192	21,038,852	20,947,540		
基本方針見直しの 検討回数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	経常利益 (千円)	3,145,327	4,747,445	△1,140,551		
基本方針見直しの 検討回数 (実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回			行政サービス実施コ スト (千円)	△3,067,741	$\triangle 4,733,359$	1,235,471		
達成率	_	_	100.0%	100.0%	100.0%			従事人員数	6.45 人	7.98 人	6.63 人		
運用環境の検証回 数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回						
運用環境の検証回 数 (実績値)	-	年1回	年1回	年1回	年1回								
達成率	_	_	100.0%	100.0%	100.0%								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	債・自己評価 <u>———</u>	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7 心身障害者扶養	7 心身障害者扶養	7 心身障害者扶養	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
保険事業	保険事業	保険事業	① 基本ポートフォ	① 毎月、資産全体の資産構成割合と長期的に	評定:B	<評定に至った理由>
心身障害者扶養保	心身障害者扶養保	心身障害者扶養保	リオを適切に管理	維持すべき資産構成割合(以下「基本ポート	○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将	
険事業 (以下「扶養	険事業 (以下「扶養	険事業 (以下「扶養	するため、資産全	フォリオ」という。)との乖離状況を把握し、	来にわたり障害者に対する年金給付を確実	
保険事業」という。)	保険事業」という。)	保険事業」という。)	体の資産構成割合	あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよ	に行うため、平成 26 年度の決算を踏まえ、	
については、地方公	については、地方公	については、地方公	と基本ポートフォ	う管理した。	外部有識者からなる財務状況検討会で財務	
共団体が実施する心	共団体が実施する心	共団体が実施する心	リオとの乖離状況		状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ	
身障害者扶養共済制	身障害者扶養共済制	身障害者扶養共済制	を少なくとも月1		た。取りまとめた報告書により、厚生労働	
度(以下「扶養共済	度(以下「扶養共済	度によって地方公共	回把握するととも		省及び事業の実施主体である地方公共団体	
制度」という。) によ	制度」という。)によ	団体が加入者に対し	に、必要な措置を		へ報告するとともに、障害者関係団体への	
って地方公共団体が	って地方公共団体が	て負う共済責任を保	講じる。		説明、加入者等に対する機構ホームページ	
加入者に対して負う	加入者に対して負う	険する事業に関する			での公表を実施することにより、事業の透	
共済責任を保険する	共済責任を保険する	業務を安定的に行う	② 扶養保険資金の	② 扶養保険資金の運用に関する基本方針(基	明性の確保に努めた。	
事業に関する業務を	事業に関する業務を	ことにより、心身障	運用に関する基本	本ポートフォリオを含む。以下同じ。) につ	○ 扶養保険資金の運用については、長期的	
安定的に行うことに	安定的に行うことに	害者の保護者の不安	方針を公表すると	いては、引き続き、機構ホームページで公表	な観点から安全かつ効率的に行うため、外	
より、心身障害者の	より、心身障害者の	を解消し、保護者死	ともに、少なくと	した。また、同基本方針の見直しについては、	部有識者からなる資産運用委員会の議を経	
保護者の不安を解消	保護者の不安を解消	亡後の心身障害者の	も毎年1回検討を	平成 27 年 9 月に外部有識者からなる資産運	て平成27年4月に見直した基本ポートフ	
し、保護者死亡後の	し、保護者死亡後の	生活安定に寄与する	加え、必要がある	用委員会で検討を行ったが、見直しの必要は	オリオに基づき運用を実施し、運用実績に	
心身障害者の生活安	心身障害者の生活安	ことを目的とし、以	と認めるときは速	ないとの結論を得た。	ついては、中国経済の減速、原油価格の低	
定に寄与することを	定に寄与することを	下の点に特に留意し	やかに見直しを行		迷、円高等により厳しい金融市場環境の中	
目的とし、以下の点	目的とし、以下の点	てその適正な実施に	う。		で、資産合計で年 1.26%の運用利回りを確	
に特に留意してその	に特に留意してその	努める。			保するとともに、資産ごとの運用利回りに	
適正な実施に努める	適正な実施に努める。	なお、当該事業に	③ 基本ポートフォ	③ 基本ポートフォリオの見直し時に想定した	ついても概ねベンチマーク収益率を確保し	
こと。		おける新規加入者数	リオの策定時に想	運用環境が現実と乖離が生じていないかなど	た。	
なお、扶養共済制		その他を次のとおり	定した運用環境が	について、平成27年9月の資産運用委員会	○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と	
度に関し、国におい		見込む。	現実から乖離して	で検証を行った結果、見直しの必要はないと	地方公共団体並びに地方公共団体相互間で	
ては、その安定的な			いないかなどにつ	の結論を得た。	の情報交換・意見交換が円滑に行われるよ	
運営を図り、将来に			いて、毎年1回、		う、事前に地方公共団体から質問事項、情	
わたり障害者に対す			資産運用委員会で		報交換事項等を募り、事項別に整理したう	
る年金給付を確実に			検証を行うととも		え、国とも連携して回答を作成するととも	
行うため、平成19			に、必要に応じて		に、地方公共団体の対応状況等を調査・整	
年度末の積立不足に			随時見直す。		理し、会議開催前に事前周知することによ	
対応し、機構が定期					り会議の効率化を図り、扶養保険事業の運	
的に行う扶養共済制			<その他の指標>		営上の課題把握及び解消に努めるなど、地	
度の長期的な財政状			なし		方公共団体の事務処理が適切になされるよ	
況の検証を踏まえ、					うきめ細かに対応した。	
毎年度予算編成を経					その結果、地方公共団体に対して実施し	
て必要な財政支援措					た会議内容に関するアンケート調査におい	

置を各地方公共団体					て、回答者の98%から「満足した」との回	
とともに講ずること					答を得ることができた。	
とし、機構は、上記					さらに、地方公共団体の円滑な事務処理	
の国・地方公共団体					のため、機構の自主的な対応として、機構	
による財政措置を踏					と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、	
まえ、資金の安全か					加入者現況確認調査を行うとともに、心身	
つ効率的な運用に努					障害者及び加入者等の利益の確保及び地	
めること。					方公共団体の的確な事務処理の実施につい	
			<評価の視点>		て指導を行い、管理状況のばらつきや事務	
(1) 財政状況の検	(1) 財政状況の検	(1) 財政状況の検			の停滞を防止するなど、地方公共団体の事	
証	証	証			務処理の標準化を図った結果、年金給付金	
扶養保険事業	扶養保険事業	平成26年度	〇 毎年度、扶養保	○ 平成 27 年 9 月に外部有識者からなる財務	支払決定件数に占める、年金請求までに時	
の安定的な運営	の安定的な運営	の決算を踏まえ、	険事業の財政状況	状況検討会を開催し、平成 26 年度決算に基	間を要したケース(加入者死亡から3年を	
を図り、将来に	を図り、将来に	心身障害者扶養	を検証するととも	づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来	超えて請求があった案件)の平成 27 年度	
わたり障害者に	わたり障害者に	保険財務状況検	に、加入者等に対	予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働	の割合(1.70%)は、第2期中期目標期間	
対する年金給付	対する年金給付	討会(以下、「財	し公表しているか。	省、都道府県・指定都市に報告するとともに、	の実績(5.24%)を下回るなど、地方公共	
を確実に行うた	を確実に行うた	務状況検討会」		機構ホームページでの公表、障害者関係団体	団体の事務処理の遅延防止を図ることがで	
め、毎年度、扶	め、毎年度、扶	という。)で財務		への説明を実施した。	きた。	
養保険事業の財	養保険事業の財	状況の検証を行				
政状況を検証す	政状況を検証す	い、検証結果を				
るとともに、加	るとともに、加	報告書に取りま			<課題と対応>	
入者等に対し公	入者等に対し公	とめ、厚生労働			特になし。	
表すること。	表する。	省へ報告すると				
なお、国にお	なお、検証の	ともに、機構ホ				
いては少なくと	結果は、厚生労	ームページで公				
も5年ごとに保	働省に報告する	表する等関係者				
険料水準等の見	とともに、将来	に対し広く周知				
直しを行なうこ	的に当該事業の	する。				
ととしているこ	安定的な運営に	なお、検証の				
とから、基礎数	支障が見込まれ	結果、将来的に				
値等見直しに必	る場合には、厚	当該事業の安定				
要な情報を提供	生労働大臣に対	的な運営に支障				
するとともに、	しその旨申出を	が見込まれる場				
将来的に当該事	する。	合には、厚生労				
業の安定的な運		働大臣に対しそ				
営に支障が見込		の旨申出を行う。				
まれる場合には、						
厚生労働大臣に						
対しその旨申出						
をすること。						

(2) 扶養保険資金	(2) 扶養保険資金	(2) 扶養保険資金		
の運用	の運用	の運用		
<ol> <li>基本的考え</li> </ol>	① 基本的考え	① 基本的考え		
方	方	方		
扶養保険資	扶養保険資	扶養保険資	○ 扶養保険資金の	○ 資産運用委員会の議を経て、平成 27 年 4
金の運用につ	金の運用につ	金の運用につ	運用については、	月1日に見直しを行った運用に関する基本方
いては、制度	いては、制度	いては、制度	長期的に維持すべ	針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。
に起因する資	に起因する資	に起因する資	き資産構成割合(以	
金の特性を十	金の特性を十	金の特性を十	下「基本ポートフ	
分に踏まえ、	分に踏まえ、	分に踏まえ、	ォリオ」という。)	
長期的な観点	厚生労働大臣	厚生労働大臣	を含む運用に関す	
から安全かつ	の認可を受け	の認可を受け	る基本方針を心身	
効率的に行う	た金銭信託契	た金銭信託契	障害者扶養保険資	
ことにより、	約に基づき、	約に基づき、	産運用委員会の議	
将来にわたっ	長期的な観点	長期的な観点	を経た上で策定し、	
て扶養保険事	から安全かつ	から安全かつ	長期的な観点から	
業の運営の安	効率的に行う	効率的に行う	安全かつ効率的な	
定に資するこ	ことにより、	ことにより、	運用を行っている	
とを目的とし	将来にわたっ	将来にわたっ	カゝ。	
て行うことと	て扶養保険事	て扶養保険事		
し、運用に関	業の運営の安	業の運営の安		
する基本方針	定に資するこ	定に資するこ		
(長期的に維	とを目的とし	とを目的とし		
持すべき資産	て行うことと	て行うことと		
構成割合(以	し、運用に関	し、運用に関		
下「基本ポー	する基本方針	する基本方針		
トフォリオ」	(長期的に維	(長期的に維		
という。) を含	持すべき資産	持すべき資産		
む。)を定め、	構成割合(以	構成割合(以		
これに基づき	下「基本ポー	下「基本ポー		
管理を行うこ	トフォリオ」	トフォリオ」		
と。	という。) を含	という。) を含		
また、各資	む。)を、心身	む。)を、心身		
産ともパッシ	障害者扶養保	障害者扶養保		
ブ運用を中心		険資産運用委		
として、各年	員会(資産運	員会(資産運		
度における各	用に精通した	用に精通した		
資産のベンチ	外部専門家に	外部専門家に		
マーク収益率	より構成され	より構成され		
を確保するよ	る組織をいう。	る組織をいう。		
う努めるとと	以下「資産運	以下「資産運		

もに、中期目	用委員会」と	用委員会」と				
標期間におい	n 安貝云」 こ いう。)の議を	川安貝云」 C いう。) の議を				
「	経た上で策定	経た上で策定				
ベンチマーク	と、これに基	し、これに基				
収益率の確保	づき適切に管	づき適切に管				
を目標とする	理する。	理する。				
こと。	また、各資		ともパッ ○ 各資	答辞ともパッシブ	番田を宝施]	概わ資
	産ともパッシー	産ともパッシーシブ運用		とのベンチマーク		
	ブ運用を中心	ブ運用を中心 して、各外		、資産合計で 1.26		
	として、各年	とし、各資産 いて、各		・ びできた。なお、		
	度における各	のベンチマーンチマー		・ をごとのベンチマ		
	資産のベンチ	ク収益率を確しを確保する		とおりである。	> 1/2 III. 1 C	上"人
	マーク収益率	保するよう努めるとと		27年4月~平成	28年3月(4	王宓)]
	を確保するよ	める。 期目標期間	見たおい	ヘ゛ソチマーカ		ベンチ
	う努めるとと	ても各資		収益率	運用実績	マーク差
	もに、中期目	チマークレ	- 1/2 -t- 25	. 債 5.40%	5.44%	0.03%
	標期間におい	確保してい	(スカ)			
	ても各資産の	THE PLANT OF THE		式 ▲10.82%	▲10.60%	0.22%
	ベンチマーク		証	債 ▲2.74%	▲2.74%	0.00%
	収益率を確保		<sup>分</sup>   外     国	・		
	することを目			株 式 ▲8.64%	▲8.59%	0.06%
	標とする。		※各資	資産の運用実績は明		<u> </u>
② 運用におけ	② 運用におけ	② 運用におけ				
るリスク管理	るリスク管理	るリスク管理				
扶養保険資	リターン・	基本ポート 〇 資産全代	本の資産 〇 上記	記①のとおり、毎	月1回乖離り	況を把握
金については、	リスク等の特	フォリオを適構成割合。	・基本ポー する	とともに、5月及	び6月におい	て基本ポ
分散投資によ	性が異なる複	切に管理する ートフォ	ノオとの ート:	フォリオの乖離許	容幅に収まる	ようにリ
る運用を行う	数の資産に分	ため、資産全 乖離状況	と少なく バラ:	ンスを行った。		
とともに、運	散投資するこ	体の資産構成 とも毎月	回把握			
用に伴う各種	とをリスク管	割合と基本ポーし、必要	よ措置を			
リスクの管理	理の基本とし、	ートフォリオ 講じている	った。			
を行うこと。	運用に伴う以	との乖離状況				
	下のリスクの	を少なくとも 〇 資産全代	本及び各 〇 毎月	月、運用コンサルラ	ーィング会社	を活用し、
	管理を適切に	月1回把握す 資産のリニ	くクを確 資産会	全体に係るリスク	要因及び各資	産に係る
	行う。	るとともに、認し、リス	くクにつ リス:	ク及びトラッキン	グエラー等の	要因を把
	<ul><li>基本ポー</li></ul>	必要な措置をいて分析が	とび評価 握し、	、特に問題ないこ	とを確認した	- -o
	トフォリオ	講じる。を行い、i	<b></b>			
	を適切に管	扶養保険資 スク管理	ご行って			
	理するため、	金について、いるか。				
	資産全体の	運用受託機関				
	資産構成割	への委託等に 〇 運用受討	€機関等 ○ 月後	欠報告及び年4回	(四半期毎)	の運用受

A 1 ++ 1. 30	1. 10 VE III .2. /-	)로보다 V로田 X > 25	<b>ン松田林 1 の内地 2 </b>	<del></del>
合と基本ポ	より運用を行	に対し運用ガイド	託機関等との定期ミーティングにおいて、運	
ートフォリ	うとともに、	ライン及びベンチ	用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク	
オとの乖離	運用受託機関	マークを示すとと	収益率との乖離状況を把握し、特に問題ない	
状況を少な	等からの報告	もに、運用状況及	ことを確認した。	
くとも月1	等に基づき、	びリスク管理の状		
回把握する	資産全体、各	況を把握し、適切		
とともに、	資産、運用受	に管理しているか。		
必要な措置	託機関等につ			
を講じる。	いて、以下の			
• 扶養保険	方法によりリ			
資金につい	スク管理を行			
て、運用受	う。			
託機関への	• 資産全体			
委託等によ	資産全体			
り運用を行	のリスクを			
うとともに、	確認し、問			
運用受託機	題がある場			
関等からの	合には適切			
報告等に基	な措置を講			
づき、資産	じる。			
全体、各資	• 各資産			
産、運用受	各資産に			
託機関等に	おけるリス			
ついて、リ	ク及びトラ			
スク管理を	ッキングエ			
行う。	ラーの状況			
	等を把握し			
	適切に管理			
	する。			
	• 運用受託			
	機関等			
	運用受託			
	機関等に対			
	しガイドラ			
	インを示し、			
	運用状況及			
	びリスク負			
	担の状況を			
	把握すると			
	ともに、信			
	用リスクの			

		 管理等を行		
		い、適切に		
		管理する。		
		なお、運用		
		状況について		
		は、毎月実績		
		報告を受け、		
		報 口 を 支 り 、 ベンチマーク		
		収益率との乖		
		離状況を把握		
		するとともに、		
		年4回(四半		
		期毎)ヒアリン		
		グを実施する。		
③ 運用に関す	③ 運用に関す	3 運用に関す		
る基本方針の	る基本方針の	る基本方針の		
見直し	見直し	見直し		
運用に関す	運用に関す		<ul><li>○ 扶養保険資金の</li></ul>	
る基本方針に	る基本方針に	る基本方針の	運用に関する基本	
ついては、必	ついては、公	見直しについ	方針を公表すると	
要に応じて随	表するととも	て資産運用委	ともに、少なくと	
時見直すこ	に、少なくと	員会で検討し、	も毎年1回検討を	
で た 色 り こ	た、タなくと   も毎年1回検	必要があると	加え、必要がある	
C 0	討を加え、必	認められると	と認めるときは速	
	要があると認	きは、速やか		
	めるときは速	に見直しを行		
	やかに見直し	い、公表する。	· ) ( ( · / ) // · o	
	を行う。	V \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
④ 基本ポート	<ul><li>4 基本ポート</li></ul>	④ 基本ポート		
フォリオの策	フォリオの策	フォリオの見		
定	定	直し及び年金		
λ.		給付のための		
		流動性の確保		
基本ポート	基本ポート		○ 基本ポートフォ	
フォリオは、	を	フォリオの策		
長期的な観点	長期的な観点	定時に想定し	定した運用環境が	
から、厚生労	から、厚生労	た運用環境が	現実から乖離して	
働大臣が別途	働大臣が別途	現実から乖離		
指示する運用	指示する運用	現	いて、毎年1回、	
利回りを確保	利回りを確保	などについて、	資産運用委員会で	
				ı
するような資	するような資	資産運用委員	検証を行うととも	

	÷.(*, (*, ), ), ×	A 1A =- 1	)- V #)- + 10 -	I	<u> </u>	
産構成とする	産構成とする。	会で検証し、	に、必要に応じて			
こと。	なお、策定	必要に応じて	随時見直している			
なお、策定	に際しては、	見直しを行う。	カゝ。			
に際しては以	以下の点に留	また、短期		○ 短期資産については、年金給付等の支出に		
下の点に留意	意する。	資産において、	を踏まえて、年金			
すること。	• 扶養保険	年金給付等に	給付等に必要な流	支見通しに基づき不足すると見込まれる流動		
• 扶養保険	事業の短期	必要な流動性	動性(現金等)を	性(現金等)をリバランスの際に考慮する等		
事業の短期	資金需要等	(現金等)を	確保するとともに、	により、必要な現金等を確保し、効率的な現		
資金需要等	を踏まえて	確保するとと	効率的な現金管理	金管理を行った。		
を踏まえて	策定するこ	もに、効率的	を行っているか。			
策定するこ	٤.	な現金管理を				
と。	・ 基本ポー	行う。				
・基本ポー	トフォリオ					
トフォリオ	全体のリス					
全体のリス	クを最小限					
クを最小限	に抑制する					
に抑制する	こと。					
こと。	また、策定					
また、策定	時に想定した					
時に想定した	運用環境が現					
運用環境が現	実から乖離し					
実から乖離し	ていないかな					
ていないかな	どについて、					
どについての	毎年1回、資					
検証を行い、	産運用委員会					
必要に応じて	で検証を行う					
随時見直すこ	とともに、必					
と。	要に応じて随					
	時見直す。					
⑤ 扶養保険事	⑤ 扶養保険事	⑤ 扶養保険事				
業に関する生	業に関する生	業に関する生				
命保険契約に	命保険契約に	命保険契約に				
おける運用実	おける運用実	おける運用実				
績等の検証	績等の検証	績等の検証				
扶養保険事	扶養保険事	平成26年	○ 扶養保険事業の	○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整		
業の財政状況	業の財政状況	度の生命保険	財政状況の検証に	理し、運用実績等の分析方法や着眼点等につ		
の検証に資す	の検証に資す	会社の決算報	資するため、毎年	いて、コンサルタントと意見交換を行った。		
るため、毎年	るため、毎年	告等により各	度、市場環境や投	その結果を踏まえ、提出された平成 26 年度		
度、市場環境	度、市場環境	社の運用実績	資行動の観点から、	決算書を分析し検証するとともに、財務状況		
や投資行動の	や投資行動の	等を把握し、	外部有識者等から	検討会の資料として提出し、確認等の検証を		
観点から運用	観点から、外	その内容を内	なる心身障害者扶	行った。		

実績を確認す	部有識者等か	 部検証すると	養保険事業財務状	
る等の検証を	らなる心身障	ともに、外部	況検討会において	
行うこと。	害者扶養保険	有識者等から	運用実績を確認す	
	事業財務状況	なる財務状況	る等の検証を行っ	
	検討会におい	検討会におい	ているか。	
	て運用実績を	て確認等の検		
	確認する等の	証を行う。		
	検証を行う。			
(3) 事務処理の適	(3)事務処理の適	(3) 事務処理の適		
切な実施	切な実施	切な実施		
心身障害者及	心身障害者及	扶養共済制度	  ○ 心身障害者及び	○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地
びその保護者に	びその保護者に	を運営する地方	その保護者に対す	方公共団体並びに地方公共団体相互間での情
対するサービス	対するサービス	公共団体に対す	るサービスの向上	報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事
の向上を図るた	の向上を図るた	る事務担当者会	を図る観点から、	前に地方公共団体から質問事項、情報交換事
め、扶養共済制	め、扶養共済制	議を開催し、地	扶養保険事業の運	項等を募り、質問事項については、国とも連携
度を運営する地	度を運営する地	方公共団体と相	営上の課題把握及	して回答を作成するとともに、情報交換事項
方公共団体と相	方公共団体と相	互の連携を図る	び解消に努めてい	については、項目別に地方公共団体の対応状
互の事務処理が	互の事務処理が	とともに、適切	るか。	況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知す
適切になされる	適切になされる	に事務処理を行		ることにより会議の効率化を図り、扶養保険
ように連携を図	よう連携を図る	うための留意事		事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。
ること。	ため、事務担当	項の徹底等きめ		会議後、出席した地方公共団体に対して、
	者会議を開催す	細かに対応する。		会議内容に関するアンケート調査を行った結
	る。	また、事務担		果、回答者の98%から「満足した」との回答
		当者会議の出席		を得ることができた。
		者に対するアン		○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶
		ケート調査にお		養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の
		いて、回答者の		実態の把握及び改善を行うため、事業の実施
		70%以上から		主体である地方公共団体を訪問し、意見交換
		満足したとの回		及び情報交換を行った。
		答を得る。		○ 地方公共団体からの意見、要望等を踏まえ
				たパンフレット・リーフレットを作成し、地
				方公共団体を通して、加入者・年金管理者及
				び年金受給者等へ配布することにより、制度
				のより一層の周知を図った。
			○ 各自治体担当者	○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機
			の事務処理の標準	構の自主的な対応として地方公共団体に対し
			化を図るよう努め	て、加入者名簿を送付し、加入者及び保険対
			ているか。	象障害者の現況について調査・確認の依頼を
				行い、確認結果について報告を受け、機構と
				地方公共団体の加入者名簿の照合を行うとと

	もに、年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確し
	認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理
	の実施等について指導を行い、各地方公共団
	体の事務処理の標準化を図った。その結果、
	年金給付金支払決定件数に占める、年金請求
	までに時間を要したケース(加入者死亡から
	3 年を超えて請求があった案件)の平成 27
	年度の割合(1.70%)は、第2期中期目標期
	間(5.24%)を下回るなど、地方公共団体の
	事務処理の遅延防止につながった。
■ 答金の運用で	であ 〇 扶養保険事業における運用利回りについて
って、時価又は	
替相場の変動等	
影響を受ける可	
いて、次の事項	
明らかにされて	
るか。(ii につい	
は事前に明らか	
されているか。)	
i 資金運用の	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に維持すべき資産構成割合を、資産運用委員
ii 資金運用の	
本的方針(具	
的な投資行動	
意思決定主体	
運用に係る主	
大臣、法人、	
用委託先間 <i>の</i>	
任分担の考え	
等)、資産構成	
運用実績を割	
するための基	
(以下「運用	
針等」という。	
■ 資金の性格、	
用方針等の設定	
体及び規定内容	
踏まえて、法人	
責任について十	
	54

	Т	Т	T
	に分析しているか。	ン等に基づき資産運用(ベンチマーク収	
		益率の確保)	
		⇒ 機構に対し毎月及び四半期毎に運用実	
		績を報告	
		○ 運用委託先の選定・評価については、「心	
		身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方	
		針」(平成27年4月改正)において規定され	
		ており、資産管理機関への委託については「運	
		用及び資産管理に関するガイドライン」に規	
		定されている。	
		なお、運用委託先の評価については、当該	
		基本方針において、原則として 3~5 年ごと	
		に実施することとされている。(平成 24 年度	
		実施済。次回は平成 28~29 年度の間で実施	
		予定)	
		○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来	
		にわたり障害者に対する年金給付を確実に行	
		うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を	
		検証するとともに、加入者等に対し公表する。	
		なお、検証の結果は、厚生労働省に報告す	
		るとともに、将来的に当該事業の安定的な運	
		営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大	
		臣に対しその旨申出をする。	
	○ 国民のニーズと	○ 調書No.2-2(経費の節減)参照	
	ずれている事務・		
	事業や、費用に対		
	する効果が小さく		
	継続する必要性の		
	乏しい事務・事業		
	がないか等の検証		
	を行い、その結果		
	に基づき、見直し		
	を図っているか。		

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1-8	福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	畐祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)										
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 11 号									
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)										
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702									
度		業レビュー										

2. 主要な経年デー	主要な経年データ																
①主要なアウトフ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報										②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
年間ヒット件数	7,000 万件	_	7,000 万件		予算額(千円)	_	_	_									
(計画値)	以上		以上	以上	以上	以上	以上										
年間ヒット件数 (実績値)	_	14,384 万件	7,588 万件	8,768 万件	8,781 万件				決算額(千円)	_	l	l					
達成度	_	_	108.4%	125.3%	125.4%				経常費用(千円)	_	_	_					
利用者満足度 (計画値)	90%以上	_	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		経常利益 (千円)	_	_	_					
利用者満足度 (実績値)	_	83.1%	90.4%	94.5%	95.1%				行政サービス実施コ スト (千円)	_	_						
達成度	_	_	100.4%	105.0%	105.7%				従事人員数	_	_						

<sup>(</sup>注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に	:係る自己評価及び主 	務大臣による評価				
中期目標	中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価							
				業務実績	自己評価	_		
8 福祉保健医療情	8 福祉保健医療情	8 福祉保健医療情	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定		
報サービス事業(W	報サービス事業(W	報サービス事業(W	① 中期目標期間中	① 平成28年3月末における年間ヒット件数	評定: A	<評定に至った理由>		
AM NET事業)	AM NET事業)	AM NET事業)	における年間ヒッ	については 8,781 万件、利用者満足度指数	○ WAM NET事業においては、子ども・			
WAM NET事業	WAM NET事業	WAM NET事業	ト件数を 7,000 万	については95.1%となり、中期計画を達成	子育て支援新制度、改正介護保険法施行に伴			
については、福祉及	については、福祉及	については、福祉及	件以上とするとと	した。	い、変更・制定された制度の経緯や概要等の			
び保健医療に関する	び保健医療に関する	び保健医療に関する	もに、アンケート		ポイントを整理した制度解説ページを新設す			
情報システムの整備	情報システムの整備	情報システムの整備	調査における情報		るとともに、関連のコンテンツについて、全			
及び管理を行い、基	及び管理を行い、基	及び管理を行い、基	利用者の満足度指		面的に改定を行うなど、提供情報の質の向上			
幹的な福祉医療情報	幹的な福祉医療情報	幹的な福祉医療情報	数を90%以上と		を図ったほか、「WAM NET授産品・芸術			
を重点的に提供して	を重点的に提供して	を重点的に提供して	する。		品ギャラリー」について、登録事業所数を昨			
いくとともに効率的	いくとともに効率的	いくとともに効率的			年度の 46 事業所から 113 事業所に拡大し、			
なシステム運用を行	なシステム運用を行	なシステム運用を行	<その他の指標>		提供情報を拡充した結果、ヒット件数は			
うことを目的とし、	うことを目的とし、	うことを目的とし、	なし		8,781 万件となり、中期計画の目標値を上回			
以下の点に特に留意	以下の点に特に留意	以下の点に特に留意			ることができた。			
してその適正な実施	してその適正な実施	してその適正な実施			○ 「イベント・セミナー情報」コーナーへW			
に努めること。	に努める。	に努める。			e b 上から直接掲載申込みを行えるよう機能			
					の見直しを行い、申込み方法の簡素化及び掲			
			<評価の視点>		載手続きの迅速化を図るとともに、利用状況			
(1) 基幹的な福祉	(1) 基幹的な福祉	(1) 基幹的な福祉	○ 基幹的な福祉医	○ 子ども・子育て支援新制度、改正介護保	調査を踏まえ、厚生労働省等の会議資料を案			
医療情報を重点	医療情報を重点	医療情報を重点	療情報を重点的に	険法施行に伴い、変更・制定された制度に	内している「行政情報閲覧ランキング」及び			
的に提供してい	的に提供してい	的に提供してい	提供していくとと	係る経緯や概要等のポイントを整理した制	「都道府県RSS」にて掲載している都道府			
くとともに、提	くとともに、提	くとともに、提	もに、提供する情	度解説ページを新設するとともに、「制度解	県ホームページの更新情報について、見やす			
供する情報の質	供する情報の質	供する情報の質	報の質の向上に努	説・ハンドブック」及び「福祉のしごとガ	さ・探しやすさなどの観点から介護・医療等			
の向上に努める	の向上に努め、	の向上に努める。	めているか。	イド(資格・職種編/職場編)」について、	の分野ごとに情報提供するなど、利用者の利			
こと。	中期目標期間中			全面的に改定を行うことにより、提供情報	便性の向上を図った結果、利用者満足度につ			
	における年間ヒ			の質の向上を図った。	いても 95.1%となり、中期計画の目標値を上			
	ット件数を7,			○ 「WAM NET授産品・芸術品ギャラリ	回ることができた。			
	000万件以上			ー」について、障害福祉施設等へDM送付、	○ WAM NET基盤を活用した「社会福祉			
	とするとともに、			電話及びメールによる案内を行うとともに、	法人の財務諸表等電子開示システム」の構築			
	アンケート調査			直接訪問による広報活動を行った結果、登	については、厚生労働省及び機構職員で構成			
	における情報利			録事業所数を昨年度の 46 事業所から 113	するプロジェクト会議を定期的に開催し、シ			
	用者の満足度指			事業所に拡大し、掲載情報の拡充を図った。	ステム要件定義書及び調達仕様書の作成に			
	数を90%以上			○ 「福祉医療経営情報」コーナーについて、	あたって適切に進捗管理を実施したことで、			
	とする。			月刊誌WAMにおいて掲載された福祉や医	一般競争入札にて設計・開発業者の選定まで			
				療分野における経営のための特集記事から	完了することができた。			
				有益な情報を集約し、掲載することにより、	○ 平成27年度より、機構の4つの部署にお			
				提供情報の拡充を図った。	いてWAM NET基盤を活用して連絡用掲			
				○ マイナンバー法施行に伴い、障害福祉サ	示板を設置した。これにより、高度な情報セ			

		1	
		事業所情報等に掲載している法人情	キュリティを確保しつつ、外部団体等からの
		イナンバー(法人番号)を併記する	書類提出の迅速化や、外部団体等における各
			種事務手続きの進捗管理の効率化が図られ
	報活用	に係る利用者の利便性向上を図った。	るなど、機構の各担当部署と外部団体等の事
			務負担の軽減に大きく寄与することができ
(2) 禾	刊用者ニーズ ○ 年間ヒット件数 ○ 上記	①のとおり、中期計画を達成した。	た。
	沓まえ提供情 及びアンケート調 ○ 「イ	ベント・セミナー情報」コーナーへ	) 経営サポートセンターと連携し、「平成 27
報及	ひび機能の見 査における情報利 Web	上から直接掲載申込みを行えるよう	年度介護報酬改定等の影響に関するアンケー
直直	ンを行い、年 用者の満足度指数 機能の	見直しを行い、申込み方法の簡素化	ト」及び「特別養護老人ホームを経営する社
間と	ニット件数を について中期計画 及び利	便性の向上を図るとともに、掲載手	会福祉法人の経営動向調査」を実施したほ
7,	000万件 を達成しているか。 続きの	迅速化を図った。	か、機構内の各担当部署と外部団体等との連
以上	上、アンケー   ○ 利用	状況調査を踏まえ、厚生労働省等の	絡用掲示板を設置するなど、WAM NET
ト調	関査における 会議資	料を案内している「行政情報閲覧ラ	基盤を業務横断的に積極活用することで、国
			の福祉保健医療施策の推進及び機構業務の
			効率化を実現するとともに、利用者サービス
		いて、見やすさ・探しやすさなどの	を大幅に向上させた。
		ら介護・医療等の分野ごとに情報提	
		ことにより、利用者の利便性向上を	
	図った		〈課題と対応>
			特になし。
(2)福祉保健医療 (2)福祉保健医療 (3)箱			1410-600
		に伴う社会福祉法人制度改革の一環	
		、社会福祉法人における事業運営の	
		の向上を図るため、「社会福祉法人の	
		表等電子開示システム」を構築する	
		なり、システムの構築にあたっては、	
1 0月月12日の 1 0月112日の。 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		一元化やシステム構築期間を考慮す	
		WAM NETを活用することが有効	
		との判断により、福祉医療機構法第	
		第 1 項第 11 号に「福祉及び保健医療	
		る情報システムの整備及び管理」と	
		れた機構の業務として、WAM NE	
		を活用することが決定された。	
		27年度においては、厚生労働省及び	
		21 年度においては、厚生カ側有及い   員で構成するプロジェクト会議を定	
		開催し、システム要件定義書及び調	
		書を作成のうえ、一般競争入札にて	
		開発業者を選定した。	
		手当共済事業及び福祉医療貸付事業	
		・届出の利用者に対し、迅速なユーザ	
	— I D	の発行やシステム利用における問合	

Т		T		
				せに対応し、電子届出業務の円滑な実施を
				支援した。(電子届出の利用率:退職手当共
				済 87% (前年度 85%)、福祉医療貸付事業
				の事業報告書 68%(前年度 66%))
				○ 社会福祉振興助成事業における助成団体
				等向けのメールマガジン(23回)及び退職
				手当共済事業の電子届出システムの利用者
				に向けたお知らせ (15 回) を、WAM N
				ETのメールー括配信機能を活用して円滑
				に配信した。
				○ 経営サポートセンターと連携し、「平成
				27年度介護報酬改定等の影響に関するアン
				ケート」及び「特別養護老人ホームを経営
				する社会福祉法人の経営動向調査」を実施
				した。
				〇 平成 27 年度より、以下の部署においてW
				AM NET基盤を活用して連絡用掲示板を
				設置し、高度な情報セキュリティを確保し
				つつ、機構の各担当部署と外部団体等との
				各種事務手続きの円滑化を支援した。
				・ WAM助成連絡システム:助成事業部
				と助成先団体
				・ 扶養保険事業連絡システム:扶養保険
				課と関係団体等
				<ul><li>特約火災連絡掲示板及び団体信用生命</li></ul>
				保険連絡掲示板:顧客業務課と火災保険
				会社
				・ 決算関係連絡掲示板システム:経理課
				と監査法人
(3) 運営費交付金	(3) 運営費交付金	(4)運営費交付金 ○	運営費交付金の	○ WAM NETの利用登録機関に対して、
の縮減の観点か	の縮減の観点か		減の観点から自	
ら広告収入等の	ら広告収入等の		収入の確保につ	
自己収入の拡大	自己収入の拡大		て、広告収入等	
に努めること。	に努める。		拡大に努めてい	
(=), (> 0 = 0	(-)(-)		カゝ。	件 6,404 千円)
			0	
			国民のニーズと	○ 調書No.2-2(経費の節減)参照
			れている事務・	
			業や、費用に対	
			る効果が小さく	
			- // + C (	50

	継続	でする必要性の		
	乏し	い事務・事業		
	がな	いか等の検証		
	を行	い、その結果		
	に基	づき、見直し		
	を図	っているか。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業							
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第					
策		(個別法条文など)	13 号					
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	なし					
度		業レビュー						

①主要なアウ	トプット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報 (財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		2 5 年度	26年度	2 7年度	28年度	29年度
								予算額 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)		
									2,512,819	2,441,996	2,115,234		
									(労担)	(労担)	(労担)		
									35,065	31,798	32,476		
								決算額 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)		
									2,386,222	2,214,083	1,634,632		
									(労担)	(労担)	(労担)		
									33,538	32,199	25,346		
								経常費用 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)		
									2,317,729	2,094,950			
									(労担)	(労担)	(労担)		
									31,591	32,995	26,303		
								経常利益 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)		
									44,056	118,060	· ·		
									(労担)	(労担)	(労担)		
								4.4.5	(年担)	△2,580 (年担)	△1,424 (年担)		
								行政サービス実施コ					
								スト (千円)	△93,168 (労担)	公 <b>2</b> 33,471 (労担)	△19,574 (労担)		
									32,823	20,251	$\triangle 1,428$		
								<b>公中!</b> 巨粉	(年担)	(年担)	(年担)		
								従事人員数	16.98 人	16.03 人	16.35 人		
									(労担)	(労担)	(労担)		
									0.32 人	0.31 人	0.32 人		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
9 年金担保貸付事	9 年金担保貸付事	9 年金担保貸付事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
業及び労災年金担	業及び労災年金担	業及び労災年金担	なし		評定: B	<評定に至った理由>
保貸付事業	保貸付事業	保貸付事業			○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	
年金担保貸付事業	年金担保貸付事業	年金担保貸付事業	<その他の指標>		事業については、平成22年4月の「行政刷	<指摘事項、業務運営上の課題及び
こついては、厚生年	については、厚生年	については、厚生年	なし		新会議事業仕分け」等を受けて平成 25 年 3	策>
金保険制度及び国民	金保険制度及び国民	金保険制度及び国民			月に国が策定した「年金担保貸付事業廃止計	
F金制度に基づき支	年金制度に基づき支	年金制度に基づき支			画」を踏まえ、年金受給者にとって真に必要	
合される年金並びに	給される年金並びに	給される年金の受給			な資金が融資され、無理のない返済となるよ	
5 災年金担保貸付事	労災年金担保貸付事	者に対し、労災年金			う配慮した制度改正を平成 26 年 12 月に実	
<b>巻については、労働</b>	業については、労働	担保貸付事業につい			施して以降、借入を希望する者に対してパン	
<b>省災害補償保険制度</b>	者災害補償保険制度	ては、労働者災害補			フレット、機構ホームページ及び相談電話等	
こ基づき支給される	に基づき支給される	償保険制度に基づき			を通じて改正後の制度内容について周知を図	
F金の受給者に対	年金の受給者に対し、	支給される年金の受			り、年金受給者の一時的な資金需要に対して	
、その受給権を担	その受給権を担保に	給者に対し、その受			疎明資料に基づく真に必要な資金を融資した	
<b>Rにする特例措置と</b>	する特例措置として	給権を担保にする特			結果、平成27年度においては年金担保貸付	
て低利で小口の資	低利で小口の資金を	例措置として低利で			事業で 102,046 件 56,015 百万円、労災年金	
金を貸し付けること	貸し付けることによ	小口の資金を貸し付			担保貸付事業で1,555件1,314百万円となっ	
こより、高齢者等の	り、高齢者等の生活	けることにより、高			た。また、貸付残高においては年金担保貸付	
<b>上活の安定を支援す</b>	の安定を支援するこ	齢者等の生活の安定			事業で 275,654 件 87,754 百万円、労災年金	
ること及び労災年金	と及び労災年金受給	を支援することや労			担保貸付事業で 4,256 件 2,073 百万円とな	
受給者の生活を援護	者の生活を援護する	災年金受給者の生活			り、年金受給者の一時的な資金需要が依然と	
けることを目的とし	ことを目的として、	を援護することを目			して根強く存在している状況が確認できた。	
て、以下の点に留意	以下の点に留意して	的として、以下の点			なお、制度改正後に係る対応として、新た	
てその適正な事業	その適正な事業実施	に留意してその適正			に導入した疎明資料による資金使途・必要額	
<b>実施に努めること。</b>	に努める。	な事業実施に努める。			の確認について受託金融機関や利用者から寄	
なお、当該事業に	なお、当該事業に				せられた問い合わせを整理し、受託金融機関	
oいては、「独立行政	ついては、「独立行政				事務説明会において取扱いの周知徹底を図っ	
<b></b> よ人の事務・事業の	法人の事務・事業の				た。	
見直しの基本方針」	見直しの基本方針」				○ 特殊法人における個人情報の流出に伴い基	
(平成22年12月	(平成22年12月				礎年金番号が変更となった借入者及び新規申	
7日閣議決定。以下	7日閣議決定。以下				込者に対しては、利用者の利便性に配慮し、	
「見直しの基本方	「見直しの基本方針」				個別処理による対応を行った。	
十」という。) に基づ	という。)に基づいて、				○ 広報活動については、引き続き平成26年	
いて、国において立	国において立案され				12 月の制度改正内容及び他の公的貸付制度	
と される計画に従っ	る計画に従って適切				を周知するため、パンフレットを作成し、受	
て適切な措置を講じ	な措置を講じる。				託金融機関の他、福祉関係団体、司法関係団	
ること。					体及び消費者関係団体等に協力を依頼した結	
					果、新たに5団体の協力を得られることとな	

			<評価の視点>		り、合計 28 団体の協力により、幅広い広報
(1)業務運営コス	(1)業務運営コス	(1) 年金担保貸付	○ 貸付金利に業務	○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	活動を実施することができた。
トを分析し、そ	トを分析し、そ	事業及び労災年	運営コストを適切	事業においては、業務運営コストを分析し、	○ 電話による問い合わせに対しては、自動応
の適正化を図る	の適正化を図る	金担保貸付事業	に反映した利率の	中期目標期間中の損益が均衡するような適	答システムにより、一般的な制度に対する照
とともに、貸付	とともに、貸付	を安定的かつ効	設定となっている	正な金利水準とするため、貸付金利の検証	会については24時間365日の案内を行うと
金利の水準に適	金利の水準に適	率的に運営する	か。	を年2回実施し、安定的かつ効率的な事業	ともに、利用者から借入限度額についての問
切に反映するこ	切に反映するこ	ため、業務運営		運営を実施した。	合せが多く寄せられたため、機構ホームペー
とにより、安定	とにより、安定	コストを分析し、		① 平成27年7月には、中期目標期間中の	ジに借入限度額を容易に計算できる年金担保
的で効率的な業	的で効率的な業	その適正化を図		損益が均衡するよう平成26年度決算等を	融資限度額計算シミュレーションを掲載して
務運営に努める	務運営に努める。	り、中期目標期		踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据	更なる利用者サービスの向上を図った。
こと。		間中において損		え置きを決定	○ 貸付金利の設定にあたっては、業務運営コ
		益が均衡するよ		② 平成28年2月には、平成28年1月ま	ストを適切に貸付金利に反映することにより
		う配慮しつつ、		での執行状況等を踏まえ、収支状況への	安定的かつ効率的な業務運営を実施した。
		貸付金利に反映		影響を検証し、貸付金利の引上げを決定	○ 平成 26 年 12 月の制度変更による影響を
		させる。		○ 上記の結果、平成27年度決算において、	含めて、平成 27 年度を通じて、毎月貸付実
				年金担保貸付事業において33百万円、労災	行等に係るデータの動向を整理・分析して厚
				年金担保貸付事業において 1 百万円の当期	生労働省に提供するなど今後の年金担保貸付
				総利益を確保し、安定的で効率的な業務運	事業のあり方に係る検討に寄与した。
				営を実施することができた。	また、上記に加え年金担保貸付利用者の実
					態を把握するため、アンケート調査を行うこ
(2)業務運営に当	(2)業務運営に当	(2) 事業の実施状	○ 「独立行政法人	○ 事業の実施状況を把握し、国の要請に応	ととし、10,000 人を対象にアンケート調査
たっては、見直	たっては、見直	況等を把握し、	の事務・事業の見	じて見直しの基本方針に基づく国における	票を平成28年3月に送付した。(回答期限:
しの基本方針に	しの基本方針に	国の要請に応じ	直しの基本方針」	計画立案に必要な基礎資料を毎月提供した	平成 28 年 5 月)
基づいて、国に	基づいて、国に	て「独立行政法	(平成22年12	ことに加え、平成 23 年度~平成 26 年度ま	
おいて立案され	おいて立案され	人の事務・事業	月7日閣議決定)	での月別、都道府県別、年齢別等の貸付実	
る計画に従って	る計画に従って	の見直しの基本	に基づき、国の計	行に係る統計資料を提供した。	<課題と対応>
適切な措置を講	適切な措置を講	方針」(平成22	画に従って適切な	また、平成 26 年 12 月の制度変更後にお	年金担保貸付事業については、国において平
じること。	じる。	年12月7日閣	措置を講じている	ける年金担保貸付利用者の実態を把握する	成 25 年 3 月に策定した「年金担保貸付事業廃
		議決定)に基づ	カュ。	ため、制度変更後の借入者から 10,000 人を	止計画」に掲げられている平成28年度の具体
		く国における計			的な廃止時期の判断に向けて、機構から厚生労
		画立案に必要な		を送付した。	働省に対してデータ提供を行うとともに、厚生
		基礎資料の提供			労働省と連携して必要な検討を進める。
		を行う。			
また、引き続	また、引き続	また、引き続		○ 平成 26 年 12 月に貸付限度額及び返済額	
き、年金受給者	き、年金受給者	き年金受給者に	に配慮するととも	上限の引下げや疎明資料による資金使途及	
にとって無理の	にとって無理の	とって無理のな	に、借入申込時に		
ない返済となる	ない返済となる	い返済となるよ	年金受給者にとっ		
ように配慮した	ように配慮した	うに配慮した審	て必要な資金が融		
審査等を行うと	審査等を行うと	査等を行うとと	資され、無理のな		
ともに、返済中   に生活困難に陥	ともに、返済中	もに、返済中に	い返済となるよう	23.3%(▲7.3%)となり、利用者にとって	
	に生活困難に陥	生活困難に陥っ	に配慮した審査等	無理のない返済に配慮した適切な制度運用	

った者に係る返	った者に係る返	た者に係る返済	を行っているか。	となった。	
済条件の緩和を	済条件の緩和を	条件の緩和を行	(11つ ( v , の /)。	また、制度変更後の運用状況を踏まえ、	
行うこと。	行う。	条件の板相を17 う。		申込時に必要な使途確認等に係る疎明資料	
11 ) = 5 .	11 7 °	) o		の取扱いについて明確化し、受託金融機関	
				説明会等で取扱いの留意事項等の周知を図	
				ることにより、運用の適正化を図った。	
			  ○ 返済中に生活困	○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付	
			難となった者に対		
			し、返済条件の緩	行い、利用者の生活安定を支援することに	
			和措置を講じてい	寄与した。	
			るか。	また、災害救助法の適用となった平成27	
				年 5 月の口永部島噴火及び 9 月の台風 18	
				号の大雨による被災者に係る返済条件の変	
				更措置について機構ホームページによる周	
				知を行い、1件の変更承認を行った。	
(3)年金担保貸付	(3) ホームページ、			○ 平成 26 年 12 月の制度変更の内容と他の	
制度及び労災年	リーフレット等				
金担保貸付制度	により、年金担				
の周知を図ると	保貸付制度及び	内容について周			
ともに、受託金	労災年金担保貸	知するとともに、	ているか。	体)に配布するとともに、機構ホームページになった。	
融機関の窓口等	付制度の周知を	平成26年12		ジにおいて制度の周知を行った。	
における利用者	図る。	月の制度取扱変		○ 電話相談について自動応答システムを平	
への適切な対応 に努めること。		更に係る利用者 及び関係機関等		成27年4月から本格的に稼働させ、一般的 な制度の照会については24時間365日の	
に分めること。		からの問合せに		案内が可能となり、利用者サービスの向上	
		適切に対応する。		を図った。	
		また、引き続		○ 借入限度額を容易に計算できるよう、機	
		き、福祉関係団		構ホームページに「年金担保融資・限度額・	
		体、司法関係団		計算シュミュレーション」を掲載し、利用	
		体、消費者関係		者の利便性向上を図った。	
		団体等多様な外			
		部団体20団体			
		以上との連携協			
		力による広報活			
		動を展開すると			
		ともに、多重債			
		務者等の借入れ			
		に関し、注意を			
		促し、専門機関			

	- 1= 54()		
	への相談につな		
	げるための情報		
	提供を行う。		
(4)受託金融機関	(4)受託金融機関 ○	受託金融機関事	○ 受託金融機関の窓口等における利用者に
の窓口等におけ	の窓口等におけん務	打合せ会議等に	対し適切に対応するため、受託金融機関事
る利用者への適		り更なる利用者	
切な対応に努め		の適切な対応に	
るために、受託		いて周知徹底に	
金融機関事務打		めているか。	○ 特殊法人における個人情報の流出に伴う
合せ会議等によ	せ会議等により		基礎年金番号の変更を受け、年金担保貸付
り周知徹底に努	指導を適切に行		に係る貸付審査等の事務処理方法について、
める。	う。		受託金融機関に対し、二度にわたって通知
			するなど適切な対応を行った。
		貸付金、未収金	○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付
	等	の債権について、	事業においては、独立行政法人福祉医療機
	口	収計画が策定さ	構法に基づき、年金受給者の年金受給権を
	れ	ているか。回収	担保として小口資金の貸付けを行っており、
	計	画が策定されて	回収にあたっては各年金支給月に年金支給
	Į,	ない場合、その	機関より機構が受領する年金から償還元金
	理	由の妥当性につ	及び利息の回収を行っている。
	V	ての検証が行わ	
	れ	ているか。	
		回収計画の実施	○ 回収計画の実施状況については、貸付金
	状	況についての評	利の見直し時に評価を行っている。
	価	が行われている	また、信用保証機関の利用率が 99.9%に
	カシ	。評価に際し、	達しており、リスク管理債権の発生は保証
	i	) 貸倒懸念債	履行がされない場合に限定されるため、リ
	権	• 破産更生債権	スク管理債権比率は年金担保貸付事業が
	等	の金額やその貸	0.16%、労災年金担保貸付事業が 0.34%に
	付	金等残高に占め	とどまっている。
	る'	割合が増加して	なお、両事業における比率に差が生じて
	\ \	る場合、ii)計	いるが、主な要因は、機構が各事業を承継
	画	と実績に差があ	した際のリスク管理債権比率の違いによる
	る	場合の要因分析	ものである。
	を	行っているか。	
		回収状況等を踏り	○ 受託金融機関に対する指導を徹底するこ
		え回収計画の見	
		, C [ ] [ ] [ ] [ ] ( ) [ ] [ ]	

_		
	直しの必要性等の	の 図っているところである。
	検討が行われてい	\\\
	るか。	
	○ 国民のニーズ	と 〇 調書No.2-2 (経費の節減) 参照
	ずれている事務	•
	事業や、費用に対	対
	する効果が小さ	<
	継続する必要性の	の 
	乏しい事務・事業	業
	がないか等の検討	証
	を行い、その結り	果
	に基づき、見直	L
	を図っているか。	
		<平成 26 年度業務実績評価結果の反映状況>
		[今後の課題]
		引き続き「年金担保貸付事業廃止計画」
		に従って適切な措置を講じることが期待さ
		れる。
		平成 27 年度においては、年金担保貸付事業
		廃止計画に掲げられた平成28年度における具
		体的な廃止時期の判断に必要な基礎資料を毎
		月提供するとともに、平成 23 年度~平成 26
		年度の月別、都道府県別、年齢別等の貸付実
		行に係る統計資料を提供した。さらに、平成
		26 年 12 月に行った制度変更後における貸付
		利用者の実態を把握するため、制度変更後の
		借入者から 10,000 人を抽出し、アンケート調
		査を実施しているところである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-10	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務								
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2						
策		(個別法条文など)	項						
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	なし						
度		業レビュー							

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプッ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸付先の財務状況等 把握回数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		予算額(千円)	2,750,618	2,521,075	2,233,473		
貸付先の財務状況等 把握回数(実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回				決算額(千円)	2,430,545	2,276,871	2,015,933		
達成度	_	_	100.0%	100.0%	100.0%				経常費用 (千円)	2,482,634	3,439,168	2,208,382		
債権分類の実施回数 (計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		経常利益 (千円)	41,127,033	34,027,382	29,904,450		
債権分類の実施回数 (実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回				行政サービス実施コ スト(千円)	△32,419,680	△28,996,734	△29,907,890		
達成度	_	_	100.0%	100.0%	100.0%				従事人員数	25.43 人	26.40 人	27.18 人		
保証履行能力の把握 回数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
保証履行能力の把握 回数(実績値)		年1回	年1回	年1回	年1回									
達成度	_	_	100.0%	100.0%	100.0%									
回収率(平成 18 年度 ~26 年度平均)	_	<u>(※) 13.2%</u> ( <u>うち直接貸付)</u> (※) 25.3%		_	_									
回収率(実績)	-	_		_	14.9% (うち直接貸付) 51.1%									
達成度	_	_	_	_	<u>112.9%</u> (うち直接貸付) <u>201.9%</u>									

<sup>※</sup> 平成 18 年度~平成 26 年度における最大値・最小値の回収率の平均

3. 各事業年度の業務に	工係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に	係る自己評価及び主	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	
10 承継年金住宅	10 承継年金住宅	10 承継年金住宅	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
融資等債権管理	融資等債権管理	融資等債権管理	① 年 1 回、貸付先	① 年1回実施し、中期計画を達成した。	評定: A	<評定に至った理由>
回収業務及び承	回収業務及び承	回収業務	の財務状況等の把		○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、年	
継教育資金貸付	継教育資金貸付		握及び分析を行う		1回の財務状況等の把握及び分析を行うとと	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
けあっせん業務	けあっせん業務		とともに、適時、		もに、必要に応じてヒアリング及び指導を行	策>
(1) 承継年金住宅	(1) 承継年金住宅		担保物件及び保証		った。	
融資等債権管理	融資等債権管理		機関又は保証人の		また、解散等を予定している貸付先につい	
回収業務	回収業務		保証履行能力の評		ては、保証機関等関係先との調整を行い、別	
承継年金住宅	承継年金住宅	承継年金住宅融資	価等を行う。		法人への債務引受とする対応策を講じた。	
融資等債権管理	融資等債権管理	等債権管理回収業務			○ 早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併	
回収業務につい	回収業務につい	については、回収金	② 年金住宅融資等	② 年1回実施し、中期計画を達成した。	するための手続き等について情報提供するな	
ては、回収金が	ては、回収金が	が国への納付により	債権について、年1		どの必要な支援・調整を行った結果、合併等	
国への納付によ	国への納付によ	年金給付の財源とな	回、回収の難易度		の対応を図ることができた。	
り年金給付の財	り年金給付の財	ることを踏まえると	に応じた債権分類		○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対	
源となることを	源となることを	ともに、当該業務の	の実施又は見直し		し迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底する	
踏まえるととも	踏まえるととも	終了の時期を見据え、	を行う。		とともに、長期延滞債権については、回収促	
に、当該業務終	に、当該業務の	以下の点に留意して			進のため、機構が直接競売申立てを実施し、	
了の時期を見据	終了の時期を見	その適正な業務実施	③ 転貸債権に係る	③ 年1回実施し、中期計画を達成した。	受託金融機関に指示のうえ、必要に応じて、	
え、以下の点に	据え、以下の点	に努める。	ローン保証会社に		保証機関または保証人に対する保証履行請	
留意してその適	に留意してその		ついて、年1回、		求及び担保物件の処分等を適切に行った。	
正な業務実施に	適正な業務実施		保証履行能力の把		○ 上記の取組みの結果、当該事業を承継した	
努めること。	に努める。		握及び分析を行う。		平成 18 年度以降の残高に対する回収率の平	
					均(13.2%)を上回る 14.9%(112.9%増)	
			<その他の指標>		の回収を図ることができ、特にこのうち機構	
			なし		自ら債権の管理、回収を行う直接貸付分につ	
					いては、約定延滞防止や今後の償還計画の確	
					認等の観点等から取り組んできた約定前の事	
			<評価の視点>		務説明 (20 社) を平成 27 年度においては全	
① 年金住宅融	① 必要に応じ	(1) 関係行政機関	〇 関係行政機関及	○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	ての貸付先(90 社)に拡大したこと等によ	
資等債権につ	て関係行政機	及び受託金融機	び受託金融機関と	○ 転貸法人について、平成26年度決算書を	り、同回収率の平均 25.3%を大幅に上回る	
いて、貸付先	関及び受託金	関と緊密に連携	連携しつつ、年1	徴求し、財務状況等の把握及び分析を行う	51.1%(201.9%増)の回収を図ることがで	
の財務状況等	融機関と緊密	しつつ、貸付先	回、貸付先の財務	とともに、必要に応じてヒアリング及び指	きた。	
の把握及び分	に連携しつつ、	の財務状況等の	状況等の把握及び	導を行った。(実績:20 法人)	○ また、福祉医療機構法改正(平成 27 年 10	
析、担保物件	年1回、貸付	把握及び分析を	分析を行うととも	○ 住宅生活協同組合等について、受託金融	月施行)を受けて、元本回収部分に係る国庫	
及び保証機関	先の財務状況	行うとともに、	に、適時、担保物	機関からその現状についての報告及び決算	納付を従前の年 1 回から年 4 回の定期納付	
又は保証人の	等の把握及び	適時、担保物件	件及び保証機関又	書を徴求し、財務状況の把握及び分析を行	に変更する対応を、平成28年1月から円滑	
保証履行能力	分析を行うと	及び保証機関又	は保証人の保証履	った。(実績:15 法人)	にスタートさせ、公的年金の給付財源に結び	

の評価等を適	 ともに、適時、	 は保証人の保証	行能力の評価等を	○ 連帯保証人の状況について調査を実施す	付く一層効率的な枠組を実現させた。
時に行うこと	担保物件及び	履行能力の評価	行っているか。	るとともに、必要に応じて保証人を変更す	<ul><li>○ なお、破綻した保証会社に代わって関係金</li></ul>
により、適切	保証機関又は	等を行う。		るなど、債権保全措置を行った。	融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行
な債権管理に	保証人の保証	また、受託金		○ 全額債務保証を行っている金融機関につ	
努めること。	履行能力の評	融機関事務打合		いて、財務諸表を入手し、財務状況の分析	到来することを踏まえ、機構から提示した基
), v = = = 0	価等を行う。	せ会議を開催し、		及び評価を行い、保証履行能力等の評価を	本方針に基づき、転借人に大きな混乱を生じ
		受託金融機関に		行った。	させない対応を目指して関係者との協議を進
		対する指導を適		<ul><li>○ 受託金融機関事務打合せ会議について、</li></ul>	めた。特に、対象となる13 転貸法人のうち
		切に行う。		開催時期、開催回数を検討のうえ、受託金	7 法人については、10 年間の存続ができな
				融機関の繁忙期等を考慮した開催時期に変	い一方、関係金融機関への債権一括譲渡も難
				更し、引き続き、年金担保貸付事業及び労	しい状況にあったため、これら7法人による
				災年金担保貸付事業と合同で全国 7 か所計	新設合併(費用削減▲25%程度)を打ち出
				8回開催した。	すとともに、現地訪問を含めて 54 回にわた
					る交渉・協議を重ねることにより、難航する
	② 年金住宅融	(2) 年金住宅融資	○ 年金住宅融資等	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。	調整を打開し、平成 28 年 3 月には 13 の転
	資等債権につ	等債権の貸付先	債権について、年	○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先	貸法人及び 213 の金融機関等全てとの合意
	いて、年1回、	について、債権	1回、回収の難易	の財務状況等を勘案した債権分類を行い、	が得られることとなった。その結果、10年
	回収の難易度	分類を実施し、	度に応じた債権分	貸倒引当金を適正に計上した。	間にわたり第三者弁済契約を延長する取扱い
	に応じた債権	貸付先の財務状	類の実施又は見直		を通じて、今後の安定的な業務運営に寄与す
	分類の実施又	況等を勘案した	しを行っているか。		ることとなった。
	は見直しを行	自己査定を行う。			
	う。				
					<課題と対応>
	③ 転貸債権に	(3) 転貸債権に係	○ 転貸債権に係る	○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。	特になし。
	係るローン保	るローン保証会	ローン保証会社に	○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け	
	証会社につい	社24社すべて	ついて、年1回、	(Moody's、S&P)等により、保証履行能	
	て、年1回、	について、保証	保証履行能力の把	力を確認した。	
	保証履行能力	履行能力の把握	握及び分析を行っ		
	の把握及び分	及び分析を行う。	ているか。		
	析を行う。				
② 年金住宅融	<ul><li>④ 年金住宅融</li></ul>	(4)年金住宅融資	○ 年金住宅融資等	<ul><li>○ 解散等を予定している貸付先について、</li></ul>	
資等債権につ	資等債権につ	等債権について、	債権について、担		
いて、適時的	いて、必要に	必要に応じて関	保や保証の状況等		
確に回収を行	応じて関係行	係行政機関との	に応じて適時的確	○ 約定延滞防止等の観点から取り組んでき	
うことにより、	政機関との協	協議を行いつつ、	に債権回収を行い、	た直接貸付分に係る事務説明について、従	
延滞債権の発	議を行いつつ、	担保や保証の状	延滞債権の発生の	来の20社から平成27年度においては全て	
生の抑制に努	担保や保証の	況等に応じて適	抑制に努めたか。	の貸付先90社へ拡大した。	
めること。	状況等に応じ	時的確に債権回		○ 破綻した保証会社に代わって関係金融機	
	て適時的確に	収を行うことに		関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第	
	債権回収を行	より、延滞債権		三者弁済契約の期限が、平成 29 年度に到来	

うことにより、	の発生抑制に努		することを踏まえ、機構から提示した基本
延滞債権の発	める。		方針に基づき、転借人に大きな混乱を生じ
生の抑制に努	破綻した保証		させない対応を目指して関係者との協議を
める。	会社に代わって		進めた。特に、対象となる13転貸法人のう
	金融機関が転貸		ち7法人については、10年間の存続ができ
	法人に対して弁		ない一方、関係金融機関への債権一括譲渡
	済を行う期限が		も難しい状況にあったため、これら7法人
	平成29年度に		による新設合併(費用削減▲25%程度)を
	到来することを		打ち出すとともに、現地訪問を含めて 54回
	踏まえ、新たに		にわたる交渉・協議を重ねることにより、
	策定した期限終		難航する調整を打開し、平成28年3月には
	了以降の基本方		13の転貸法人及び213の金融機関等全てと
	針等に基づき、		の合意が得られることとなった。その結果、
	関係者と以後の		10年間にわたり第三者弁済契約を延長する
	対応を協議する。		取扱いを通じて、今後の安定的な業務運営
	また、経済情		に寄与することとなった。
	勢の変化に伴う		○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変
	ローン返済困窮		更 211 件、民事再生法の適用による返済条
	者及び災害の被		件の変更 16 件、東日本大震災の被災者に対
	災者等に対して、		する返済条件の変更1件、計228件の措置
	迅速かつ的確に		を講じた。
	必要な返済条件		また、平成27年9月の台風18号の大雨
	の変更措置を講		による災害等の被災者に係る返済条件の変
	ずる。		更措置について、機構ホームページによる
			周知を行った。
⑤ 転貸法人等	(5) 転貸法人等に	○ 転貸法人に対す	○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実
に対して必要	対して、国と連	る指導・助言等を	績等を把握するとともに、必要な助言、指
な助言等を行	携して実情等を	実施し、転貸法人	導等を行った。また、専門員及び転貸法人
うことにより、	把握するととも	による適切な債権	からの定期報告(年2回)及び専門員の活
転貸法人等に	に必要な助言等	回収を推進させて	動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報
よる適切な債	を行い、転貸法	いるか。	交換を行う専門員会議を開催し、専門員に
権回収を促進	人等による適切		よる転貸法人の債権管理に関する指導を行
させる。	な債権回収を促		った。
	進させる。		
早期対応が		○ 早期対応が必要	○ 早期対応が必要な転貸法人等に対し、合
必要な転貸法	要な転貸法人等	な転貸法人等に対	
人等に対して	に対しては、状	しては、状況に応	
は、状況に応	況に応じて法人	じた処理方策を策	
じた処理方策	の合併、事業譲	定させ、適切な債	
を策定させ、	渡、債権譲渡等	権回収に努めてい	
	以、民匪敗汉寸	IE III IN IC JI W	70

	 適切な債権回	による処理方策	るか。	
	収に努める。	を策定させ、適	J	
		切な債権回収に		
		努める。		
		また、必要に		
		応じて転貸法人		
		に債権管理回収		
		に係る専門員を		
		派遣するととも		
		に、年1回以上		
		専門員の打合せ		
		を行い、転貸法		
		人の債権管理に		
		関する指導を適		
		切に行う。		
③ 延滞債権に	⑥ 延滞債権に	(6)短期延滞債権	○ 延滞債権につい	○ 短期延滞債権については、転貸法人に対
ついて、貸付	ついて、貸付	については、転	て、貸付先に対す	し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底
先に対する督	先に対する督	貸法人等に対し、	る督促、保証機関	した。
促、保証機関	促、保証機関	迅速かつ着実な	又は保証人に対す	○ 長期延滞債権については、回収促進のた
又は保証人に	又は保証人に	督促等を実施す	る保証履行請求及	め、機構が直接競売申立てを実施するとと
対する保証履	対する保証履	るよう徹底する。	び担保物件の処分	もに、受託金融機関に対し適切な指示を行
行請求及び担	行請求及び担	また、長期延	等を適切に行うこ	い、必要に応じて、保証機関または保証人
保物件の処分	保物件の処分	滞債権について	とにより、早期の	に対する保証履行請求及び担保物件の処分
等を適切に行	等を適切に行	は、保証機関又	債権回収に努めて	等を適切に行った。また、回収が困難な長
うことにより、	うことにより、	は保証人に対す	いるか。	期延滞債権については、実地調査等により
早期の債権回	早期の債権回	る保証履行請求		実情等を把握し、貸倒償却処理を行った。(実
収に努めるこ	収に努める。	及び担保物件の		績:78件)
と。		処分等を適切に		
		行うことにより、		
		一層の早期債権		
		回収に努める。		
			■ 貸付金、未収金	○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に
			等の債権について、	おいては、債権ごとに金銭消費貸借契約の
			回収計画が策定さ	
			れているか。回収	
			計画が策定されて	
			いない場合、その	
			理由の妥当性につ	など、回収金等の管理を実施している。
			いての検証が行わ	

れているか。	
■ 回収計画の実施 ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に	
状況についての評 おけるリスク管理債権については、毎年度 (年また) は第世において証明さない。 HXXX まにお	
価が行われている 決算時において評価を行い、財務諸表にお シェルズル ストラスでもス	
か。評価に際し、いて公表しているところである。	
i )貸倒懸念債 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に ************************************	
権・破産更生債権 ついては、平成17年1月末をもって新規融	
等の金額やその貸 資を停止したことから、毎年度、貸付残高	
付金等残高に占めが大幅に減少することにより、貸付残高に	
る割合が増加して 占めるリスク管理債権の割合は増加する傾	
いる場合、ii ) 計 向にあり、平成 27 年度においては 6.59%	
画と実績に差があしたなった。	
る場合の要因分析 なお、承継年金住宅融資等債権の 94.9%	
を行っているか。は機関保証付き債権となっており、機関保	
証付き債権を除いたリスク管理債権の割合	
は 2.54% である。	
■ 回収状況等を踏 ○ 延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢	
まえ回収計画の見の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再	
直しの必要性等の 生法の適用者などについては、償還条件変	
検討が行われてい 更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の	
るか。 返済を確保する方策を講じている。	
○ 福祉医療機構法改正(平成 27 年 10 月施	
行)を受けて、元本回収部分に係る国庫納	
付を従前の年1回から年4回の定期納付に	
変更する対応を、平成28年1月から円滑に	
スタートさせ、公的年金の給付財源に結び	
付く一層効率的な枠組を実現させた。(平成	
26 年度回収分に加え、平成 27 年 4 月 1 日	
から9月30日までに回収された債権の元本	
701 億円を平成 28 年 1 月に国庫納付。)	
<ul><li>○ 国民のニーズと ○ 調書No.2-2 (経費の節減) 参照</li></ul>	
ずれている事務・ 〇 抵当権移転登記に係る司法書士への報酬	
事業や、費用に対について、日本司法書士連合会と報酬単価	
する効果が小さく 引下げの交渉・協議を行い、1 件当たりの	
継続する必要性の 単価を1万円から5千円に引き下げたこと	
乏しい事務・事業 等により、報酬支払総額が減少した。(平成	
がないか等の検証 26 年度比▲57.8%)	
72	

		を行い、その結果		
		に基づき、見直し		
		を図っているか。		
(2) 承継教育資金	(2) 承継教育資金			
貸付けあっせん	貸付けあっせん			
業務	業務			
「独立行政法	承継教育資金			
人整理合理化計	貸付けあっせん			
画」(平成19年	業務については、			
12月24日閣	引き続き、業務			
議決定)を踏	を休止する。			
まえ、引き続き、				
承継教育資金貸				
付けあっせん業				
務を休止するこ				
と。				
			<平成 26 年度業務実績評価結果の反映状況>	
			[今後の課題]	
			引き続き早期対応が必要な転貸法人に対	
			して状況に応じた処理方策を策定させるな	
			ど、適正な業務実施に努めることが期待さ	
			れる。	
			早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併	
			するための手続き等について情報提供するな	
			どの必要な支援・調整を行うことにより、合	
			併等の対応を図った。	

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
2-1	業務・システムの効率化と情	業務・システムの効率化と情報化の推進									
当該項目の重要度、難易				関連する政策評価・	行政事業	平成 28 年	<b>F度行政事業レビュ</b>	ーシート番号 702・	753		
度			l	ノビュー							
2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25 年度	26 年度	27 年度		28 年度	29 年度	(参考情報)		
		前中期目標期間							当該年度までの累積値、平均値		
		最終年度値							等、目標に応じた必要な情報		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実						
				業務実績	自己評価					
第3 業務運営の効	第2 業務運営の効	第2 業務運営の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定				
率化に関する事	率化に関する目	率化に関する目	なし		評定:B	<評定に至った理由>				
項	標を達成するた	標を達成するた			○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職					
	めにとるべき措	めにとるべき措	<その他の指標>		手当共済事業に係る入力作業等の委託業務					
通則法第29条第	置	置	なし		の調達については、公平性及び透明性に配慮					
2項第2号の業務運	独立行政法人通則				した調達仕様書を作成し、一般競争入札によ					
営の効率化に関する	法(以下「通則法」				り業者を選定するとともに、年金担保貸付事					
事項は、次のとおり	という。)第30条第				業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に					
とする。	2項第1号の業務運				係る入力作業等の委託業務の調達について					
	営の効率化に関する				は、更なる経費削減を図るため、平成28年					
	事項は、次のとおり				度から2年間の複数年契約を前提とした調達					
	とする。				仕様書を作成し、業者を選定することができ					
			<評価の視点>		た。					
1 業務・システム	1 業務・システム	1 業務・システム			○ 福祉医療貸付事業の貸付総合電算システ					
の効率化と情報化	の効率化と情報化	の効率化と情報化			ム、事業報告書等電子報告システム及び経営					
の推進	の推進	の推進			分析参考指標策定システム等について、それ					
(1)業務・システ	(1)業務・システ	(1)業務・システ	○ 業務・システム	○ 業務・システム最適化計画に基づき、退	ぞれ必要不可欠な改修を実施し、業務の実施					
ム最適化計画を	ム最適化計画を	ム最適化計画を	の最適化計画に基	職手当共済事業に係る入力作業等の委託業	を効率的かつ安定的に支援することができ					
着実に実施し、	着実に実施し、	着実に実施し、	づき、経費の節減	務の調達については、公平性及び透明性に	た。					
経費の節減を図	経費の節減を図	経費の節減を図	等を図っているか。	配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入	○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示シス					
ること。	る。	る。		札により業者を選定するとともに、年金担	テム」の構築においては、厚生労働省と機構					
				保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理	職員で構成するプロジェクト会議を定期的に					
				回収業務に係る入力作業等の委託業務の調	開催し、全体プロジェクト計画書に沿って、					
				達については、更なる経費削減を図るため、	システム要件定義書及びシステム設計・開発					
				平成28年度から2年間の複数年契約を前提	業者選定のための調達仕様書を作成し、一般					
				とした調達仕様書を作成し、業者を選定し	競争入札(総合評価落札方式)により技術力					
				た。	の評価も行うことによって、質の高い設計・					
					開発業者を選定することができた。					
(2)業務の実施を	(2)業務の実施を	(2)業務の実施を	○ 業務の実施を効	○ 福祉医療貸付事業の貸付総合電算システ	○ 情報管理担当部署の専門性向上のため、C					
効率的かつ安定	効率的かつ安定	効率的かつ安定	率的かつ安定的に	ム (平成 27 年度融資条件の変更への対応)、	IO補佐官によるIT人材育成のための研修					
的に支援するた	的に支援するた	的に支援するた	支援するために、	事業報告書等電子報告システム及び経営分	や外部研修を受講した。					
め、システム等	め、情報化推進	め、第3期中期	情報化推進計画を	析参考指標策定システム(債権管理高度化	さらに、機構職員のITリテラシーの向上					
の継続的な改善	計画を策定し、	計画期間におけ	策定し、システム	等への対応)、承継年金住宅融資等債権管理	を図るため、CIO補佐官による昨今の政府					
に努めること。	システム等の継	る情報化推進計	等の継続的な改善	回収業務の年金住宅融資等債権管理回収シ	機関等に対するサイバー攻撃等を踏まえた情					
	続的な改善を図	画に基づき、シ	に努めているか。	ステム(移転登記報酬額変更への対応)に	報セキュリティの現状に係る研修を実施する					
	る。	ステム等の改善		ついて、それぞれ適正に改修を実施するた	とともに、機構職員における業務に必要な I					
		を図る。		めの要件調整を行ったうえで、改修を実施	Tに関する技能の習得を推進するため、情報					
				し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援	管理担当部署等によるOA研修(e-ラーニン					

				することができた。  ○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の構築については、厚生労働省と機構職員で構成するプロジェクト会議を定期的に開催し、システム要件定義書を作成	グ研修:受講者 264 名) 及び業務システム操作研修等(集合研修:受講者 42 名) を実施した。
				するとともに、システム設計・開発業者選 定のための調達仕様書を作成し、一般競争 入札(総合評価落札方式)にて設計・開発 業者を選定した。	特になし。
(3) 情報化の進展 に機動的かつ的 確に対応するこ と。	(3)情報化の進展 に機動的かつ的 確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	(3)情報化の進展に機動に機動に機動がないでは、情報のでは、情報をある。 はずればいい はい は	○ 情報化の進展に 機動的かつ的確に 対応するために、 情報管理担当部署 の専門性の向上を 図っているか。	○ 情報管理担当部署の専門性向上を図るため、CIO補佐官によるIT人材育成のための研修や、研修プログラムに基づく外部研修(12回)を受講した。	
	(4) 各業務の特性 に応じて、当該 業務に必要な でで、当該 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。	(4)業務の特別では、 一次の特別では、 一次では、 での、要のでは、 でのでいるが、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでして、 でのでのでのでのでして、 でのでのでのでのでして、 でのでのでのでのでのでして、 でのでのでのでのでのでのででして、 でのでのでのでのでして、 でのでのでのでのでして、 でのでのでのでのでのででして、 でのでのでのでのででのでのででして、 でのでのでのでのででして、 でのでのでのでのででして、 でのでのでのででして、 でのでのでのでのでででででして、 でのでのででして、 でのでのでのでのでででして、 でのでのでのででして、 でのでのでのでででして、 でのでのでのでででででして、 でのでのでででして、 でのでのでのでででででして、 でのでのでのでででででして、 でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで		○ 機構職員のITリテラシーの向上を図ることを目的に策定した平成27年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修(e-ラーニング研修(14コース)、受講者264名)、業務システム操作研修等(集合研修:ホームページ他5回、受講者42名)及びCIO補佐官による昨今の政府機関等に対するサイバー攻撃等を踏まえた情報セキュリティの現状に係る研修(集合研修:受講者66名)を実施した。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2-2	経費の節減								
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753						
度		レビュー							

2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値)	中期目標期間の最終年度において、一般管	(一般管理費)	(一般管理費)		(一般管理費)		(一般管理費)		(一般管理費)		(一般管理費)		_
(百万円)	理費は198百万円、業務経費は1,003百万	238		226		219		212		205		198	
	円	(業務経費)	(業務経費)		(業務経費)		(業務経費)		(業務経費)		(業務経費)		
		1,056	1	,045		1,034		1,024		1,013		1,003	
経費節減(実績値)	年度計画値の 100%	_	////		(一般管理費)		(一般管理費)						_
(百万円)				206		203		224					
								2(218)					
			(業務経費)		(業務経費)		(業務経費)						
				592		611		638					
上記削減率(%)			(一般管理費)		(一般管理費)		(一般管理費)						
	成 24 年度(一般管理費 233 百万円、業務		11	1.5%		12.5%		3.6%					
	経費 1,056 百万円)と比べて一般管理費は							6.1%)					
	15%程度、業務経費は5%程度削減		(業務経費)		(業務経費)		(業務経費)						
				3.9%		42.1%		39.5%					
達成度	_	_	( )3, 6 -1 -2, 7		(一般管理費)		(一般管理費)						_
			383	3.3%	2	08.3%		40.0%					
								7.8%)					
			(業務経費)		(業務経費)		(業務経費)						
			4,390	0.0%	2,1	05.0%	1,31	16.7%					

<sup>(</sup>注 1) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修 に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

<sup>(</sup>注2) 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費を除いた実績値、削減率及び達成度である。

中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価							
				業務実績	自己評価	主務大臣による評 	
	 2 経費の節減	 2 経費の節減	   <主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
	2 性貝の別が	2 配負 ジボル	① 中期目標期間の最	へ上安な来初ス傾々   ① 一般管理費については、平成 27 年度決算に係る会計監査業務の契約に際し、複数年度契			
			終事業年度におい	約に伴う監査業務の効率化を加味した契約とすることで監査経費を削減したこと、また、A			
			て、平成24年度と	LM分析システム(福祉医療貸付事業)に係る運用保守経費について、委託先業者が行って			
			比べて一般管理費は	いた事務の一部を機構職員が行うことで業者の作業工数を減らすことにより経費を削減する	決算に係る会計監査		
			15%程度、業務経	など、より一層の運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底したものの、平成 27 年度に	業務の契約に際し、		
			費は5%程度の額を	おいては、顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費が発	複数年度契約に伴う		
			節減する。	生したことに加え、平成26年度からの消費税増税の影響を受けたことにより、基準額(平	監査業務の効率化を		
			APPA ) Oo	成 24 年度決算額) に対して▲3.6%の削減に止まったが、それらの特殊要因を除くと経費の	加味した契約とする		
			<その他の指標>	節減率は▲8.7%となり、本中期目標期間の最終年度(平成29年度)における目標達成に向	ことで監査経費を削		
			なし	け、順調に推移している。	減したこと、また、		
			<b>3 3</b>	業務経費については、業務・システム最適化計画に基づくWAM NET事業の見直しに	ALM分析システム		
				あたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入すること等により運用保守経	(福祉医療貸付事		
				費を大幅に改善できたことに加え、平成27年度においてはWAM NET事業におけるニュ	業)に係る運用保守		
				ースの提供業務において、一般競争入札の実施等により経費を削減するなど、契約更新時に	経費について、委託		
				おいて、経費削減の観点から契約内容を再度見直したことにより、基準額に対して▲39.5%	先業者が行っていた		
				となり、こちらも中期目標の達成に向けて順調に推移している。	事務の一部を機構職		
					員が行うことで業者		
			<評価の視点>		の作業工数を減らす		
(1)業務方法の	(1)質が高く効	(1) 質が高く効	<ul><li>○ 業務方法をどのよ</li></ul>	<ul><li>□ 開示請求者の費用負担軽減及び利便性向上の観点から、情報公開手数料の納付方法につい</li></ul>	ことにより経費を削		
見直し及び事	率的な業務運	率的な業務運	うに改善し、事務の	□ て検討を行い、従来の納付方法(情報公開窓口での現金納付又は指定銀行口座への振込み)	減するなど、より一		
務の効率化を	営を確保し、	営を確保し、	効率化を図り、経費	に加え、新たな納付方法(定額小為替及び現金書留の送付による納付)を導入することで、	層の運営費交付金の		
行い、経費の	組織における	組織における	の節減に努めている	事務の効率化を図った。	効率的、効果的な使		
節減に努める	資源を有効に	資源を有効に	カュ。	○ 年金担保貸付事業に係るシステム委託業者から紙媒体により納品される資料について、保	用を徹底したもの		
こと。	活用するため、	活用するため、	○ 事業費における冗	管整理の作業を考慮したうえで、使用頻度の少ないものまたは使用していないものを再検証	の、平成 27 年度に		
	毎年度、業務	業務方法等を	費を点検し、その削	し、使用頻度の低い帳票について納品を廃止するとともに、その他については電子媒体での	おいては、顧客情報		
	方法等を点検	点検し、その	減を図っているか。	納品に変更したことにより、整理保管にかかる作業時間の削減を図った。	保護・セキュリティ		
	し、業務方法	改善等を図る		○ 事業費については、各部署単位で執行状況を確認し四半期ごとに点検を行った。また、定	強化を図るための事		
	の改善等を行	ことにより、		期的に経営企画会議にて報告を行うとともに、各部署へのフィードバックを行うことにより、	務所受付窓口の設置		
	うことにより、	事務の効率化		現場レベルでの冗費の抑制意識を高めることができ、その結果、以下のような削減の効果が	の経費が発生したこ		
	事務の効率化	を推進し、経		得られた。	とに加え、平成 26		
	を推進し、経	費の節減に努		・ 1 者応札案件となっていたシステムに係るデータ作成業務等において、入札に参加する	年度からの消費税増		
	費の節減に努	める。		他の事業者を掘り起こし複数応札を実現した結果、契約額を前年度に比べ 1,753 万円削減	税の影響を受けたこ		
	める。			することができた。	とにより、基準額(平		
				・ 福祉医療貸付に係る債権回収業務においては、取扱金融機関等からの要望を踏まえ、利	成 24 年度決算額)		
				用者の利便性の向上を図るとともに、債権回収の確実性向上並びに事務処理の合理化を図	に対して▲3.6%の		
				るため、約定返済における預金口座振替対象金融機関を第二地方銀行及び信用金庫まで拡	削減に止まったが、		
				大をする一方、既預金口座振替対象金融機関(都市銀行、地方銀行)に対して、口座振替	それらの特殊要因を		

				手数料の	手数料の引下げ交渉を実施した結果、平成28年4月分から都市銀行で1件あたり20円、							除くと経費の節減率
				地方銀行	地方銀行で1件あたり50円の引下げについて合意し、手数料の20%(平成27年度換算						は▲8.7%となり、本	
				で約 35	0 万円)	を削減で	きることとな	った。				中期目標期間の最終
				• 承継4	・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、抵当権移転登記に係る司法書士への報						年度(平成 29 年度)	
				酬額につ	ついて、	平成 27 年	三4月請求分よ	こり半額に引	き下げたこと	こにより、生	拝間▲約 3,075	における目標達成に
				万円削減	咸した。							向け、順調に推移し
												ている。
(2) 契約につい	(2) 契約につい	(2) 契約につい	○ 公正かつ透明な調	○ 「独立行	宁政法人	.における詞	調達等合理化の	の取組の推	進について」(	(平成 27 年	5月25日総務	業務経費について
ては、原則と	ては、原則と	ては、原則と	達手続による適切	大臣決定)	に基づ	ぎ、現行の	の随意契約見ば	直し計画の	枠組みや契約	実績の公表	について見直し	は、業務・システム
して一般競争	して一般競争	して一般競争	で、迅速かつ効果的	が行われる	たことに	伴い、平原	成 27 年 7 月に	二「調達等台	合理化計画」を	を新たに策策	とし、機構ホー	最適化計画に基づく
入札等による	入札等による	入札等による	な調達を実現する観	ムページ	で公表し	た。						WAM NET事業
ものとし、以	ものとし、以	ものとし、以	点から、機構が策定	なお、_	上記総務	大臣決定し	こ基づき、平原	戈27年11	月9日に厚生気	労働大臣か	ら中期目標の変	の見直しにあたり、
下の取組によ	下の取組によ	下の取組によ	した「調達等合理化	更指示がる	あったこ	とから、3	平成 28 年 2 月	14日に中非	朗計画の変更を	と実施した。		新システムの構築に
り、契約の適	り、契約の適	り、契約の適	計画」に基づく取組	調達等征	合理化計	・画に基づ	く取組みを着っ	実に実施し	た結果、平成	27 年度の記	間達状況は、次	おいて稼働環境にク
正化を推進す	正化を推進す	正化を推進す	を着実に実施してい	表のとお	りとなっ	た。						ラウドを導入するこ
ること。	る。	る。	るか。	表1	調達の全		D. a. J. a. da	<del></del>	D = 1 to		単位:件、億円)	と等により運用保守
① 公正かつ	① 公正かつ	① 公正かつ		区	分	件数 件数	成 <b>26</b> 年度 金額	件数	成27年度 金額	上 比 件数	較増△減 金額	経費を大幅に改善で
透明な調達	透明な調達	透明な調達		競争入	札笠	(83.9%		(87.7%		(△3.8%		きたことに加え、平
手続による	手続による	手続による		)))L 1.7 C	10.47	$\frac{5}{(4.8\%)}$	(0.3%) $(0.3%)$	(1.8%	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		$\triangle 2$ $\triangle 13.7$ $\triangle 13.7$ $\triangle 13.7$	成 27 年度において
適切で、迅	適切で、迅	適切で、迅		企画競争	・公募		3 0.1		1 0.3	3 🔝	2 0.2	はWAMNET事業
速かつ効果	速かつ効果	速かつ効果		競争性のあ (小計		(88.7% 5		(89.5%	!		!	におけるニュースの
的な調達を	的な調達を	的な調達を		競争性の		(11.3%		(10.5%		_	$\triangle 4$ $\triangle 13.4$ $\triangle 1$ $\triangle$	提供業務において、
実現する観	実現する観	実現する観		随意梦	2約		7 3.9		6 2.3		$\triangle 1$ $\triangle 1.6$	一般競争入札の実施
点から、機	点から、機	点から、機		合	計	(100% 6	(100%) 30.0	(100%	(100%) 57 (100%)		$(5)$ $(\triangle 50.0\%)$ $\triangle 15.0$	等により経費を削減
構が策定し	構が策定し	構が策定し		(注1)単位	立未満をそ	それぞれ四丼	舎五入している	ため、合計し	こおいて一致し	ない場合があ	ある。	するなど、契約更新
た「調達等	た「調達等	た「平成2		(注2) 比較	交増△減∅	の( )書き	きは、平成27年	度の対平成2	26年度伸率であ	る。		時において、経費削
合理化計	合理化計	7年度独立		<b></b>	±× <-+1	<b>宁</b> 古 山 河						減の観点から契約内
画」に基づ	画」に基づ	行政法人福		区分		• 応募状況	26 年度	亚成	27 年度		単位:件、億円) 交増△減	容を再度見直したこ
く取組を着	く取組を着	祉医療機構			件数	42	(76.4%)	39	(76.5%)	△3	(△7.1%)	とにより、基準額に
実に実施す	実に実施す	調達等合理		2 者以上	金額	3.2	(12.2%)	3.5	(27.7%)	0.3	(10.1%)	対して▲39.5%とな
ること。	る。	化計画」に			件数	13	(23.6%)	12	(23.5%)	0.5 △1	(△7.7%)	り、こちらも中期目
		基づく取組		1 者以下	金額	22.9	(87.8%)	9.2	(72.3%)	△13.7	$(\triangle 59.9\%)$	標の達成に向けて順
		を着実に実			件数	55	(100.0%)		(100.0%)		$(\triangle 7.3\%)$	調に推移している。
		施する。		合 計	金額	<u> </u>	(100.0%)	51	(100.0%)	∆4 ∧12.4		○ 契約の適正化につ
② 一般競争	② 一般競争	② 一般競争		(注 1) 光		26.1		12.7		△13.4	(△51.4%)	いては、調達等合理
入札等によ	入札等によ	入札等によ							において一致し			化計画に基づく取
り契約を行	り契約を行	り契約を行							競争、公募)を		. どめる。	組みを着実に実施
う場合であ	う場合であ	う場合であ		(注3) 比	<b>蚁</b> 增△减	いし)書	fさは、半成 <b>27</b>	平及の対半	成 26 年度伸率で	じめる。		するとともに、契約
っても、特	っても、特	っても、特		○ 無本於	ᄾᅖᄱ	一面に甘べ、	チーロエッゼ	日にへいて	舌占的 <i>打</i> 运句、	カナケーナ		監視委員会におけ
に企画競争	に企画競争	に企画競争							重点的な取組る	かと11つに	0	る点検を適正に行
や公募を行	や公募を行	や公募を行		a 贶事性	a 競争性のない随意契約に対する取組み						い、公正かつ透明な	

う 場 合 に	う場合には、	う場合には、	会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の 調達手続による適
は、競争性、	競争性、透	競争性、透	確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。                    切で、迅速かつ効果
透明性が十	明性が十分	明性が十分	なお、調達等合理化推進委員会(経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、 的な調達を推進し
分に確保さ	に確保され	に確保され	第三者による監視強化の観点から、監事及び監査室長をオブザーバーとする審査機関(平 た。
れる方法に	る方法によ	る方法によ	成 27 年 7 月までは契約審査会))において、競争性のない随意契約の事前点検を行った。
より実施す	り実施する。	り実施する。	(実績:8 件、調達等合理化推進委員会の設置前において、競争性のない随意契約の事前 は、その適正化に向
ること。			点検を行っていた契約審査会による点検件数を含む。)。 けて、組織のスリム
			b 一者応札・応募に対する取組み 化、機構独自の特別 化、機構独自の特別
			機構ホームページにおいて公表済みである「1者応札・1者応募に係る改善方策につい 都市手当据置の継
			て」に基づき、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ。 続、55 歳を超える
			・ 公告期間を原則として 10 営業日以上とすること(国における「予算決算及び会計令」 職員に対する給与 職員に対する給与
			等においては10日間) 体系の見直し等に
			・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件(官公庁の業務実績等)を よる人件費の削減
			設定しないこと 等               を実施してきた結
			上記の取組みのほか、応札者等の拡大を図るため、平成 27 年度においては新たに次の 果、年齢・地域・学
			取組みを実施した結果、前回一者応札となった 15 件のうち、9 件について複数応札となっ 歴差を勘案したラス
			た。パイレス指数は
			・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、当年度に調達を予定する案件 100.9 ポイントとな
			について平成 27 年 8 月に機構ホームページで公表するとともに、一者応札につながる り、さらに、職員宿
			おそれのある案件の追加に合わせて速やかに2回の更新を行った。 舎廃止に伴う住居
			また、前回一者応札となった案件(15 件)については、ホームページでの事前公表に 手当増加影響を控
			合わせ、入札への参加が期待される事業者に対して案内を実施した。 除すると 100.3 ポイ
			・ 平成 27 年度に一者応札となった案件 12 件について、入札への参加を辞退した事業者 ントになると見込ま
			に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、調達スケジ れ、昨年度と同水準
			ュールの設定等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。 を維持している。
			c 総合評価落札方式の効果的な活用
			技術的要素の評価を行うことが重要であった「社会福祉法人の財務諸表等電子開示シス <課題と対応>
			テム(仮称)設計・開発業務」(1件)の調達は総合評価落札方式により実施し、多額の資 特になし。
			金を投資する案件における品質の確保を図った。
			d 障害者優先調達推進法への取組み等
			「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就
			労施設等からの調達を 5 件 1,107 千円行い、当該方針において「前年度実績(4 件 816 千
			円)を上回る」としていた目標を達成した。また、前年度までの発注品目は「印刷」のみ
			であったが、平成27年度は印刷に加え、「事務用品の購入」及び「梱包・発送」に対象品
			目を拡大した。
			○ 調達に関するガバナンスの徹底を図るため、以下の取組みを行った。
			a 随意契約に関する内部統制
			新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に調達等合理
			化推進委員会に諮り会計規程等との整合性等の点検を受けることとし、対象となる「高度
			情報セキュリティ対応のためのオフラインネットワーク環境構築事業」(1件)について事
			前点検を受けた。
,	1		80

③ 監事及び	③ 監事及び	<ul><li>③ 監事及び</li></ul>	<ul> <li>・ 厚生労働省から「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成27年6月3日付厚生労働省大臣官房長)により適正な調達手続きの実施について要請を受けたことから、平成27年6月に当該文書を機構内の調達関係部署に対し周知した。</li> <li>・ 公正取引員会が主催する「入札談合等関与防止行為法等研修会」に契約担当者1名を深遺した。</li> <li>・ 外部団体が主催する「公共調達と会計検査」をテーマとした研修に契約担当者2名を深遺した。</li> <li>・ 平成28年2月に公正取引委員会より講師を招き、契約担当者、調達要求部門の担当者及びその他役職員の入札談合の未然防止等に必要な知識習得を図るため「発注機関向け入札談合等関与行為防止法研修会」を開催した。(参加者:55名)</li> <li>・ 「献立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(依頼)」「平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、調達等合理化取組の推進について(依頼)」「平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札(最低価格落札方式)14、企画競争3件、随意契約8件に係る以下の事項の審議を徹底した。(調達等合理化推進委員会の設置前において、一般競争入札(最低価格落札方式)による審議件数を含む。)</li> <li>a 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li> <li>b 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査すること</li> <li>ウ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、調達等合理化推進委員会にオブザーバーとして</li> </ul>
会計監査人 による監査	会計監査人による監査	会計監査人による監査	監事及び監査室長の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等 について、チェックを受けた。
において、	による監重において、	において、	○ 入札・契約手続きの適切性について、平成 27 年 9 月に重点監査項目として監事による監
入札・契約	入札・契約	入札・契約	を受けた。
の適正な実	の適正な実	の適正な実	
施について	施について	施について	(参考)
徹底的なチ	徹底的なチ	徹底的なチ	「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等において、独立行政法
ェックを受 けること。	エックを受 ける。	エックを受 ける。	人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な(又は徹底的な)チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。
			○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組みの推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)により、引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準(新規の競争性のない随意契約、2 か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、平成 27 年 7 月 28 日に同委員会を開催し、「平成 27 年度

調達等合理化計画(案)」の事前点検を受けるとともに、平成27年2月から3月に契約を締 結した競争性のない随意契約1件について事後点検を受けた。 (注) 平成26年4月~平成27年1月分における契約事後点検については、平成26年度に 実施済。 [点検結果] 主な意見等としては、次のとおりであった。 a 「平成27年度調達等合理化計画(案)」について 「調達の現状と要因の分析」については、2年間の計数増減に加え、一者応札を減少 させた具体的な改善ポイントを記載すること。 b 競争性のない随意契約について 「随意契約」については、要件に合致することに加え、価格の適正性がどのように担 保されたかが重要であり、機構内部で十分チェックすること。 [委員の意見等に対する対応] 同委員会における意見等に対し、次の対応を講じることとした。 • aについて、次年度の調達等合理化計画の策定にあたっては、改善を行ったことによ る効果等についても記載する。 • bについて、調達等合理化推進委員会において、仕様内容等をチェックするとともに、 価格の決定にあたっては、契約部門において適正性を十分検証する。 ○ 「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局 長事務連絡)において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。 ○ 「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」(平成20年度末に策定)に基づき、 平成27年度の総合評価落札方式及び企画競争は次のとおり実施した。なお、公募について は実施実績がなかった。 a 説明会の実施及び説明会から入札日または企画書提出日までの十分な日程の確保 (総合評価) ・ 平成27年度に総合評価落札方式により契約を締結した調達は2件であった。そのう ち「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・ プログラム実行推進委員会)の対象となった1件は、公告から提案書提出期限まで54 日間(原則として50日間)を確保したが、結果は1者応札であった。 なお、残る1件は、平成26年度に複数年度に係る会計監査人候補者を選定するため 実施したものであるが、会計監査人は毎年度厚生労働大臣の選任を受ける必要がある ことから、契約は単年度としており、平成27年度に2年目の契約を締結したものであ る。 (企画競争) ・ 平成27年度に企画競争により契約を締結した調達は1件であった。調達を予定する 案件をホームページで公表する対応を図ったことが要因の一つとなって、3者の応札 があった。 b 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開 ・ 総合評価落札方式により契約を締結した2件及び企画競争により契約を締結した1 件については、いずれも選定基準及び配点を事前に公表し、その結果については、総 合評価参加者及び企画競争参加者に対して公開している。

c 選定委員における外部有識者割合の基準の設定	
・ 総合評価落札方式における評価委員の選定にあたっては、外部有識者を含めること	
を義務付けている。	
・ 企画競争については、内部職員が評価を行っているが、この場合も、契約に係る透	
明性及び公平性を確保するため、選定委員の評価結果について調達等合理化推進委員	
会で適正性等を審議することとしている。また、選定委員の構成人数を3名以上から	
5名以上に見直すことで、より競争性及び透明性の確保を図っている。	
○ 契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約について	
は、原則として契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、調達等合理化	
推進委員会において、契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等	
について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連	
の契約については、CIO補佐官(外部の第三者に委託)の出席を求め、助言を得ている。	
○ また、調達等合理化推進委員会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行	
うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。	
○ さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25	
日総務大臣決定)を踏まえ、調達等合理化推進委員会において、契約案件に関して以下の	
事項の審議を徹底することとしている。	
・ 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特	
定の者に有利とならないよう徹底すること	
・ 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査するこ	
と と	
改善方策について」(平成21年7月24日策定)に基づき、次のとおり改善の取組みを行い、	
競争性、透明性の一層の確保を図っている。	
(改善方策の主なもの)	
・ 公告期間を原則として10営業日以上(国における「予算決算及び会計令」等におい	
ては10日(暦日)間)とすること。なお、システム保守については複数年契約とする	
こととしており、複数年による経費削減効果だけでなく、政府調達協定の対象として	
長期の公告期間を確保すること	
・「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討したうえ、過度	
に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点	
に立って資格要件の設定を行うこと	
また、より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、当年度に調達を予定する案	
件について平成27年8月に機構ホームページで公表、案件の追加に応じ2回の更新を行った	
ほか、入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、アンケ	
ート結果については、調達スケジュールの設定等に係る留意事項として、機構内の関連部署	
へ周知している。	
○ 平成27年度においても、「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日付厚生労	
働省発総 0406 第 5 号)を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、	
調達等合理化推進委員会において、一般競争入札(最低価格落札方式)23 件、一般競争入札	
(総合評価落札方式) 1 件、企画競争 3 件、随意契約 8 件に係る以下の事項の審議を徹底し	
83	

				た。
				・ 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、審査機関で仕様書等を審査し、特定
				の者に有利とならないよう徹底すること
				・ 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない調達については、その理由を審査するこ
				٤
(3) 運営費交付	(3) 運営費交付	(3) 運営費交付	○ 一般管理費等の経	○ 上記①のとおり、節減することができた。
金を充当する	金を充当する	金を充当して	費の節減について	
一般管理費及	一般管理費及	行う業務にお	は、中期目標を達成	
び業務経費	び業務経費(い	いては、運営	しているか。	
(いずれも人	ずれも人件費	費交付金の効		
件費を除く。)	を除く。) につ	率的、効果的		
については、	いては、より	な使用を徹底		
より一層の業	一層の業務運	することによ		
務運営の効率	営の効率化を	り、一般管理		
化を推進し、	推進し、中期	費及び業務経		
中期目標期間	目標期間の最	費(いずれも		
の最終事業年	終事業年度に	人件費を除		
度において、	おいて、平成	く。)について、		
平成24年度	24年度と比	経費節減に関		
と比べて一般	べて一般管理	する中期計画		
管理費は1	費は15%程	を達成するよ		
5%程度、業	度、業務経費	う、更なる経		
務経費は5%	は5%程度の	費の削減への		
程度の額を節	額を節減する。	取組を行う。		
減すること。				
(注)貸付金	(注)貸付金	(注) 貸付金		
に係る振	に係る振	に係る振		
込及び口	込及び口	込及び口		
座振替手	座振替手	座振替手		
数料、福	数料、福	数料、福		
祉医療経	祉医療経	祉医療経		
営指導事	営指導事	営指導事		
業に係る	業に係る	業に係る		
経費、社	経費、社	経費、社		
会福祉事	会福祉事	会福祉事		
業に関す	業に関す	業に関す		
る調査研	る調査研	る調査研		
究、知識	究、知識	究、知識		
の普及及	の普及及	の普及及		
び研修に	び研修に	び研修に		

Fre us Jose	let es long the	by as has the		
係る経	係る経費、	係る経費、		
費、退職	退職手当	退職手当		
手当共済	共済事業	共済事業		
事業に係	に係る業	に係る業		
る業務委	務委託費	務委託費		
託費及び	及び退職	及び退職		
退職手当	手当給付	手当給付		
給付金支	金支給に	金支給に		
給に係る	係る振込	係る振込		
振込手数	手数料、	手数料、		
料、シス	システム	システム		
テム関連	関連経	関 連 経		
経費、公	費、公租	費、公租		
租公課並	公課並び	公課並び		
びに特殊	に特殊要	に特殊要		
要因経費	因経費を	因を除く。		
を除く。	除く。			
総人件費に	総人件費に	総人件費に		
ついては、政	ついては、政	ついては、政		
府における総	府における総	府の方針を踏		
人件費削減の	人件費削減の	まえ、適切に		
取組を踏ま	取組を踏まえ、	対応する。		
え、厳しく見	厳しく見直す			
直すものとす	ものとする。			
ること。				
機構の給与	機構の給与	機構の給与	○ 国家公務員等と比	○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家
水準について、	水準について、	水準について、	較して適切な水準と	公務員指数 116.1 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘
以下のような	以下のような	引き続き適正	なっているか。	案すると、対国家公務員指数は 100.9 となる。
観点からの検	観点からの検	化に向けた取	○ 機構の給与水準に	さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)
証を行い、そ	証を行い、こ	組を進めると	ついて、中期目標に	に基づく職員宿舎廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると、地域・学歴差を勘案した対国
の検証結果や	れを維持する	ともに、取組	示されたとおり、適	家公務員指数は 100.3 と見込まれる。
取組状況につ	合理的な理由	状況を公表す	切に取組んでいる	○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成27年度において以下の事項を
いては公表す	がない場合に	る。	カュ。	実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成28年6
るものとする	は必要な措置			月に公表した。
こと。	を講ずること			・ 55 歳を超える職員(3 等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の
① 職員の在	により、給与			支給について、国を上回る引下げを引き続き実施(国▲1.5%、機構▲2.0%)
職地域や学	水準の適正化			・ 特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、
歴構成等の	に速やかに取			平成 27 年度に 18.5%(東京都特別区の場合。なお、平成 30 年度に 20%となるよう引き上
要因を考慮	り組むととも			げを実施。)の支給割合となったが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続
してもなお	に、その検証			・ 管理職については、参事制度(年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み)の対象年
国家公務員	結果や取組状			齢を引き下げるとともに、課長代理職については副参事制度(年齢到達により課長代理ポ

の給与水準	況については		ストを外れ、本俸▲10%とする仕組み)を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の	
を上回って	公表するもの		活性化を図った(平成 26 年度より段階的に実施し、平成 28 年度までに対象年齢を 55 歳	
いないか。	とする。		まで引下げ)	
② 職員に占	① 職員の在		・ 平成27年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定の実施	
める管理職	職地域や学			
割合が高い	歴構成等の	■ 国家公務員と比べ	○ ラスパイレス指数の状況	
など、給与	要因を考慮	て給与水準の高い法	対国家公務員 116.1	
水準が高い	してもなお	人について、以下の	地域勘案 103.2	
原因につい	国家公務員	ような観点から厳格	学歴勘案 112.9	
て、是正の	の給与水準	なチェックが行われ	地域・学歴勘案 100.9	
余地はない	を上回って	ているか。	(注) 地域勘案指数:民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数	
か。	いないか。	● 給与水準の高い	学歴勘案指数:学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数	
③ 国からの	② 職員に占	理由及び講ずる措	○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
財政支出の	める管理職	置(法人の設定す	① 在勤地が大都市圏であること	
大きさ、累	割合が高い	る目標水準を含	比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東	
積欠損の存	など、給与	む)についての法	京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地域手当に相当)の支給対象に差が	
在、類似の	水準が高い	人の説明が、国民	あること。(職員の割合…東京都特別区:89.5%、大阪市:10.5%)	
業務を行っ	原因につい	に対して納得の得	② 大学卒以上の比率が高いこと	
ている民間	て、是正の	られるものとなっ	国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は 54.7%(平成 27 年国家公務員給与等	
事業者の給	余地はない	ているか。	実態調査)であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 89.1%となっており、学歴構	
与水準等に	か。	● 法人の給与水準	成による差があること。	
照らし、現	③ 国からの	自体が社会的な理	○ 給与水準の適切性の検証	
状の給与水	財政支出の	解の得られる水準	・ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務	
準が適切か	大きさ、累	となっているか。	員指数 116.1 (年齢差勘案) と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・	
どうか十分	積欠損の存	■ 国の財政支出割合	地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 100.9 となる。	
な説明がで	在、類似の	の大きい法人及び累	・ さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決	
きるか。	業務を行っ	積欠損金のある法人	定)に基づく職員宿舎廃止に伴う住居手当増加影響を控除すると、地域・学歴差を勘案し	
④ その他、	ている民間	について、国の財政	た対国家公務員指数は 100.3 と見込まれる。	
給与水準に	事業者の給	支出規模や累積欠損	・ 国からの財政支出について	
ついての説	与水準等に	の状況を踏まえた給	国の財政支出額 36,426 百万円の内訳は、運営費交付金 4,181 百万円、社会福祉振興助	
明が十分に	照らし、現	与水準の適切性に関	成事業に係る助成費補助金 702 百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金 26,240 百	
国民の理解	状の給与水	する法人の検証状況	万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金 5,303 百万円である。	
の得られる	準が適切か	をチェックしている	・ 累積欠損額	
ものとなっ	どうか十分	カゥ。	平成27年度決算において累積欠損額は発生していない。	
ているか。	な説明がで		・ 法人の業績評価	
	きるか。		機構は平成 26 年度業務実績について、厚生労働大臣の評価において 16 項目中 8 項目A	
	④ その他、		(中期目標を上回っている) 評価を受けている。	
	給与水準に		・ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合	
	ついての説		平成 27 事業年度決算における支出総額 194,024 百万円に対し給与、報酬等支給総額	
	明が十分に		2,066 百万円であり、その割合は 1.1%程度である。	
	国民の理解		・ 管理職の割合	

の得られる	機構職員(事務・技術)の管理職の割合は20.0%となっている。	
ものとなっ	機構・大学卒以上の高学歴者の割合	
ものとなう ているか。	機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は89.1%となっている。	
( V V S ) / A o		ļ
	<ul><li>○ 平成 27 年度において実施した事項</li><li>○ 平成 27 年度において実施した事項</li></ul>	ļ
	必要な人材の確保のための給与水準に配慮しつつ、国家公務員の取組状況を踏まえ、以下	ļ
	の取組みを実施した。	ļ
	・ 55 歳を超える職員 (3 等級 (係長級) 以下の職員を除く) に対する本俸、役職手当等の ************************************	
	支給額について、国を上回る引下げを引き続き実施(国▲1.5%:機構▲2.0%)	
	・ 特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、	
	平成 27 年度に 18.5%(東京都特別区の場合。なお、平成 30 年度に 20%となるよう引き	
	上げを実施。)の支給割合となったが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続	
	<ul><li>管理職については、参事制度(年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み)の対象年</li></ul>	
	齢を引き下げるとともに、課長代理職については副参事制度(年齢到達により課長代理ポ	
	ストを外れ、本俸▲10%とする仕組み)を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の	
	活性化を図った(平成 26 年度より段階的に実施し、平成 28 年度までに対象年齢を 55 歳	
	まで引下げ)。	
	・ 平成 27 年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定の実施	
	■ 法人の福利厚生費 ○ 法定福利費 419,201 千円(役職員一人当たり 1,435,621 円)	
	について、法人の事 〇 法定外福利費 26,525 千円 (役職員一人当たり 90,841 円)	ļ
	務・事業の公共性、 (主な法定外福利費の内容)	
	業務運営の効率性及・住宅関連費用(宿舎の維持管理費等)	ļ
	び国民の信頼確保の・労働安全衛生法に基づく健康診断費用	
	観点から、必要な見 (レクリエーションへの支出状況)	ļ
	直しが行われている レクリエーション経費は支出していない。	
	$h_{\lambda_{\circ}}$	
	○ 法定外福利費の支	
	出は、適切であるか。	
		ļ
	○ 国と異なる、又は ○ 機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。	
	法人独自の諸手当	ļ
	は、適切であるか。	
		ļ

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753
度		レビュー	

4	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)
			前中期目標期間						当該年度までの累積値、平均値
			最終年度値						等、目標に応じた必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務事	<b>実績・自己評価</b>	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改	第4 予算、収支計	第4 予算、収支計	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
善に関する事項	画及び資金計画	画及び資金計画	なし		評定: B	<評定に至った理由>
通則法第29条第	1 予算	1 予算			○ 運営費交付金を充当して行う事業について	
2項第4号の財務内	別表1のとおり	別表1のとおり	<その他の指標>		は、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービ	
容の改善に関する目	2 収支計画	2 収支計画	なし		スや料金体系を確保するとともに、事業目的	
標は、次のとおりと	別表2のとおり	別表2のとおり			を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた	
する。	3 資金計画	3 資金計画			結果、福祉医療経営指導事業収入において	
	別表3のとおり	別表3のとおり			46,156 千円、福祉保健医療情報サービス事	
					業収入において 6,404 千円と、いずれも予算	
			<評価の視点>		額を上回る収入を確保することができた。	
1 運営費交付金以			〇 福祉医療経営指	○ 平成27年度においては、運営費交付金	○ 福祉医療機構債券の発行については、IR	
外の収入の確保			導事業及び福祉保	を充当して行う事業について、利用者負担	(投資家向けの広報活動) を積極的に実施	
運営費交付金を充			健医療情報サービス	に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系	(延べ33件)したこと等により、市場にお	
当して行う事業につ			事業については、そ	を確保するとともに、事業目的を損なわな	いて優位性の確保を図り、適切な発行条件で	
いては、それぞれの			れぞれの事業目的を	い範囲で自己収入の確保に努めた結果、福	円滑な資金調達を行うことができた。	
事業目的を損なわな			損なわない範囲で自	祉医療経営指導事業収入において 46,156	○ 保有資産の見直しについては、国庫納付に	
い範囲で、利用者負			己収入の確保に努め	千円、福祉保健医療情報サービス事業収入	向け国と協議を行いつつ、売却手続きを着実	
担その他の自己収入			ているか。	において 6,404 千円を確保することができ	に実施した。	
を確保することに努				た。	なお、引き渡しが完了した用賀宿舎及び	
めること。					玉川宿舎については、売却収入の国庫納付を	
					行った。	
2 自己資金調達に					一般競争入札を実施し、落札した東久留	
よる貸付原資の確					米宿舎、上大岡宿舎及び宝塚宿舎について	
保					は、不動産売買契約を締結した。	
福祉医療貸付事業				○ 福祉医療機構債券の発行については、I	その他の宿舎については、平成28年度の	
及び年金担保貸付事			業及び年金担保貸			
業において、債券の			付事業において、債		業務を実施した。	
発行等による資金調			券の発行等による資			
達を適切に行うこ			金調達を適切に行っ	こと等により、適切な発行条件で円滑な資		
٤.			ているか。	金調達を行った。	特になし。	
	第5 短期供するの	一 毎 5 毎 毎 年 3 4 5 5				
	泉 5 - 短期借入金の     限度額	第5 短期借入金の   限度額				
	<b>N. B. A.</b> A.	<b>                                    </b>				
	1 1 7,400					
	百万円	百万円				
	日ガロ   2 想定される理由	日ガロ   2 想定される理由				
	(1)運営費交付金					

	の受入れの遅延	の受入れの遅延			
	等による資金不	等による資金不			
	足に対応するた	足に対応するた			
	め。	め。			
	(2) 一般勘定にお	(2) 一般勘定にお			
	いて、貸付原資	いて、貸付原資			
	の調達の遅延等	の調達の遅延等			
	による貸付金の	による貸付金の			
	資金不足に対応	資金不足に対応			
	するため。	するため。			
	(3) 年金担保貸付	(3)年金担保貸付			
	勘定及び労災年	勘定及び労災年			
	金担保貸付勘定	金担保貸付勘定			
	において、貸付	において、貸付			
	原資に充当する	原資に充当する			
	ため。	ため。			
	(4) 共済勘定にお	(4) 共済勘定にお			
	いて、退職者の	いて、退職者の			
	増加等による給	増加等による給			
	付費の資金不足	付費の資金不足			
	に対応するため。	に対応するため。			
	(5) 予定外の退職	(5)予定外の退職			
	者の発生に伴う	者の発生に伴う			
	退職手当の支給	退職手当の支給			
	等、偶発的な出	等、偶発的な出			
	費に対応するた	費に対応するた			
	め。	め。			
3 不要資産の国庫 3	第6 不要財産又は	第6 不要財産又は			
納付	不要財産となる	不要財産となる			
	ことが見込まれ	ことが見込まれ			
	る財産がある場	る財産がある場			
	合には、当該財	合には、当該財			
	産の処分に関す	産の処分に関す			
	る計画	る計画			
将来にわたり業務	以下不要財産を国	中期計画に定めた	○ 不要財産の国庫	○ 平成 27 年 3 月に売却のための一般競争	
	庫納付する。	計画に基づき、平成	納付については、計	入札を行った用賀宿舎及び玉川宿舎につい	
で必要なくなったと	• 東久留米宿舎(東	27年度以降に国庫	画どおり適切に実施	ては、不動産売買契約を締結し、平成27	
認められる財産(不	京都東久留米市、	納付する宿舎につい	しているか。	年4月までに両宿舎とも落札者に引き渡し	
要財産)を速やかに	戸建3戸)、小金井	て、土地境界確定測		を完了した。なお、売却収入については、	
国庫納付すること。	宿舎(東京都小金	量、不動産鑑定評価		売却に要した費用を控除した 3.6 億円を平	

第	8 剰余金の使途	第8 剰余金の使途	
	なし	なし	
	の計画 た1	その計画	
		渡し、又は担保に供	
		外の重要な財産を譲	
		第7 第6の財産以	
		Mar Mar	
	庫納付する。		
	金銭納付により国		• 未了 9件
	いて、業務廃止後、		か。 ・ 手続き中 5 件
	政府出資金等につ		評価が行われている ・ 国庫納付済 3件
,	保貸付勘定に係る		人の取組についての ≪国庫納付の状況(平成 27 年度末現在)≫
	定及び労災年金担		活用又は処分等の法を行っている。
	年金担保貸付勘		原因の妥当性や有効 決定)に基づき国庫納付またはその手続き
	を行う。		十分な場合は、その 直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議
	は売却し金銭納付		か。活用状況等が不 ついては、独立行政法人の事務・事業の見
	納付が困難な場合		評価が行われている なお、機構の主な財産である職員宿舎に
	る。ただし、現物		用状況等についての 貸等を行っている財産は保有していない。
	により国庫納付す		■ 固定資産等の活 ○ 事業の廃止等に伴い不要となる財産や賃
	に、原則現物納付		
	平成25年度以降		引き続き実施した。
	同機中、乗日正七 1棟) について、		確定測量業務(民々、官民の境界確定)を
	高槻市、集合住宅		定、不法侵入防止等)を行いながら、土地
	高槻宿舎(大阪府		居住環境に影響を与えない程度の植栽の剪
	宿舎(大阪府吹田市、集合住宅1棟)、		の国庫納付に向け、最小限の管理(近隣の
	住宅1棟)、千里山		○ 小金井宿舎、千里山宿舎及び高槻宿舎に
	庫県宝塚市、集合		落札者に引き渡しを完了した。
	棟)、宝塚宿舎(兵		売買契約を締結し、平成 28 年 5 月までに   ***********************************
	南区、集合住宅1		札したことから、平成 28 年 3 月に不動産
	岡宿舎(横浜市港		日野宿舎は不落となったが、宝塚宿舎は落
	合住宅1棟)、上大		28年3月に一般競争入札を行った結果、
	京都世田谷区、集		○ 日野宿舎及び宝塚宿舎については、平成
	5戸)、用賀宿舎(東		札者に引き渡しを完了した。
	京都日野市、戸建		買契約を締結し、平成 28 年 3 月までに落
	戸)、日野宿舎(東		し、落札され、平成28年2月に不動産売
	世田谷区、戸建2	順次金銭納付を行う。	は、平成 28 年 1 月に一般競争入札を実施
	玉川宿舎(東京都	め、売却が完了次第、	○ 東久留米宿舎及び上大岡宿舎について
	井市、戸建2戸)、	等、売却手続きを進	成 27 年 10 月に国庫納付した。

・ 全勘定に共通す	<ul><li>全勘定に共通す</li></ul>			
る事項	る事項			
業務改善にかか	業務改善にかか			
る支出のための原	る支出のための原			
資	資			
職員の資質向上	職員の資質向上			
のための研修等の	のための研修等の			
財源	財源			
		当期総利益(又は	1 決算の状況	
		当期総損失) の発生	平成 27 年度決算においては、一般勘定	
		要因が明らかにされ	において当期総損失を計上したところであ	
		ているか。また、当	る。	
		期総利益(又は当期	なお、各勘定における利益または損失の	
		総損失) の発生要因	主な発生要因等については、次のとおりで	
		の分析を行った上	ある。	
		で、当該要因が法人		
		の業務運営に問題等	2 各勘定における利益の発生要因等	
		があることによるも	[一般勘定]	
		のかを検証し、業務	724 百万円の当期総損失が発生。	
		運営に問題等がある	これは、以下の要因によるものである。	
		ことが判明した場合	① 東日本大震災に係る災害復旧・復興	
		には当該問題等を踏	資金について、無利子貸付等の優遇措	
		まえた評価が行われ	置を講じたことに伴い、利差(逆ざや)	
		ているか。	等が発生したことによるもの(▲694	
	(	(具体的取組)	百万円)	
		1億円以上の当期	② 東日本大震災で被災した既往貸付先	
		総利益がある場合に	に対し、二重債務問題等の対応として	
		おいて、目的積立金	「返済猶予」や「貸付条件変更」など	
		を申請しなかった理	の措置を講じたことに伴い発生した利	
		由の分析について留		
		意する。	万円)	
		利益剰余金が計		
		上されている場合、	産の減価償却費、雑損及び調整スプレ	
		国民生活及び社会	ッド収入等)(162 百万円)	
		経済の安定等の公共	[共済勘定] 東番笠の第三な勅行祭により収ま担償	
		上の見地から実施されることが必要な業		
		れることが必要な業	となっている。	
		務を遂行するという 法人の性格に照らし	[保険勘定] 111 百万円の当期総利益が発生。	
		過大な利益となって		
		過スを引揮になりて	<u> </u>	

いないかについて評価が行われているか。  ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について	① 年金受給者の平均年齢の上昇等に伴い、年金債務(年金の現価相当額)が減少したこと等から、心身障害者扶養保険責任準備金が減少している。(+1,251百万円) ② 保険金収入が減少したことや、厳しい市場環境の中で心身障害者扶養保険資金の運用利回りが1.26%となったこと等に伴い、収入(保険金収入及び運
か。 ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由	減少したこと等から、心身障害者扶養保険責任準備金が減少している。(+1,251 百万円) ② 保険金収入が減少したことや、厳しい市場環境の中で心身障害者扶養保険資金の運用利回りが1.26%となったこ
■ 繰越欠損金が計上されている場合、 その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由	保険責任準備金が減少している。(+1,251 百万円) ② 保険金収入が減少したことや、厳しい市場環境の中で心身障害者扶養保険資金の運用利回りが1.26%となったこ
上されている場合、 その解消計画の妥当 性について評価され ているか。当該計画 が策定されていない 場合、未策定の理由	1,251 百万円) ② 保険金収入が減少したことや、厳しい市場環境の中で心身障害者扶養保険 資金の運用利回りが1.26%となったこ
その解消計画の妥当 性について評価され ているか。当該計画 が策定されていない 場合、未策定の理由	② 保険金収入が減少したことや、厳しい市場環境の中で心身障害者扶養保険資金の運用利回りが1.26%となったこ
性について評価され ているか。当該計画 が策定されていない 場合、未策定の理由	い市場環境の中で心身障害者扶養保険 資金の運用利回りが1.26%となったこ
ているか。当該計画 が策定されていない 場合、未策定の理由	資金の運用利回りが1.26%となったこ
が策定されていない 場合、未策定の理由	
場合、未策定の理由	と等に伴い、収入(保険金収入及び運
の文化性についても	用収入)が支出(給付金)を下回って
の妥当性について検	いる。(▲1,140 百万円)
証が行われているか	[年金担保貸付勘定]
(既に過年度におい	33 百万円の当期総利益が発生。
て繰越欠損金の解消	これは、貸倒引当金戻入益の計上等によ
計画が策定されてい	るものである。
る場合の、同計画の	なお、年金担保貸付勘定においては、中
見直しの必要性又は	期目標期間中において損益が均衡するよう
見直し後の計画の妥	貸付金利を設定しており、当該当期総利益
当性についての評価	(積立金) についても翌年度以降の貸付業
を含む)。	務の財源として取り崩す予定である。
さらに、当該計画	[労災年金担保貸付勘定]
に従い解消が進んで	1 百万円の当期総利益が発生。
いるかどうかについ	これは、貸倒引当金戻入益の計上等によ
て評価が行われてい	るものである。
るか。	[承継債権管理回収勘定]
·9\14.0	29.911 百万円の当期総利益が発生。
	29,911 日ガ内のヨ朔総利益が発生。 これは、貸付金利息収入を確保したこと
	によるものである。
	なお、当期総利益は通則法第44条第1
	項の規定により積立金として整理されたの
	ち、独立行政法人福祉医療機構法に基づき
	翌年度に国庫納付することとなっているた
	め目的積立金として申請していない。
	3 繰越欠損金の状況
	平成 27 年度決算においては、一般勘定
	及び保険勘定において繰越欠損金を計上し
	ている。
	・一般勘定・・・▲4,144 百万円
	一般勘定(福祉医療貸付事業)について
	は、東日本大震災からの復旧・復興に係る

福祉医療貸付の優遇措置を行ったことによ り、繰越欠損金が生じている。なお、当該 繰越欠損金については、平成23年度補正 予算において東日本大震災への対応として 措置された政府出資金(142億円)にて財 務基盤の強化が図られている。 ・保険勘定・・・**▲**2,816 百万円 保険勘定(心身障害者扶養保険事業)に ついては、平成20年4月に制度改正を行 い繰越欠損金が解消される見込みであった が、サブプライムローン問題やリーマンシ ョックに端を発する金融危機及びその実態 経済への波及による急激な景気減速から厚 生労働大臣が指示する運用利回り (2.8%) を確保できなかったことや、年金受給者の 増加及び保険金収入の減少により、平成27 年度末時点において繰越欠損金が解消でき ていない状況である。なお、平成27年度 末における繰越欠損金については約28億 円となり、前年度に比べ約1億円減少して いる。 ■ 当該年度に交付 ○ 運営費交付金を交付されている勘定は、 された運営費交付金 一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、 当該年度交付分の執行率はそれぞれ の当該年度における 未執行率が高い場合 79.8%、83.7%、95.0%となっている。 において、運営費交 〇 平成 27 年度決算において運営費交付金 付金が未執行となっ 債務が計上されているが、平成27年度に ている理由が明らか 実施すべき業務は達成されている。 にされているか。 なお、一般勘定に係る運営費交付金債務 ■ 運営費交付金債 の太宗は、平成 27 年度補正予算により措 務(運営費交付金の 置された社会福祉法人財務諸表開示システ 未執行)と業務運営 ムの整備に係るものであり、平成 28 年度 において収益化する予定である。 との関係についての 分析を行った上で、 また、共済勘定に係る運営費交付金債務 当該業務に係る実績 についても、社会福祉施設職員等退職手当 評価が適切に行われ 共済制度改正に伴うシステム改修等に係る ているか。 ものであり、平成 28 年度において収益化 する予定である。 ■ 貸付金、未収金等 ○ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金

の債権について、回	担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定
収計画が策定されて	において、貸付事業に係る未収収益を計上
いるか。回収計画が	しているところである。これは年度内に発
策定されていない場	生した貸付金利息であり、翌年度の約定償
合、その理由の妥当	還日に貸付先から回収するものである。
性についての検証が	
行われているか。	
■ 注人の特字の業務 ○	) 法人の特定の業務を独占的に受託してい
	る関連法人はない。
いる関連法人につい	の
て、当該法人と関連	
法人との関係が具体	
的に明らかにされて	
いるか。	
当該関連法人と	
の業務委託の妥当性	
についての評価が行	
われているか。	
■ 関連法人に対する ○	) 関連法人に対する出資、出えん、負担金
出資、出えん、負担	等はない。
金等(以下「出資等」	
という。) について、	
法人の政策目的を踏	
まえた出資等の必要	
性の評価が行われて	
いるか。	

1	. 当事務及び事業に関	する基本情報								
4	· <b>-</b> 1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備								
当度	該項目の重要度、難易			関連する政策評価・	行政事業	平成 28	年度行政事業レビュ	ーシート番号 702・	753	
2	. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度		28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務争	主義	<b>努大臣による評価</b>	
				業務実績	自己評価		
第2 法人全体の業	第1 法人全体の業務	第1 法人全体の業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
務運営の改善に	運営の改善に関	運営の改善に関	なし		評定:B	<評定に至っ	た理由>
関する事項	する目標を達成	する目標を達成			○ トップマネジメントを補佐する経営企画会		
	するためにとる	するためにとる	<その他の指標>		議を効率的に開催し、理事長からの「平成		
	べき措置	べき措置	なし		27 年度進発・経営企画会議理事長示達」を		
独立行政法人の趣	機構に期待される	機構において最適			はじめ、全役員による「平成 27 年度重点目		
旨を十分に踏まえ、	社会的使命を効率性、	なガバナンスの更な			標の指示」、「平成 26 年度業務実績評価の検		
業務実施方法の更な	有効性を持って果た	る高度化を図るとと			証」等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営		
る改善を図り、機構	していくために、第	もに、引き続き、小			判断するとともに、役員連絡会を定期的に開		
に期待される社会的	三期中期目標期間に	回りのきく福祉、医			催し、組織内での情報の共有化及び問題意識		
使命を効率的、効果	おいては、機構にお	療を支援する専門店			の統一の徹底を図った。		
的に果たすことがで	いて最適なガバナン	として、「専門性の向			○ 業務運営体制の整備については、ガバナン		
きるよう、経営管理	スの更なる高度化を	上」を図り、かつ、「業			ス態勢の更なる高度化等を図るための組織見		
の充実・強化を図る	図るとともに、引き	務間の連携強化」に			直し、また、国等の政策の実現、顧客サービ		
こと。	続き、「専門性の向上」	より、法人全体の業			ス向上の観点から、福祉系NPOに対する「貸		
	と「業務間の連携強	務運営の更なる改善			付」・「助成」・「専門的助言や情報提供」によ		
	化」を図り、小回り	を推進するための取			る支援をワンストップで総合的、効果的かつ		
	のきく福祉、医療を	組みを実施する。			効率的に実施するための組織見直しを平成		
	支援する専門店とし				28年4月から実施することを決定し、更な		
	て、次のような機構				る効率的かつ効果的な業務運営体制整備を		
	の事業全般にわたる				図った。		
	共通の取組を実施す				○ 情報システム室と各部が連携し、WAM N		
	ることとする。				ET基盤を活用して機構と各事業に係る関係		
			<評価の視点>		機関との連絡用掲示板を設置し、各種事務手		
1 効率的かつ効果	1 効率的かつ効果	1 効率的かつ効果			続きの円滑化を支援したほか、平成27年度		
的な業務運営体制	的な業務運営体制	的な業務運営体制			介護報酬改定に伴う特別養護老人ホームの		
の整備	の整備	の整備			対応状況を確認するため、顧客業務部、経営		
国の政策や福祉医	(1) 国の政策や福	(1) 事務・事業の	○ 福祉医療に係る	○ 平成 28 年度の業務運営体制について、	サポートセンター及び情報システム室が連携		
療に係る事業経営環	祉医療に係る事	合理化・効率化	事業の健全な発展	以下の組織見直しについて決定した。	してWAM NET基盤を活用したアンケー		
境が変化する中で福	業経営環境が変	を図るため、業	を総合的に支援する	a 企画管理部の創設	トを実施するなど、業務間で連携した取組み		
祉医療に係る事業の	化する中で福祉	務の実態を踏ま	ため、業務運営体制	ガバナンス態勢の更なる高度化等を図	を実施した。		
健全な発展を総合的	医療に係る事業	えつつ、業務運	を継続的に見直して	るため、業務管理課に集中していた各リ	○ 東日本大震災への対応については、引き続		
に支援するため、組	の健全な発展を	営体制の見直し	いるか。	スクの管理態勢を適切に分散できるよう、	き各事業の連携のもと適切に対応し、機構の		
織編成等の業務運営	総合的に支援す	を行う。		企画室を再編して「企画管理部」を創設	総合力や専門性を活かしつつ被災地の復興を		
体制を継続的に見直	るため、組織編			し、業務管理課を「リスク管理課」に改	支援するとともに、災害救助法が適用された		
すこと。	成等の業務運営			称して移管するとともに、総務企画部を	災害に対しては、貸付関係部が連携し、当該		
	体制について、			「総務部」に改称	地域における全貸付先について被害状況のフ		
	継続的に見直し			b 助成事業部の再編	ォローアップを実施したうえで、被災施設の		

を行う。		国等の政策の実現、顧客サービス向上	復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するために
		の観点から、地域課題の解決を目指すソ	必要な資金の融資や優遇措置を実施するな
		ーシャルビジネス(社会的事業)の担い	ど、業務間の連携を強化することにより、業
		手としてますます重要な役割を果たすこ	務の効率的な運営を図った。
		とが期待されている福祉系NPOに対す	
		る「貸付」・「助成」・「専門的助言や情報	<課題と対応>
		提供」による支援をワンストップで総合	特になし。
		的、効果的かつ効率的に実施するため、	
		福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再	
		編し、福祉医療貸付部に「NPOリソー	
		スセンター」を創設	
(2)国の政策や福 (	(2) トップマネジ ○ トップマネジ	メン 〇 トップマネジメントを補佐する経営企画	
祉医療に係る事	メント機能が有 ト機能が有効に	発揮 会議を月2回開催し、理事長からの「平成	
業経営環境の変	効に発揮される され、国の福祉	医療 27年度進発・経営企画会議理事長示達」を	
化等に迅速的確	よう、経営企画 施策の変化等は	こ関 はじめ、全役員による「平成27年度重点	
に対応するため、	会議等の効率的する重要事項に	迅速 目標の指示」、「平成 26 年度業務実績評価	
トップマネジメ	かつ効果的な運かつ的確に対応	しての検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的	
ントを補佐する	営に努める。いるか。	確に経営判断を行った。	
経営企画会議等		○ 役員連絡会を原則として毎週開催し、情	
の効率的かつ効		報セキュリティ対応などの機構内における	
果的な運営を図		重要情報の共有化及び問題意識の統一の徹	
る。		底を図った。	
(0) 4 H-1-1-2-7	(0) 日間江梨中極 (	# ☆ ○ まりよとほび、のやけっことは、コキ	
		第強 ○ 東日本大震災への対応については、引き はない 名乗業の連携のより 第四に対応し	
事業を実施してし	宣言の具体化に 化により、どの ウはて 機構の な業務策党の		
いる機構の特長	向けて、機構の な業務運営の3 総合力を発揮し、 化が図られてい		
や専門性を活かし、		いる 長や専門性を活かしつつ、被災地の復興を 支援するとともに、災害救助法の適用とな	
しつつ、業務間     の連携を強化す	業務間の連携を 強化することに か。	った平成27年9月の台風18号による大雨	
の連携を揺化りることにより、	より、業務の効	被害に対しては、貸付関係部が連携し、当	
業務の効率的な	率的な運営を図	該地域における全貸付先(716件)につい	
運営を図る。	る。	て被害状況のフォローアップを実施したう	
是日之四30。	· 🗸 0	え、被災施設の復旧・復興を円滑かつ迅速	
		に推進するために必要な資金の融資や優遇	
		措置を実施するなど、業務間の連携を強化	
		することにより、業務の効率的な運営を図	
		った。	
		○ 社会福祉法人の経営の高度化に向けた支	
		援については、福祉医療貸付部、顧客業務	
		部及び経営サポートセンターが連携し、経	

	営が悪化あるいは悪化が懸念される社会福
	社法人からの相談に迅速に対応することの
	できる態勢を整備するとともに、当該法人
	の経営状況に即した適切な対応を実施し
	た。 O WAN NETHOLITE A 本来
	○ WAM NET基盤を活用して、各事業
	に係る連絡用掲示板を設置し、高度な情報
	セキュリティを確保しつつ、機構内の各担
	当部署と外部団体等との各種事務手続きの
	円滑化を支援した。
	○ 平成 27 年度介護報酬改定に伴う特別養
	護老人ホームの対応状況について確認する
	ため、顧客業務部、経営サポートセンター
	及び情報システム室が連携し、WAM N
	E T 基盤を活用して、アンケートを実施し、
	分析結果を機構ホームページにおいて公表
	した。
	○ 経営サポートセンター及び情報システム
	室が連携し、特別養護老人ホームを経営す
	る社会福祉法人の動向調査をWAM NE
	T 基盤を活用して実施した。
■ 壮」の米ななな	
	○ 機構に対するお客さまのニーズを把握し て世界は新た図ス版织ス、または、際景の
のための具体的なイ	
ニシアティブを把	
握・分析し、評価し	
ているか。	ア経営理念、中期計画に基づく年度計画
	に沿って理事長が策定した経営方針に基
	づき、各部における重点目標(部として
	なすべき事項)を設定した。
	イ 各部における重点目標に基づき、人事
	評価制度を活用して各職員の個人目標と
	して展開した。これらの重点目標及び個
	人目標の進行管理については、品質マネ
	ジメントシステム及び人事評価制度に基
	づき適切に実施した。
	ウー人事評価結果に基づく処遇への反映に
	あたっては、給与においても人事評価結
	果による格差を設け、成果をあげた職員
	果による格差を設け、成果をあげた職員 の能力や実績の評価を明確にすることに

むことが可能となった。	
エ 各業務の特性に応じて、より専門性の	
高い職員の育成を目指すため、担当業務	
に必要な知識・技術の習得等を目的とし	
て各種研修を実施した。	
オ 理事長自らが今年度に昇格した職員及	
び新任の幹部職員との面談を実施し、今	
後の課題等の認識共有を図った。	
カ 業務の効率化、顧客サービス及び職場	
環境の向上を図るため、職員からの意見	
提案箱制度の運用を行った。	
キ 平成 27 年度経営方針において、「各業	
務において業務手順の見直し等業務の簡	
素化・効率化の検証を行い、業務の省力	
化について不断の努力を行うこと」及び	
「各部門が創意工夫のある取組みを積極	
的に実施すること」を掲げ、各部署にそ	
の実施を促すことにより、業務の効率化	
等が図られた。	
ク 各事業において、アンケート調査等を	
通じて顧客満足度調査を実施し、国民の	
ニーズの把握に努めるとともに、調査結	
果に基づき業務の継続的な改善を図っ	
た。	
ケ 平成 27 年度内部監査計画により、リ	
スクベースで設定した各部署に対する監	
査項目に基づき内部監査(書面監査、ヒ	
アリング調査)を実施し、監査結果に基	
づく報告書を発行するとともに、検出さ	
れた問題事象に関する改善活動をフォロ	
ーアップすることにより、業務改善の推	
進及びリスクの抑制を図った。	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4-2	業務管理(リスク管理)の充実							
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753					
度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)	
			前中期目標期間						当該年度までの累積値、平均値	
			最終年度値						等、目標に応じた必要な情報	
	訓練メール添付ファ	_	_	_	88.7%	97.6%				
	イル開封者の比率									
	達成度(増加率)	_	_	_	_	110.0%				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
2 業務管理(リス	2 業務管理(リス	2 業務管理(リス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
ク管理)の充実	ク管理)の充実	ク管理)の充実	なし		評定: A	<評定に至った理由>
					○ ガバナンスの更なる高度化を図るため、定	
			<その他の指標>		期的(毎月)に開催したガバナンス委員会に	
			なし		おいて、リスク等管理に係る各種モニタリン	
					グ活動の報告等の実施及び当該活動結果を	
			<評価の視点>		踏まえた関連規程等の見直しを行うととも	
効率的かつ効果的	(1) 効率的かつ効	(1) 新たなガバナ	○ 業務の健全性及	○ 定期的(毎月)に開催したガバナンス委	に、平成 27 年度リスク対応計画に係る実績	
な業務運営を行うと	果的な業務運営	ンス態勢の運用	び適切性を確保する	員会において、リスク等管理に係る各種モ	評価及び当該実績評価を踏まえた平成28年	
ともに、業務の健全	を行うとともに	を通じて洗い出	ため、監査機能及び	ニタリング活動の報告等の実施及び当該活	度リスク対応計画の策定を行い、金融検査マ	
性及び適切性を確保	業務の健全性及	されたリスク管	リスク管理機能等を	動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行	ニュアルの各項目に対する当機構の対応状況	
するため、監査機能	び適切性を確保	理機能に係る課	強化し、ガバナンス	うとともに、平成 27 年度リスク対応計画	の乖離(ずれ)を確認し、課題を認識すると	
及びリスク管理機能	するため、監査	題を検証すると	の更なる高度化を図	に係る実績評価及び当該実績評価を踏まえ	ともに、洗い出された課題についてPDCA	
等を強化するなど、	機能及びリスク	ともに、引き続	っているか。	た平成 28 年度リスク対応計画の策定を行	サイクルを通じた分析・評価、改善活動を行	
ガバナンスの更なる	管理機能等を強	き、ガバナンス		った。	った。	
高度化を図ること。	化し、顧客保護	態勢等の充実・		○ 平成 27 年度コンプライアンス・プログ	○ 業務継続計画を踏まえたサーバー等ハード	
なお、内部統制に	等管理態勢や信	強化を図るため、		ラムに基づき役職員向けにe-ラーニング研	ウェアの稼働確認や業務システム等に係る外	
ついては、更に充	用リスク管理態	リスクごとの適		修を実施(2回)し、機構内コンプライア	部委託先との連絡確認及び機構全体での初	
実・強化を図るもの	勢等の充実を図	切な管理及びモ		ンスの周知徹底を図るとともに、研修時に	動訓練を実施するとともに、新たに支店災害	
とし、その際、総務	り、ガバナンス	ニタリングを実		実施したアンケートに基づき機構内のコン	用ホストコンピュータへの切り替え訓練や業	
省の「独立行政法人	の更なる高度化	施するほか、内		プライアンス態勢の現状分析を行い、平成	務継続計画におけるシステム復旧目標の事前	
における内部統制と	やALM(資産	部統制強化に資		28 年度コンプライアンス・プログラムの策	検証に基づいた訓練を行った。	
評価に関する研究	負債管理)シス	する内部監査機		定を行った。	○ リスクベース・アプローチに基づく内部監	
会」が平成22年3	テムの活用等に	能の強化を図る		○ 業務継続計画に基づく安否確認訓練及び	査を効果的に実施するとともに、組織及び社	
月に公表した報告書	より金利リスク	など、更なる高		災害時想定訓練を実施し、役職員の業務継	会におけるリスク管理上の課題を分析・評価	
(「独立行政法人に	を管理すること	度化を推進する。		続計画に対する認知度及び防災意識等の向	したうえで平成 28 年度内部監査計画を策定	
おける内部統制と評	で、機構が被る	また、顧客保		上を図るとともに、災害時対応に係る課題	するなど、ガバナンスの更なる高度化を推進	
価について」) 及び総	リスクの抑制に	護及び情報資産		の洗い出し及び検証を通じて優先復旧業務	した。	
務省政策評価・独立	努める。	の安全確保のた		に係る目標復旧時間の見直し等、業務継続	○ 平成27年6月1日に判明した特殊法人に	
行政法人評価委員会	なお、内部統	め、情報セキュ		計画の見直しを行った。	おける大量個人情報の流出を契機として、情	
から独立行政法人等	制については、	リティ対策の強		○ 災害時における情報システム復旧計画に	報セキュリティ対策として、判明日翌日に標	
の業務実績に関する	更に充実・強化	化を図る。		基づく災害時を想定した初動訓練に加え、	的型攻撃メールに対する対応方法について情	
評価の結果等の意見	を図るものとし、			業務継続計画を踏まえシステム復旧目標の	報セキュリティ管理者より全役職員に指示を	
として各府省独立行	その際、総務省			事前検証を行うとともに、新たに支店災害	行ったほか、年金担保貸付事業に係る個人情	
政法人評価委員会等	の「独立行政法			用ホストコンピュータへの切り替え訓練を	報を含むデータをインターネットと分離した	
に通知した事項を参	人における内部			行うなど、現実的な想定に依拠した訓練を	オフライン環境へ直ちに移行するなど、迅速	
考にするものとする	統制と評価に関			実施した。	な対応を図った。	
こと。	する研究会」が			○ 各部署共通及び業務特性に応じた固有の	さらには、技術的対策として、機構のネッ	

				<del>_</del>
また、政府の方針	平成22年3月		リスクを抽出し評価したうえで、監査項目	トワーク環境をインターネットに接続する環
を踏まえ、適切な情	に公表した報告		を選定し、リスクベース・アプローチに基	境(オープンセグメント)と個人情報等を保
報セキュリティ対策	書(「独立行政法		づく内部監査を効果的に実施するとともに、	存する当機構内に閉じた環境(クローズセグ
を推進すること。	人における内部		組織及び社会におけるリスク管理の動向や	メント)に分離し、ネットワークの二重化を
	統制と評価につ		平成 27 年度内部監査の結果等を踏まえ、	行い、万全のセキュリティ環境を整備したこ
	いて」)及び総務		リスク管理上の課題を分析・評価し、平成	とに加え、人的対策として、役職員向けに標
	省政策評価・独		28年度内部監査計画を策定した。	的型攻撃メール対処方法及び情報セキュリテ
	立行政法人評価			ィポリシーに係る周知徹底を目的とした情報
	委員会から独立	○ ALMシステムを	○ 市場リスク及び流動性リスクの管理にあ	セキュリティ研修 (e-ラーニング研修) を実
	行政法人等の業	適切に活用するな	たり、ALMの手法によるマチュリティラ	施するとともに、セキュリティ研修の内容に
	務実績に関する	ど、金利リスクの抑	ダー分析及びデュレーション分析等を定期	ついて理解状況を確認するため、標的型攻撃
	評価の結果等の	制に努めているか。	的に実施した。	メール対処訓練及び情報セキュリティに係る
	意見として各府			自己点検を実施するなど、情報セキュリティ
	省独立行政法人	○ 情報セキュリティ	○ 特殊法人における個人情報の流出を契機	対策の強化に取り組んだ結果、標的型攻撃訓
	評価委員会等に	対策の充実を図って	に、貸付事業や退職手当共済事業等におい	練メールの添付ファイルを開封しなかった者
	通知した事項を	いるか。	て大量の個人情報等の重要情報を保有して	の比率が平成 26 年度の 88.7%から平成 27
	参考にするもの		いることを踏まえ、個人情報等の漏えいを	年度には97.6%に改善され、情報セキュリテ
	とする。		防止するための取組みとして、インターネ	ィに対する役職員の意識の向上が図られた。
	また、政府の		ットと分離したオフラインネットワークを	○ 顧客サポート等に係る対応状況、事務リス
	方針を踏まえ、		構築し、個人情報等を取り扱う環境をオフ	ク等に係る自課検査の実施状況及び保有顧
	適切な情報セキ		ライン環境に限定したうえで、オフライン	客情報の管理状況等については、モニタリン
	ユリティ対策を		及びオンラインネットワークそれぞれに専	グを通じて洗い出しを行った課題等を踏ま
	推進する。		用端末を設置(ネットワークの二重化)す	え、関係規程等の改正を実施するとともに、
			るとともに、ファイルの自動暗号化機能を	各種リスクの管理を含めた品質マネジメント
			導入するなど、個人情報等漏えい防止のた	システムのレビュー(点検)を実施し、機構
			め、万全のセキュリティ環境を整備した。	の品質マネジメントシステムの継続性及び有
			○ 情報漏えいを未然に防止するため、役職	効性の確認を行ったほか、内部監査の結果か
			員向けに標的型攻撃メール対処方法に係る	ら検出された問題事象や平成 26 年度のシス
			周知徹底を目的とした情報セキュリティ研	テムリスク外部監査で示された課題に対する
			修 (e-ラーニング研修) を実施するととも	改善活動をフォローアップするなど、業務改
			に、情報セキュリティ対策の実効性を確保	善の推進及び事務リスク等の抑制を図った。
			するため、標的型攻撃メール対処訓練を実	○ 業務改善活動の活性化として、職員からの
			施した結果、訓練メールの添付ファイルを	意見提案箱制度を引き続き運用するなど、業
			開封しなかった者の比率が平成26年度の	務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向
			88.7%から平成 27 年度には 97.6%となっ	上を図った。
			た。	
			○ 適正な情報セキュリティ管理体制を継続	<課題と対応>
			的に推進するため、情報セキュリティポリ	特になし。
			シーに係る周知徹底を目的とした情報セキ	
			ュリティ研修 (e・ラーニング研修) を実施	
			するとともに、情報セキュリティ研修内容	
			100	

<u> </u>				
			に係る遵守状況を確認するため、情報セキ	
			ュリティに係る自己点検を実施した。	
(2) 内部監査、顧	(2) 品質マネジメ	○ 国民からの苦情・	○ 顧客サポート等に係る対応状況、事務リ	
客満足度調査、	ントシステムの	指摘についての分	スク等に係る自課検査の実施状況及び保有	
各種データ分析	継続的な運用を	析·対応、内部監査、	顧客情報の管理状況等のモニタリングを通	
などに基づく是	通じ、ガバナン	顧客満足度調査、各	じて実態把握するとともに、課題の洗い出	
正・予防処置活	ス態勢とあわせ	種データ分析などに	し及び課題解消のための関係規程等の改正	
動により、業務	業務上の課題や	基づく是正・予防処	を実施した。	
改善の推進及び	顧客からのニー	置活動により、業務	○ 各種リスクの管理を含めた品質マネジメ	
事務リスクの抑	ズ等を適切に把	改善の推進及び事	ントシステムのレビュー (点検) を実施し、	
制を図る。	握のうえ、モニ	務リスクの抑制を図	機構の品質マネジメントシステムの継続性	
	タリングを実施	っているか。	及び有効性の確認を行った。	
	し改善措置等を		○ 内部監査(書面監査、ヒアリング調査)	
	講じる。		を実施し、監査結果に基づく報告書を発行	
	また、リスク		のうえ、検出された問題事象及び前年度に	
	管理に重点化し		検出された問題事象に関する改善活動をフ	
	た内部監査を実		ォローアップした。	
	施し、監査結果		○ システムリスク管理の強化を目的として、	
	に基づく改善計		平成 26 年度に受けたシステムリスク外部	
	画の進捗管理を		監査に係る監査報告書で示された課題につ	
	徹底することに		いて、改善活動をフォローアップした。	
	より、事務リス			
	クの抑制を図る。			
また、職員の	さらに、業務	○ 職員の業務改革	○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環	
業務改革等に向	改革等に向けた	等に向けた取り組み	境の向上を図るため、職員からの意見提案	
けた取組を奨励	職員の自主的な	を奨励し、業務改善	箱制度を引き続き運用した。	
し、業務改善活	取組みを奨励し、	活動の活性化を図	○ 職員が仕事と子育ての両立を図ることが	
動の活性化を図	業務改善活動の	っているか。	でき、働きやすい環境をつくることによっ	
り、効率的かつ	推進及び更なる		てその能力を十分発揮できるよう、第1期	
効果的な業務運	活性化に取り組		(平成 23 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31	
営を行う。	む。		日)に引き続き第2期(平成 25 年4月1	
			日~平成 27 年 3 月 31 日) においても行動	
			計画を策定・推進した結果、平成 27 年 10	
			月 14 日付で厚生労働省より次世代育成支	
			援対策推進法第 13 条に基づく基準適合一	
			般事業主に認定され、次世代認定マーク「く	
			るみん」を更新した。	
			○ 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援を	
			目的として、両立支援制度の概要や復帰時	
			の手続き等の説明のほか、復帰後の育児と	

け東の声立体について、 <b>韓担</b> 中の本田は光	
仕事の両立等について、職場内の育児休業 経験者との情報交換を行うための「育児休」	
業取得者の職場復帰支援懇談会」を開催(2	
回)した。	
○ 仕事と介護の両立を支援することを目的	
として、介護に関する手続きや休暇・休業	
制度の基礎知識等を習得するための介護支	
接研修を実施した。 	
■ 内部統制(業務の ○ 業務の有効性・効率性	
有効性及び効率性、アの機構のミッションは、福祉の増進並び	
財務報告の信頼性、に医療の普及及び向上を図ることにあり、	
業務活動に関わる法 厚生労働大臣から指示された中期目標に	
令等の遵守等)に係 基づき、この社会的使命を効率的かつ効	
る取組についての評 果的に果たすことができるよう業務運営	
価が行われているとに邁進している。	
か。 また、平成 20 年 10 月に経営理念「民	
間活動応援宣言」を策定し、「国の政策	
効果が最大になるよう、地域の福祉と医	
療の向上を目指して、お客さまの目線に	
立ってお客さま満足を追求することによ	
り、福祉と医療の民間活動を応援する。」	
という組織の進むべき方向性を明確にし	
ている。	
「民間活動応援宣言」については、イ	
ントラネット内の掲示板及び執務室内の	
各所に掲示し、全役職員が日々、経営理	
念を意識した業務運営を行うとともに、	
「民間活動応援宣言」の実現に向けて、	
平成 21 年 4 月から理事長を本部長とす	
る組織横断的なプロジェクト「民間活動	
応援本部」を立上げ、組織全体で対応す	
る仕組みを構築し、全役職員の士気の向	
上を図っている。	
イ 理事長から全役職員に対して、役員会	
及び経営企画会議等において、「お客さ	
ま目線と健全性」という2つのものさし	
を念頭に置き、全役職員が一体となって、	
社会的使命を果たすために主体的に業務	
を邁進するよう指示がなされるなど、機	
構においては、理事長の指揮、監督のも	

とで、統制環境の整備を図りつつ、社会 的使命を果たすために全役職員が一丸と なり、業務を推進している。 ウ 中期目標及び「民間活動応援宣言」に 基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く 環境の変化を勘案しつつ、各部へのヒア リング結果を踏まえ、中期計画及び年度 計画の素案を作成し、全役員・幹部職員 で構成される経営企画会議において協議 したうえで、中期計画及び年度計画を策 定している。 全役職員が中期計画及び年度計画の策 定に参画することによって、機構の社会 的使命が周知されるとともに、目標の達 成に向けての組織内での意識の共有化を 図っている。 エ 中期目標及び「民間活動応援宣言」を 達成するため、毎年度、経営方針を定め、 各部における重点目標(部としてなすべ き事項)を定めている。また、それを達 成すべく各課(室)における重点目標(課 としてなすべき事項)を定め、さらに、 個人の目標にブレークダウンし、全役職 員ごとにアクションプランを定め、ミッ ションの達成に向けた行動計画を作成し ている。 なお、個人の目標にブレークダウンさ れた取組みについては、人事評価制度の 運用を通じて、その進捗状況を管理する とともに、人事評価結果を人事及び給与 等に適切に反映することにより、士気の 高い組織運営を図っている。 オ 理事長が主宰するトップマネジメント 機能を補佐する経営企画会議を効果的に 開催し、重要案件に対して迅速かつ的確 な経営判断を行うとともに、役員連絡会 を開催し、組織内での情報の共有化及び 問題意識の統一の徹底を図っている。 カ 毎年度初めの経営企画会議において、 理事長から役員・幹部職員に対して、「進 発・経営企画会議理事長示達」と題して、 106

当該年度における重点目標・課題等の明 確な指示がなされている。また、経営企 画会議において、理事長所感(理事長の 経営姿勢や考え方等)を役員・幹部職員 に対して周知すると同時に、この理事長 からの示達及び理事長所感については、 イントラネットを通じて全職員に対して も発信され、組織内での目標・問題意識 の共有化を図っている。 キ 理事長の指示に基づき、次のとおり各 現業部門または管理部門の状況等を取り まとめ報告するための態勢を整備し、理 事長によるマネジメントの実行性を確保 している。 ・ 毎月の経営企画会議において、業務 の進捗状況及び業務プロセスの監視状 況のモニタリングを行い、課題等を抽 出したうえで、改善策の指示等が行わ れている。また、併せて、各事業にお けるコスト管理も行い、効率的な業務 運営を図っている。 内部監査計画により、リスクベース で設定した各部署に対する監査項目に 基づき、内部監査(書面監査、ヒアリ ング調査)を実施し、監査結果に基づ く報告書を発行のうえ、検出された問 題事象及び前年度に検出された問題事 項に関する改善活動をフォローアップ した。 また、監査結果に基づき、今後組織 的に取り組むべき課題等をとりまとめ、 経営企画会議において内部監査の総括 報告を行っている。 上記の取組みのとおり、理事長の指揮、 監督のもとで、機構のミッション(民間活 動応援宣言)を効率的かつ効果的に果たす ための統制環境を構築している。 ○ 財務報告等の信頼性 会計監査人による監査、監事監査、内部 監査、会計検査院による監査などにより信 頼性を確保している。 107

○ 法令等の遵守	
ア 違反行為を未然に防止すること及び違	
反行為発生時に適切に対応するため整備	
している「独立行政法人福祉医療機構法	
令等の遵守に関する規程」、「独立行政法	
人福祉医療機構コンプライアンス・マニ	
ュアル」等について、適宜、研修等の機	
会を通じ役職員への周知徹底及び法令等	
遵守意識の定着の徹底を図っている。	
イ 個人情報保護を適切に実施する観点か	
ら「独立行政法人福祉医療機構顧客情報	
管理規程」及び「顧客情報保護マニュア	
ル」について必要な見直しを図り、併せ	
て、特定個人情報等の管理に係る関係規	
程等についても必要な整備及び見直しを	
図っている。また、ガバナンス委員会に	
おいて個人情報の管理状況に係るモニタ	
リングの報告を行うなど、個人情報保護	
の重要性を踏まえた対応を図っている。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
4-3	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753
度		レビュー	

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)
			前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値、平均値
			度値						等、目標に応じた必要な情報
	常勤職員数(計画	期末の常勤職員数を期初の	_	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	_
	值)	常勤職員数の 100%以内							
	常勤職員数(実績		83.9%	86.6%	86.6%	86.6%			_
	値)								
	達成度	_	_	115.5%	115.5%	115.5%			_

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第6 その他業務運	第9 その他主務省	第9 その他主務省	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
営に関する重要	令で定める業務	令で定める業務	① 期末の常勤職員	① 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び	評定:B	<評定に至った理由>
事項	運営に関する事	運営に関する事	数を期初の常勤職	人員配置の見直しを行った結果、平成 27	○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、	
	項	項	員数の100%以内	年度末の常勤職員数は 259 人 (再雇用職員	管理職の参事制度(年齢到達により管理職ポ	
通則法第29条第	独立行政法人福祉		とする。	4 人を含む)、期初の常勤職員数の 86.6%	ストを外れる仕組み)を見直し、対象年齢を	
2項第5号のその他	医療機構の業務運営			となり、中期計画を達成した。	引き下げるとともに、課長代理職についても	
業務運営に関する重	並びに財務及び会計		<その他の指標>		副参事制度(年齢到達により課長代理ポスト	
要目標は、次のとお	に関する省令(平成		なし		を外れ、本俸▲10%とする仕組み)を導入す	
りとする。	15年厚生労働省令				るなど、組織の活性化に向けて取り組んだ。	
	第148号)第4条				○ 政府が女性の活躍推進に向けた取組みを進	
	の業務運営に関する				めるなか、機構においても女性の積極登用に	
	事項は、次のとおり				向けた取組みを行い、平成27年度末におけ	
	とする。				る女性役員登用の目標値(1 名)、女性管理	
			<評価の視点>		職割合の目標値(6.5%)をそれぞれ達成す	
人事に関する事項	1 職員の人事に関	1 職員の人事に関			ることができた。	
	する計画	する計画			○ 人事評価制度については、その適正な運用	
(1) 効率的かつ効	(1) 方針	(1) 方針			を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞	
果的な業務運営	① 効率的かつ	① 効率的かつ	○ 職員の人事に関	○ 管理職の参事制度(年齢到達により管理	与等に反映させたほか、評価スキルの向上等	
を行うため、組	効果的な業務	効果的な業務	する計画について、	職ポストを外れる仕組み)を見直し、対象	を目的として評価者である管理職を対象にし	
織編成及び人員	運営を行うた	運営を行うた	中期計画に掲げる方	年齢を引き下げるとともに、課長代理職に	た人事評価研修を実施した。	
配置を実情に応	め、組織編成	め、業務の実	針に基づき、実施し	ついても副参事制度(年齢到達により課長	○ 研修については、担当業務に必要な知識・	
じて見直すこ	及び人員配置	情に即した、	ているか。	代理ポストを外れ、本俸▲10%とする仕組	技術の習得、職員の能力開発等を目的として	
と。	を実情に即し	より適正な組		み)を導入し、中堅職員の積極登用の推進	各種研修を実施するとともに、若手職員の育	
	て見直す。	織編成及び人		及び組織の活性化を図った(平成 26 年度	成・専門性の向上に資するため、国の政策動	
		員配置を行う		より段階的に実施し、平成 28 年度までに	向を踏まえた平成 27 年度若手職員勉強会年	
		とともに、組		対象年齢を 55 歳まで引下げ)。	間計画を策定のうえ勉強会を開催(9回)し	
		織の活性化に		○ 政府が女性の活躍推進に向けた取組みを	た。また、昨年度に引き続き、係員を対象と	
		向けた取組を		進めるなか、機構においても女性の積極登	して機構業務に必要な基礎知識を習得するた	
		進める。		用に向けた取組みを行い、平成 27 年度末	めの基礎知識研修や各業務基礎研修を実施	
				における女性役員登用の目標値(1名)、女	したほか、金融業務機能の強化を目的として、	
				性管理職割合の目標値(6.5%)をそれぞれ	貸付部門に所属する職員を対象とした研修通	
				達成した。	信教育(金融業務能力検定)を新たに実施す	
					るなど、研修内容の充実を図った。	
(2) 人事評価制度	② 人事評価制	② 人事評価制	○ 職員の努力とその	○ 人事評価制度における目標設定・達成基	○ 人員に関する指標については、平成27年	
の運用により職	度の適正な運	度を引き続き	成果が適切に人事	準の設定ポイントの理解、評価基準に対す	度末の常勤職員数は 259 人 (再雇用職員 4	
員の努力とその	用を行い、評	適正に実施し、	上評価されている	るレベル感の均一及び評価スキルの更なる	名を含む)、期初の常勤職員数の 86.6%とな	
成果を適正に評	価結果を人事	人事や給与へ	カゝ。	向上を図ることを目的として、評価者であ	り、中期計画を達成することができた。	
価するとともに、	及び給与等に	の反映等の取		る管理職を対象にした人事評価研修を実施		

人材の育成に努	反映し、士気	組を進める。	した。	<課題と対応>
め、士気及び専	の高い組織運		○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、	特になし。
門性の高い組織	営に努める。		引き続き評価結果を昇給、賞与等に反映さ	
運営に努めるこ			せた。	
٤.				
	③ 職員の資質	③ 担当業務に	○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開	
	向上を図るた	必要な知識・	発等を目的として、公開セミナー(「交渉	
	め、担当業務	技術の習得、	力向上研修」ほか)、通信教育(「企画&プ	
	に必要な知	能力開発等を	レゼンスキルアップコース」ほか)及び部	
	識・技術の習	目的とした、	署毎における固有の能力を習得するための	
	得、能力開発	より効果的な	専門研修を実施した。(公開セミナー参加	
	等を目的とし	研修を実施す	者:37名、通信教育受講者:14名)	
	た各種研修を	る。	○ 入社から数年を経過した係員層を対象と	
	実施するとと	また、専門	して、機構業務に必要な独立行政法人の法	
	もに、引き続	性を磨き、民	令や貸付契約等の基礎知識を習得するため	
	き外部との人	間活動への支	の基礎知識研修のほか、多岐にわたる機構	
	事交流を行う。	援の質を高め	の各事業に係る制度概要や今後の課題等を	
		るため、若手	習得する業務基礎研修を実施した。	
		職員の育成を	○ 国の政策動向を踏まえた平成 27 年度若	
		目的とした福	手職員勉強会年間計画を策定し、「生活困	
		祉医療分野に	窮者支援」に関する勉強会を開催するなど、	
		関する専門研	外部講師による計9回の勉強会を実施した。	
		修や金融業務	○ 福祉医療分野に関する専門的知識の向上	
		機能の強化の	を目的として、医療・福祉系大学院が主催	
		ための研修を	する地域包括ケアの事業マネジメントや戦	
		実施するとと	略的医療経営分析等についての学習コース	
		もに、民間金	を専門研修の受講メニューに追加した。	
		融機関等への	○ 金融業務機能の強化を目的として、貸付	
		研修派遣を行	部門に所属する職員を対象とした通信教育	
		う。	(金融業務能力検定)を新たに実施した。	
			(融資コース:11 名、法務コース:1 名、	
			財務コース:3名)	
			○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、	
			民間金融機関等への研修派遣を継続して実	
			施した。	
		(2)人員に係る指		
	標	標		
	期末の常勤職	平成27年度	期末の常勤職員 ○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。   111	

員数を期初の	常末の常勤職員数	数が期初の常勤職
勤職員数の1		数が類切り帯動職員数の100%以内
り%以内とする		となっているか。
(参考1)	J. 0 /0 /2/12 9 J.	C1217 C11101110
	∃	
数		
299	, l	
(参考2)	H	
中期目標期間		
の人件費総額	見	
込み		
10, 187		
百万ト		
ただし、上記		
額は、役員報酬		
びに職員基本給		
職員諸手当及び		
間外勤務手当に		
当する範囲の費	用	
である。		
	に 2 施設及び設備に	
関する計画	関する計画	
なし	なし	
3 積立金の処分	に 3 積立金の処分に	
関する事項	関する事項	
前期中期目標の		
	にからの繰越積立金は、	
	法 独立行政法人福祉医	
	の 療機構法第12条第	
	積 1項に定める業務の	
	、財源に充てることと	
その額に相当する		
額のうち厚生労働		
臣の承認を受けた		
額について、独立		
政法人福祉医療機		
法第12条第1項		
伝第12条第1項		
充てることとする。		

			<u></u>
  ○ 国	家公務員の再	○ 国家公務員の再就職者は、役員・職員と	
就職者	者のポストの見	もいない。なお、国家公務員の再就職者が	
直し	を図っている	就く嘱託ポストに該当するものは設置して	
か。 pho pho pho pho pho pho pho pho	寺に、役員ポス	いない。	
トのな	公募や、平成2		
1年月	度末までに廃止		
するよ	よう指導されて		
いる明	属託ポストの廃		
止等に	は適切に行われ		
たか。			
○ 独·	立行政法人職	○ 該当ポストなし。	
員の乳	再就職者の非		
人件賽	費ポストの見直		
しを図	図っているか。		